

# 箱根町 第2次子ども・子育て 支援事業計画

子どもは財産！箱根で子育て！みんなで子育て！



箱根町

## 箱根町第2次子ども・子育て支援事業計画策定にあたって

わが国では、急速な少子高齢化が進展し、社会経済の根幹を揺るがしかねない大きな社会問題となっています。本町でも、出生数の減少や子育て世代の転出等により少子高齢化が進行し、地域活力の維持が喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の中、本町では、少子化対策を最重要課題として捉え、平成27年度を「ストップ・少子化元年！」とし、「子どもは財産！箱根で子育て！みんなで子育て！～子育てするなら箱根町～」を基本理念とする「箱根町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援を包括的に推進してきました。子育て世代の経済的支援として、すべての子どもに対して、幼児教育・保育の無償化、給食費の無償化等の児童福祉関係の充実に加え、総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の整備ほか、不妊症・不育症治療費の助成や母子保健事業の充実、子ども宅食サービス事業などによる子どもへの見守り、子ども家庭総合支援拠点の開設により、児童虐待防止の強化など、子ども・子育てを一括した様々な切れ目のない支援を展開しています。

今回、子ども・子育て支援のニーズに対応するために令和2年度から令和6年度までを計画期間とした「箱根町第2次子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画を基に、町民の皆様のニーズを的確に捉え「箱根町で子育てをしたい」「箱根町で育てよかった」「箱根町で子育てをしてよかった」と思われるよう、少子化対策等を引き続き進めるとともに、子どもの最善の利益が実現される地域社会を目指した、まちづくりに努めてまいります。

最後になりますが、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました箱根町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等へのご協力をいただいた町民の皆様、関係機関の方々等に、心からお礼申し上げます。

令和2年3月

箱根町長 山口昇士

# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の対象 .....	2
3 計画の性格 .....	3
4 計画の期間 .....	4
<b>第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状</b> .....	<b>5</b>
1 統計データに見る現状 .....	5
2 教育・保育施設等の現状 .....	14
3 アンケート調査結果に見る現状 .....	19
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>51</b>
1 基本理念 .....	51
2 基本的な視点 .....	52
3 基本目標 .....	53
4 施策の体系 .....	56
<b>第4章 基本目標ごとの取組</b> .....	<b>59</b>
基本目標1 安心して子育てができる環境の整備の充実 .....	59
基本目標2 母性・乳幼児等の健康の確保及び増進【健やか親子21（母子保健計画）】 .....	61
基本目標3 地域における子育ての支援 .....	67
基本目標4 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備 .....	77
基本目標5 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進 .....	84
基本目標6 子育てを支援する生活環境の整備 .....	91
基本目標7 子どもたちの安全の確保 .....	94
基本目標8 職業生活と家庭や地域での生活との両立の推進 .....	96
<b>第5章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み</b> .....	<b>99</b>
1 教育・保育提供区域の設定 .....	99
2 子ども数の推計 .....	100
3 教育・保育の量の見込みと確保方策等 .....	101
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 .....	104
5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保 .....	113
6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 .....	113
7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携 .....	113
8 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携 .....	113
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>113</b>
1 計画の推進体制 .....	115
2 計画の達成状況の点検及び評価 .....	115
<b>資料編</b> .....	<b>117</b>
1 箱根町子ども・子育て会議条例 .....	117
2 箱根町子ども・子育て会議委員名簿（令和元年度） .....	119

## 第1章 計画策定にあたって

---



# 1 計画策定の趣旨

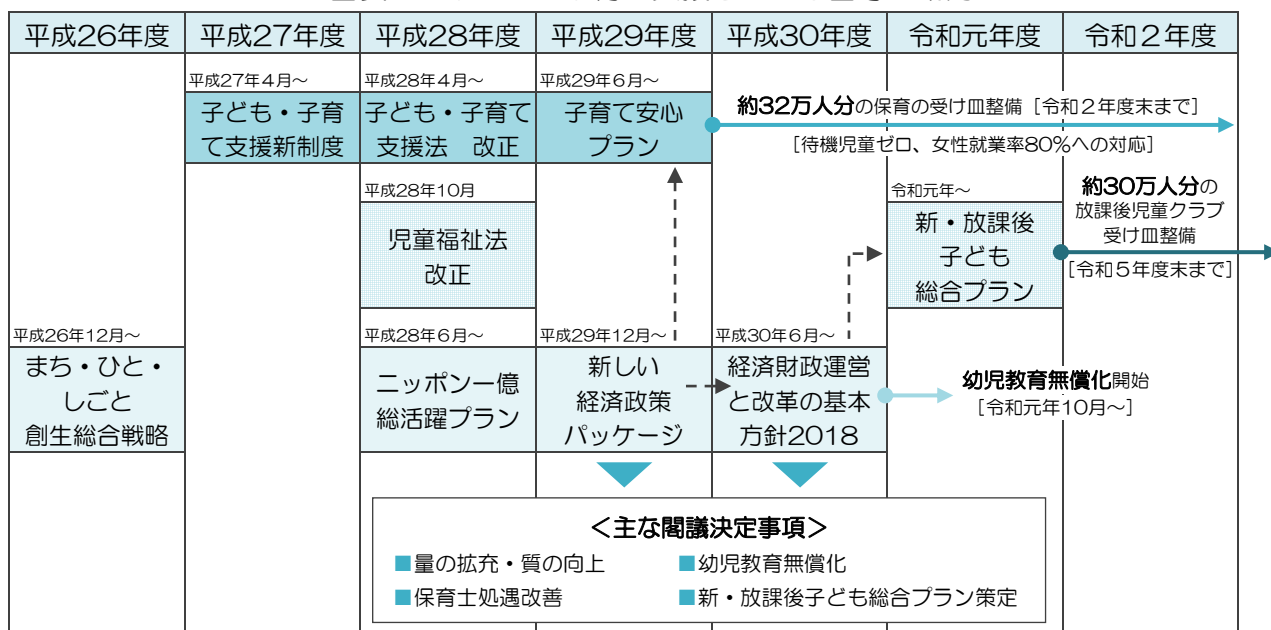
わが国では急速な少子化・核家族化が進行する一方で、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加等により、子育て世帯の負担の増加、保育ニーズの拡大による待機児童の発生等、子ども・子育てを取り巻く問題の早急な対応が求められています。

このような中で、国においては、平成24年8月に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、平成27年度から幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた教育・保育の提供等を図ることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

また、待機児童数が増加していることを受け、平成28年4月1日に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が施行、平成30年3月には、待機児童の解消を目標に掲げる「子育て安心プラン」の内容を反映した「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」が改正、放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備等を推進するために「新・放課後子ども総合プラン」の策定が行われる等、さまざまな法改正等が実施されています。さらには、令和元年10月から認可、認可外にかかわらず幼児教育・保育の無償化が実施されるなど、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

箱根町においては、子ども・子育て支援新制度のもとで、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、平成27年度から5年間を計画期間とする「箱根町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもは財産！箱根で子育て！みんなで子育て！～子育てするなら箱根町～」を基本理念としながら、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりに取り組んできました。この度、令和元年度をもって計画期間が満了すること、また、国の基本方針の改定やさまざまな法改正、社会情勢の変化に対応するため、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「箱根町第2次子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

《図表1 子ども・子育て支援をめぐる国等の動向》



## 2 計画の対象

本計画の対象は、町内すべての子どもとその家族、地域住民、事業主とします。また、「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を指し、子ども・子育て支援法に基づく各事業は、おおむね11歳の小学生までを対象とします。

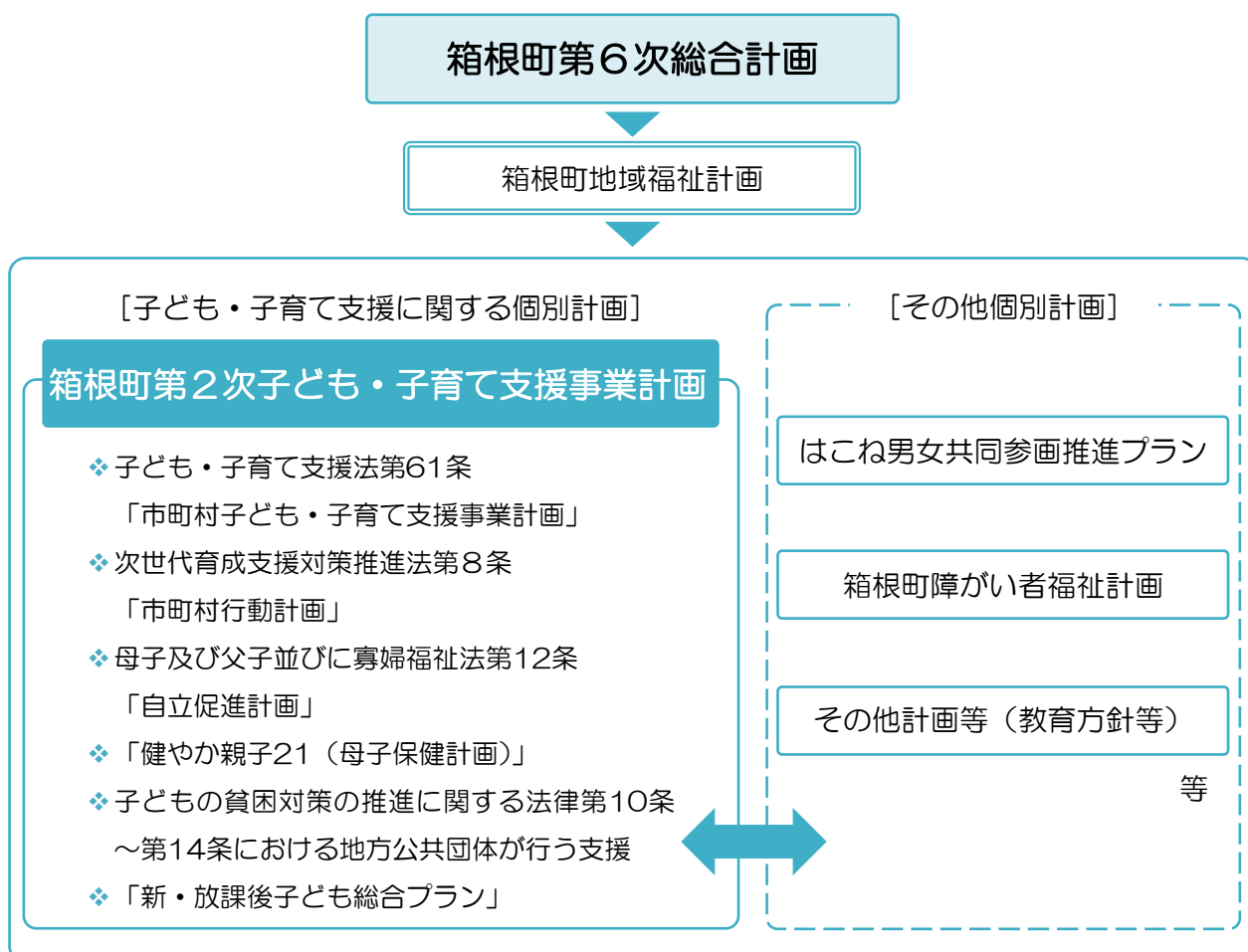
### 3 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として、位置づけられます。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の「自立促進計画」、国の「健やか親子21（母子保健計画）」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条～第14条における地方公共団体が行う支援、新・放課後子ども総合プランについて、本町の施策を盛り込んだものです。

なお、本計画の策定にあたっては、「箱根町第6次総合計画」や「はこね男女共同参画推進プラン」、「箱根町障がい者福祉計画」をはじめ、上位・関連計画等との整合性を図りながら定めています。



《図表2 計画の性格》



## 4 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。また、計画期間中においても、社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

《図表3 計画の期間》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本計画						
次期計画					見直し	



## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

---



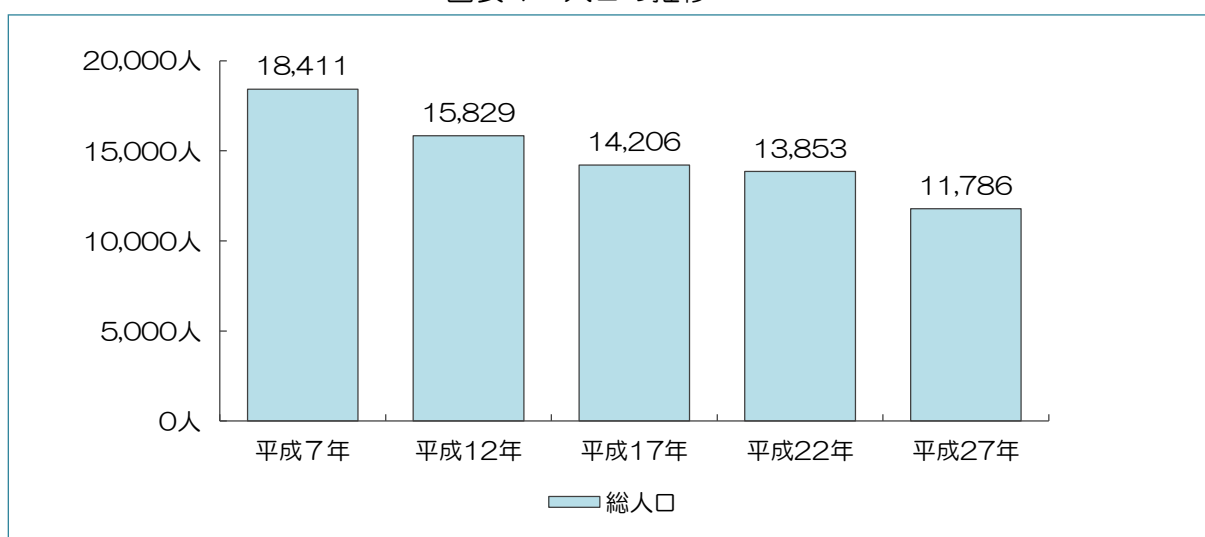
# 1 統計データに見る現状

## 1-1 人口及び世帯数

人口は減少傾向にあり、平成27年では、平成17年（10年前）に比べ2,420人減少し、平成7年（20年前）の人口の約64%です。

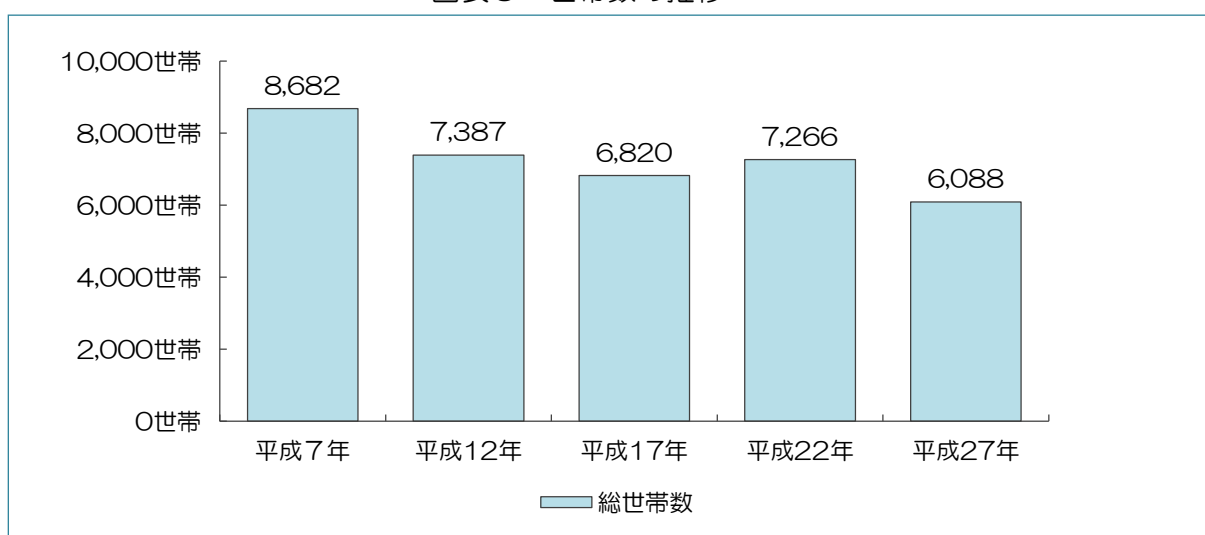
また、世帯数は平成17年（10年前）に比べ732世帯の減少となっています。

《図表4 人口の推移》



資料：国勢調査

《図表5 世帯数の推移》

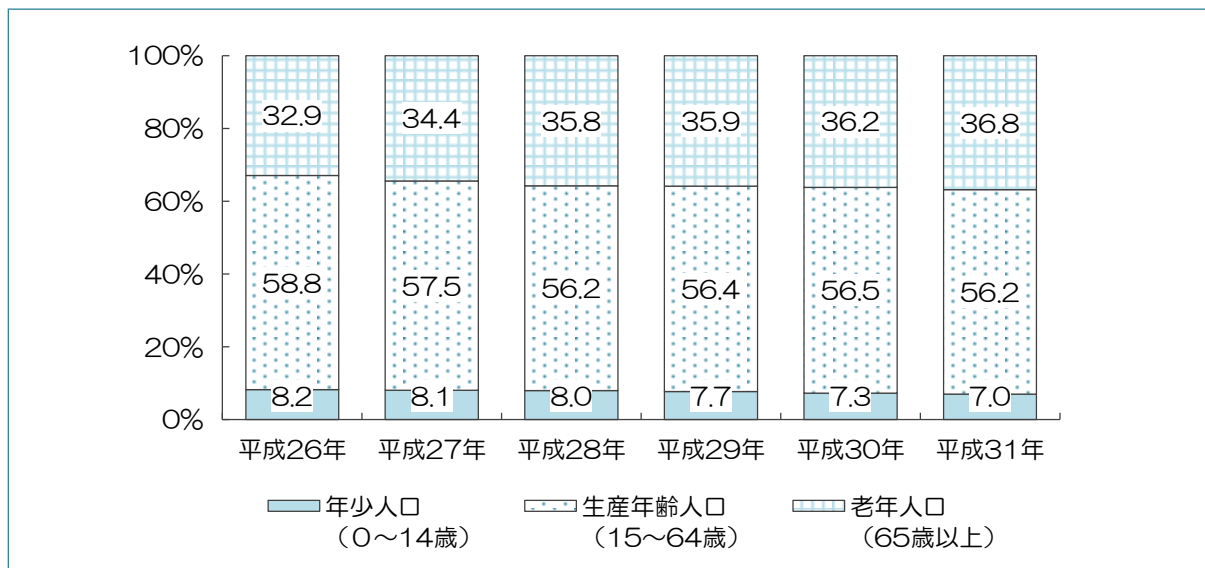


資料：国勢調査

## 1-2 年齢3区分別人口

人口を年齢3区分別に見ると、平成31年4月1日現在、年少人口（0～14歳）は807人（7.0%）となっており、平成26年と比べると、222人の減少となっています。

＜図表6 年齢3区分別人口割合の推移＞



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

＜図表7 年齢3区分別人口の推移＞

（単位：人、%）

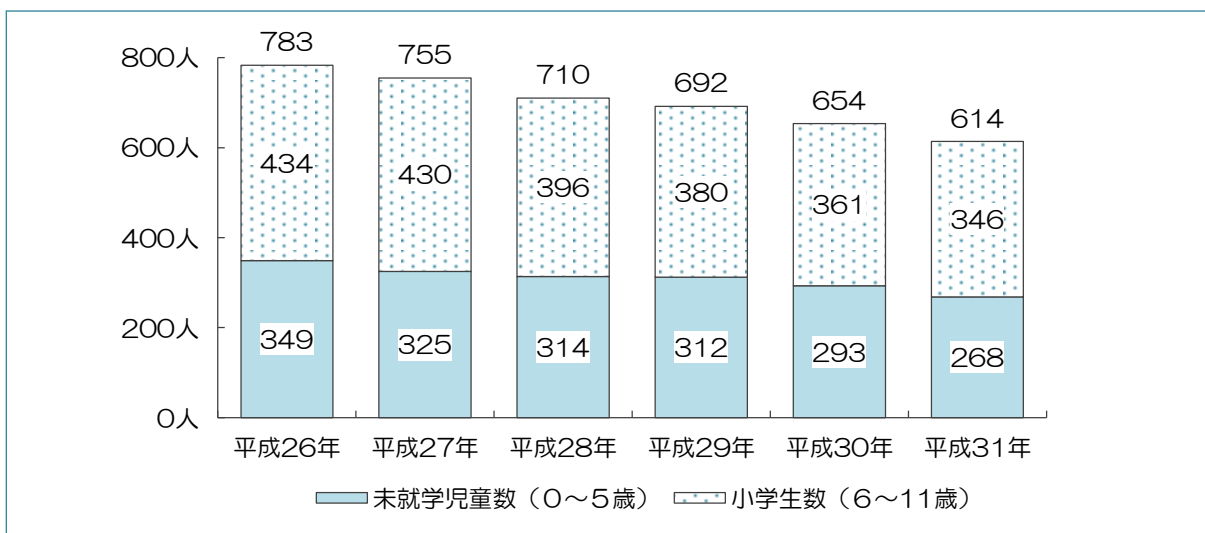
区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
年少人口 (0～14歳)	1,029	998	958	917	859	807
	8.2	8.1	8.0	7.7	7.3	7.0
生産年齢人口 (15～64歳)	7,354	7,121	6,726	6,732	6,667	6,492
	58.8	57.5	56.2	56.4	56.5	56.2
老年人口 (65歳以上)	4,117	4,264	4,285	4,282	4,276	4,258
	32.9	34.4	35.8	35.9	36.2	36.8
総人口	12,500	12,383	11,969	11,931	11,802	11,557

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### 1-3 児童数

児童数（0～11歳）は、平成31年4月1日現在614人となっており、平成26年と比べると169人の減少となっています。未就学児童数（0～5歳）は81人、小学生数（6～11歳）は88人の減少となっています。

《図表8 0～11歳人口の推移》



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

《図表9 各歳別0～11歳人口の推移》

（単位：人）

区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	増減 (平成26～31年)
未就学 児童 (0～5歳)	0歳	51	53	48	45	41	37	△ 14
	1歳	53	51	48	45	45	39	△ 14
	2歳	59	54	47	55	45	42	△ 17
	3歳	53	60	55	45	57	48	△ 5
	4歳	56	54	60	59	45	56	0
	5歳	77	53	56	63	60	46	△ 31
	小計	349	325	314	312	293	268	△ 81
小学生 (6～11歳)	6歳	49	76	54	51	56	59	10
	7歳	85	51	75	52	49	55	△ 30
	8歳	68	84	53	77	49	47	△ 21
	9歳	67	67	82	54	75	53	△ 14
	10歳	80	67	65	82	57	73	△ 7
	11歳	85	85	67	64	75	59	△ 26
	小計	434	430	396	380	361	346	△ 88
合計	783	755	710	692	654	614	△ 169	

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 1-4 世帯構成

一般世帯数は、平成27年で6,077世帯となっており、年によって増減が見られます。

これを世帯構成別に見ると、核家族世帯とその他の親族世帯が減少する一方、非親族世帯と単独世帯では年によって増減が見られます。

18歳未満のいる世帯に限定すると、一般世帯数609世帯のうち、核家族世帯が67.0%を占めており、ひとり親家庭は男親と子どもからなる世帯が2.0%、女親と子どもからなる世帯が9.4%となっています。

なお、本町の場合は、単独世帯が一般世帯数の54.7%を占めており、会社などの独身寮の単身者の割合が18.7%と、県平均（1.4%）と比べて高いのが特徴です。

《図表10 世帯構成の推移》

(単位：世帯、%)

区分	全体			18歳未満の いる世帯
	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年
一般世帯数*	6,805	7,257	6,077	609
核家族世帯	2,655	2,543	2,222	408
	39.0	35.0	36.6	67.0
夫婦のみの世帯	1,160	1,158	1,054	-
	17.0	16.0	17.3	-
夫婦と子どもからなる世帯	1,077	918	770	339
	15.8	12.6	12.7	55.7
男親と子どもからなる世帯	54	68	68	12
	0.8	0.9	1.1	2.0
女親と子どもからなる世帯	364	399	330	57
	5.3	5.5	5.4	9.4
その他の親族世帯	669	541	458	195
	9.8	7.5	7.5	32.0
非親族世帯	35	92	67	3
	0.5	1.3	1.1	0.5
単独世帯	3,446	4,081	3,327	3
	50.6	56.2	54.7	0.5
(再掲) 会社などの独身寮の単身者	1,867	1,366	1,137	-
	27.4	18.8	18.7	-

資料：国勢調査  
※不詳を含む

## 1-5 子どものいる世帯

子どもがいる世帯の推移を見ると、平成27年の一般世帯数は6,077世帯と、平成17年（10年前）に比べて約11%の減少となっています。

なかでも、6歳未満親族のいる一般世帯が202世帯で約46%の減少、18歳未満親族のいる一般世帯が609世帯で約37%の減少となっており、一般世帯数の減少率に比べて子どものいる世帯数が著しく減少しています。

《図表11 子どものいる世帯の推移》

（単位：世帯、%）

区分	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	6,805	7,257	6,077
6歳未満親族のいる一般世帯	371	281	202
	5.5	3.9	3.3
18歳未満親族のいる一般世帯	963	791	609
	14.2	10.9	13.0

資料：国勢調査

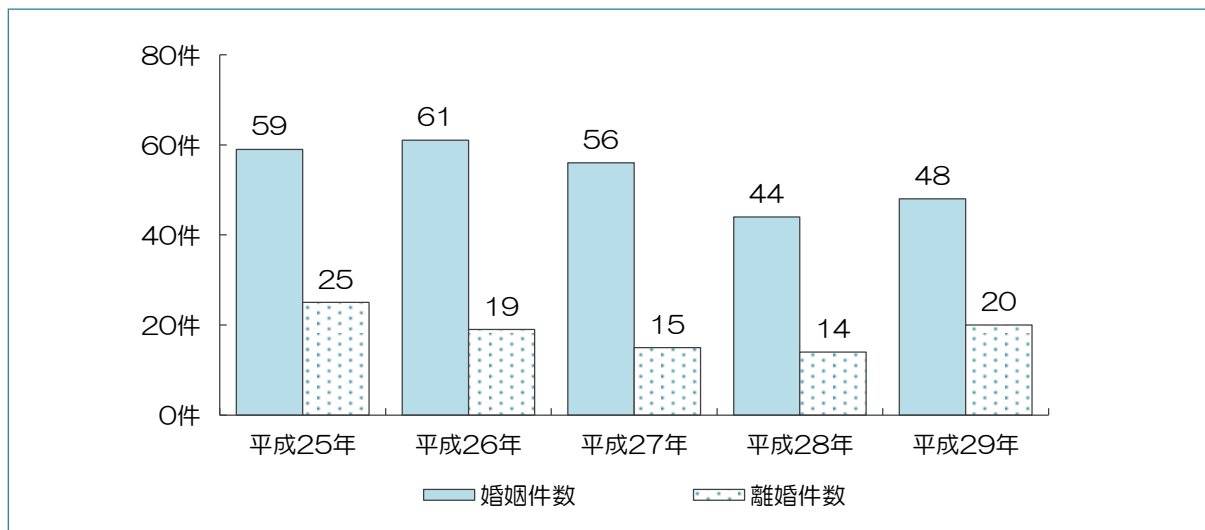


## 1-6 婚姻動向

婚姻件数は、平成29年は48件となっており、年によって増減が見られます。

離婚件数は、平成29年は20件となっており、年によって増減が見られます。

《図表12 婚姻動向の推移》



資料：県勢要覧

(単位：件、人口千人当)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
婚姻件数	59	61	56	44	48
婚姻率	4.4	4.6	4.8	3.8	4.1
離婚件数	25	19	15	14	20
離婚率	1.9	1.4	1.3	1.2	1.7

資料：県勢要覧

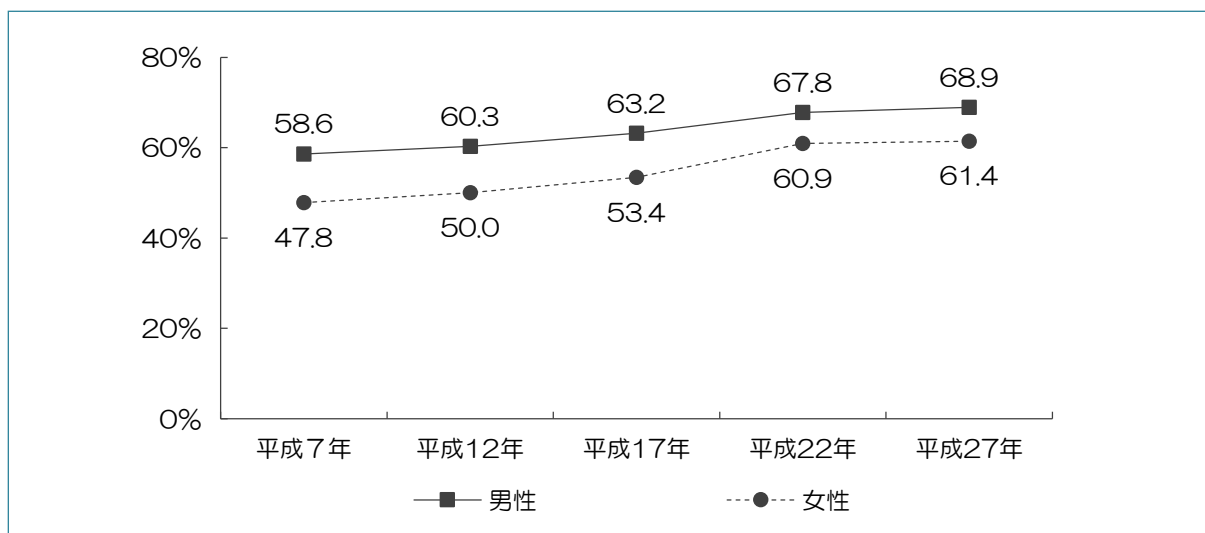
## 1-7 未婚率

15～49歳の未婚率は年々増加傾向にあり、平成27年では、男性68.9%、女性61.4%となっています。

平成7年と平成27年の未婚率を年齢階級別で比較すると、男性では20歳代前半までの未婚率に大きな変化が見られない一方、20歳代後半以上で大きく上昇しています。女性については、20歳代後半以上で大きく上昇しており、30歳代前半で約5割（52.7%）が未婚という状況です。

なお、本町における未婚率の高さは、一般世帯における会社などの独身寮の単身者の割合の高さが大きな要因と考えられます。

《図表13 15～49歳男女別未婚率の推移》



資料：国勢調査

《図表14 年齢階級別男女別未婚率の推移》

(単位：%)

区分	本町				県平均		全国平均	
	男性		女性		男性	女性	男性	女性
	平成7年	平成27年	平成7年	平成27年	平成27年		平成27年	
15～19歳	98.5	99.1	99.1	97.5	98.3	98.7	98.6	98.6
20～24歳	94.8	95.3	88.4	95.5	91.9	90.3	90.5	88.0
25～29歳	75.8	87.4	56.3	76.6	71.9	62.4	68.3	58.8
30～34歳	50.8	66.9	31.2	52.7	47.4	34.5	44.7	33.6
35～39歳	32.0	59.3	17.7	36.0	35.4	23.3	33.7	23.3
40～44歳	23.5	45.3	12.7	29.7	31.2	18.9	29.0	19.0
45～49歳	16.6	37.4	15.2	26.9	26.6	15.4	25.1	15.9
合計	58.6	68.9	47.8	61.4	52.4	42.9	51.2	42.9

資料：国勢調査



## 1-8 人口動態

自然動態を見ると、出生数は減少傾向にある一方、死亡数は増加傾向にあり、過去5年間は自然減が続いています。

社会動態を見ると、転入・転出ともに増減を繰り返しており、平成27年度までは社会減でしたが、平成28年度以降は社会増となっています。

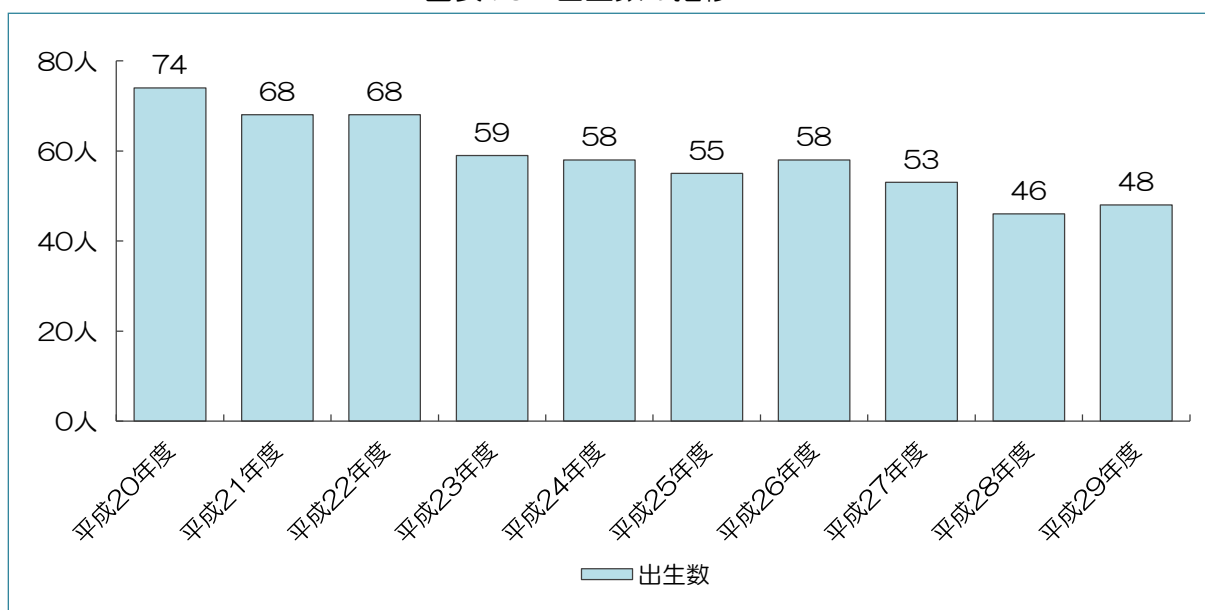
《図表15 人口動態の推移》

(単位：人)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自然 動態	出生	55	58	53	46	48
	死亡	167	153	162	188	182
	自然増	△ 112	△ 95	△ 109	△ 142	△ 134
社会 動態	転入	1,113	1,055	979	1,193	1,348
	転出	1,176	1,074	1,280	1,086	1,324
	社会増	△ 63	△ 19	△ 301	107	24

資料：人口動態統計

《図表16 出生数の推移》

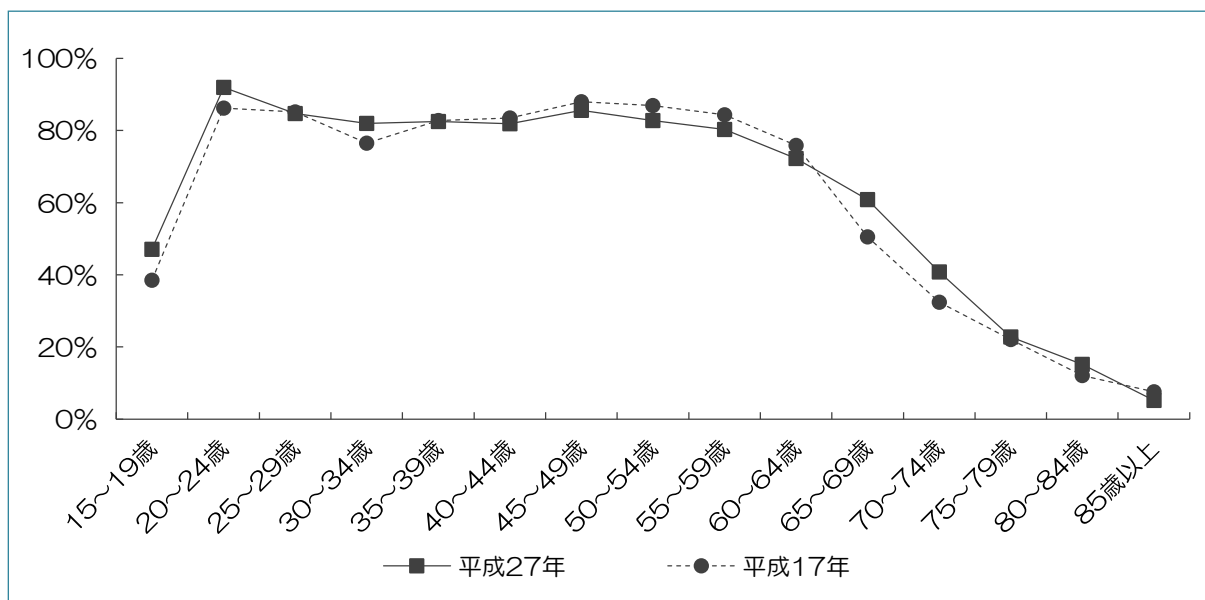


資料：人口動態統計

## 1-9 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いていましたが、近年M字の谷の部分の部分が浅くなっており、30代前半の労働力率の上昇が見られます。

《図表17 女性の労働力率の推移》



資料：国勢調査

(単位：%)

	平成17年	平成22年	平成27年
15~19歳	38.5	36.5	47.1
20~24歳	86.2	90.7	92.0
25~29歳	85.2	88.1	84.7
30~34歳	76.5	78.4	82.0
35~39歳	82.8	76.8	82.5
40~44歳	83.5	86.6	81.9
45~49歳	88.0	82.5	85.6
50~54歳	86.9	84.7	82.8
55~59歳	84.4	83.3	80.3
60~64歳	75.9	74.2	72.3
65~69歳	50.5	59.8	60.9
70~74歳	32.4	33.9	40.8
75~79歳	22.1	22.4	22.8
80~84歳	12.1	14.4	15.2
85歳以上	7.6	7.1	5.2

資料：国勢調査

## 2 教育・保育施設等の現状

### 2-1 認定こども園（幼児学園）・保育所

認定こども園は公立を2か所、保育所は公立を1か所設置しており、令和元年5月1日現在の定員は337人、入園児童数は192人で、定員に対する充足率は57.0%となっています。

入園児童数は、増減を繰り返しています。

《図表18 入園児童数の推移》

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数	194	217	216	219	219	192

資料：子育て支援課（各年5月1日現在）  
 ※幼保連携型認定こども園2か所は平成27年度より新幼保連携型認定こども園に移行

《図表19 認定こども園・保育所の状況》

(単位：人)

名称	定員	所在地	対象乳幼児	開所時間
湯本幼児学園	117	湯本392	5か月から就学前	7時30分から18時30分
宮城野保育園	100	宮城野140		
仙石原幼児学園	120	仙石原981		
合計	337	-	-	-

資料：子育て支援課（令和元年5月1日現在）

《図表20 認定こども園・保育所の定員に対する充足率》

(単位：人、%)

名称	定員	児童数	充足率
湯本幼児学園	117	59	50.4
宮城野保育園	100	58	58.0
仙石原幼児学園	120	75	62.5
合計	337	192	57.0

資料：子育て支援課（令和元年5月1日現在）

## 2-2 幼稚園

幼稚園は公立を1か所設置しており、令和元年5月1日現在の定員は30人、在園児童数は6人で、定員に対する充足率は20.0%となっています。

在園児童数は、減少傾向となっています。

《図表21 在園児童数の推移》

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数	58	18	12	9	4	6

資料：学校教育課（各年5月1日現在）  
 ※幼保連携型認定こども園2か所は平成27年度より新幼保連携型認定こども園に移行、温泉幼稚園が平成29年3月31日に閉園

《図表22 幼稚園の状況》

(単位：人)

名称	定員	所在地
箱根幼稚園	30	箱根561

資料：学校教育課

《図表23 幼稚園の定員に対する充足率》

(単位：人、%)

名称	定員	児童数	充足率
箱根幼稚園	30	6	20.0

資料：学校教育課（令和元年5月1日現在）

## 2-3 小学校・中学校

児童・生徒数は、令和元年5月1日現在694人と、平成26年度と比べて198人の減少となっています。

《図表24 小学校・中学校の児童・生徒数の推移》

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校 児童数	564	552	505	481	453	437
中学校 生徒数	328	325	330	303	272	257
合計	892	877	835	784	725	694

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

## 2-4 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、放課後、保護者が就労や疾病、介護などにより昼間家庭にいない小学生に安心・安全な居場所を提供しています。

各小学校内に1か所、計3か所整備しており、令和元年度現在の在籍児童数は72人となっています。利用率は低学年が33.6%、高学年が13.8%となっています。

《図表25 放課後児童クラブの状況》

(単位：人)

名称	湯本こどもクラブ	箱根こどもクラブ	きんときクラブ
場所	湯本小学校内	箱根の森小学校内	仙石原小学校内
定員	32	27	27
対象	小学1～6年生		
開所時間	月～金曜日 放課後～18：00 夏季・冬季・学年始末休業期間中の平日 8：00～18：00 夏季・冬季・学年始末休業期間中の土曜日 8：30～16：30		

資料：子育て支援課（令和元年5月1日現在）

《図表26 放課後児童クラブ校区別利用率》

(単位：人、%)

対象小学校区	低学年			高学年		
	児童数	在籍児童数	利用率	児童数	在籍児童数	利用率
湯本小学校	36	18	50.0	35	5	14.3
箱根の森小学校	60	16	26.7	73	13	17.8
仙石原小学校	53	16	30.2	52	4	7.7
合計	149	50	33.6	160	22	13.8

資料：子育て支援課（令和元年5月1日現在）

《図表27 放課後児童クラブ学年別在籍児童数の推移》

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1年生	10	30	22	20	20	19
2年生	25	10	25	22	17	21
3年生	12	23	7	19	20	10
4年生	-	0	9	3	10	14
5年生	-	0	0	4	0	8
6年生	-	0	0	2	3	0
合計	47	63	63	70	70	72

資料：子育て支援課（各年5月1日現在）  
 ※平成27年度より対象学年が小学6年生までに拡大

## 2-5 子育て支援センター等

子育て支援センター等については、町内2か所の認定こども園、1か所の保育所に子育て支援センターや子育てサロンを設置しています。

子育て家庭等に対する育児不安等について、子育てアドバイザーが相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び子育て情報ニーズに対応する施設で、対象者は、就園前の乳幼児とその保護者です。

《図表28 子育て支援センターの状況》

名称	仙石原子育て支援センター	湯本子育てサロン	宮城野子育てサロン
場所	仙石原幼児学園内	湯本幼児学園内	宮城野保育園内
対象	0歳から就園前までの児童がいる家庭		
開所時間	月～金曜日 9：30～15：30 (12：00～13：00は閉所)		月・水・金曜日 9：00～12：00

資料：子育て支援課（令和元年5月1日現在）

《図表29 子育て支援センター延利用者数》

(単位：人回)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育て支援センター	3,505	2,082	2,354	2,449	2,055
子育てサロン	2,251	2,118	2,396	1,866	2,190
こっつんこ会	31	65	140	108	-

資料：子育て支援課  
 ※平成30年度より子育てサロンとこっつんこ会が統合

## 2-6 障がい児の保育・教育・療育

町内の認定こども園、保育所、幼稚園においては、障がい児を可能な限り受け入れているほか、学校教育においては、特別支援学級を町内のすべての小学校、中学校に設置しています。

また、療育については、「児童言語訓練会（ことばの教室）」として、聴覚障がい児や発音の気になる子どもとその保護者の方に対し、言語聴覚士が個別指導で言語訓練を行っているほか、「在宅心身障害児地域訓練会（なでしこ教室）」として、言葉や体の発達の遅れが心配、友達と上手に遊べないなどで悩んでいる保護者の方とその子どもを対象に、機能回復と早期療育を目的として、相談や生活訓練を行っています。

児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスについては、町外の事業所を利用しています。

《図表30 利用者の推移》

(単位：人)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童言語訓練会 (ことばの教室)	201	180	183	153	175
在宅心身障害児 地域訓練会 (なでしこ教室)	57	61	41	81	62

資料：福祉課

《図表31 児童福祉法に基づくサービス利用者の推移》

(単位：人)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童発達支援	3	5	3	4	7
放課後等デイサービス	5	6	4	4	4

資料：福祉課

## 3 アンケート調査結果に見る現状

### 3-1 調査概要

#### ① 調査目的

町民の教育・保育・子育てに関する現在の状況や今後の利用希望を把握し、次期計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みを算出するために実施しました。

#### ② 調査対象

町内在住の未就学及び就学児童を持つ保護者

#### ③ 調査方法

未就学児童：保育園・幼稚園・幼児学園就園児は各園を通じた配付・回収

未就園児は郵送配付・回収

就学児童：郵送配付・郵送回収

#### ④ 調査期間

平成31年1月10日（木）～平成31年1月31日（木）

#### ⑤ 回収状況

	配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
未就学児童	221	152	152	68.8%
就学児童	257	152	152	59.1%
合計	478	304	304	63.6%

※有効回収数とは、回収数から白票などの無効票を除いた数

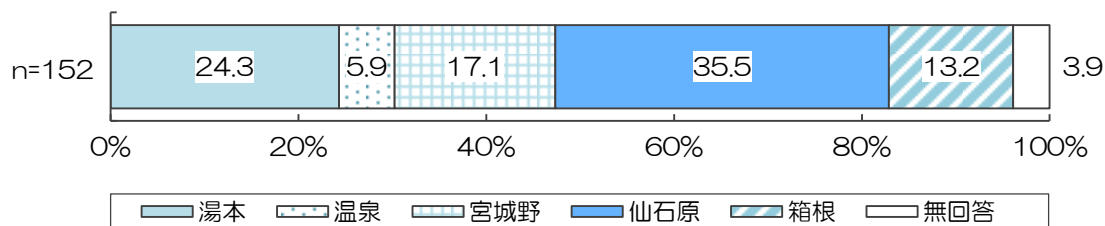
#### ⑥ 報告書を見る際の注意点

- (1) 基数となるべき実数は調査数nとして記載しています。
- (2) 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。  
そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- (3) 複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- (4) 紙面の都合上、選択肢を省略して表記している場合があります。



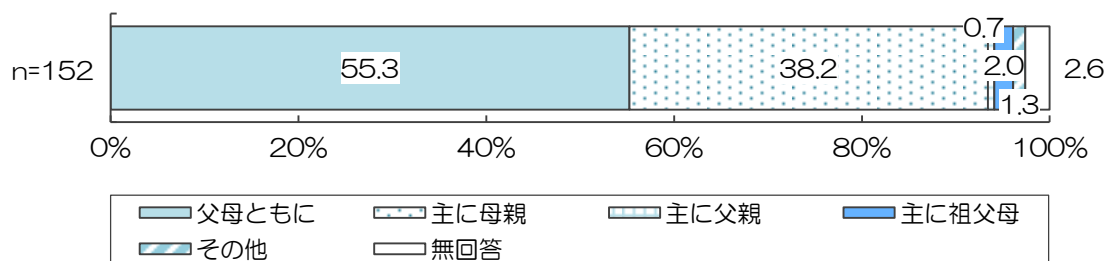
## 3-2 調査結果【未就学児童】

### ① 居住地



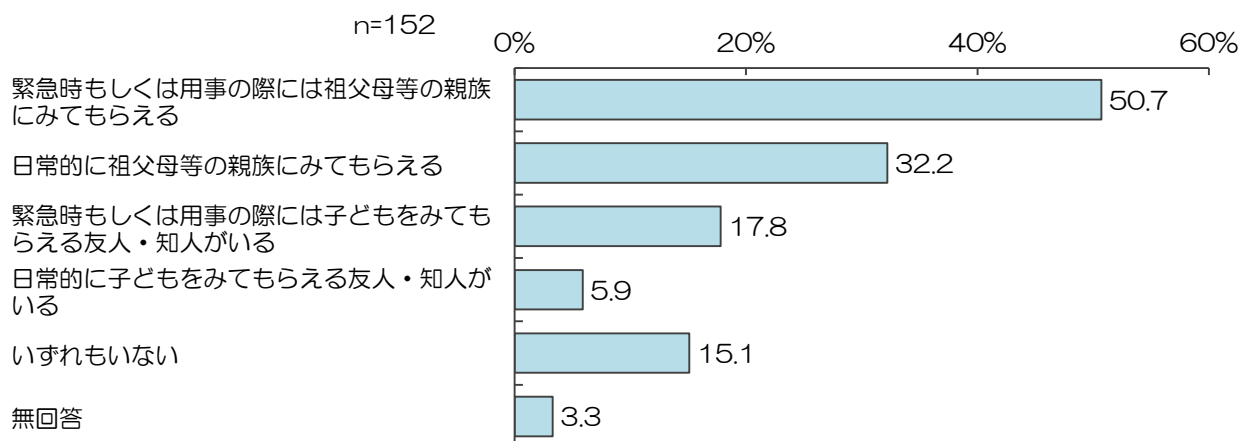
居住地においては、「仙石原」が35.5%と最も多く、次いで「湯本」が24.3%、「宮城野」が17.1%などとなっています。

### ② 子育てを主に行っている人



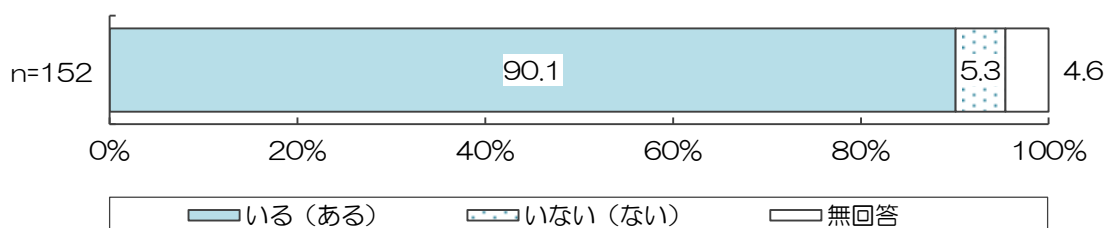
子育てを主に行っている人においては、「父母ともに」が55.3%と最も多く、次いで「主に母親」が38.2%、「主に祖父母」が2.0%などとなっています。

### ③ 子どもをみてもらえる親族・知人の有無



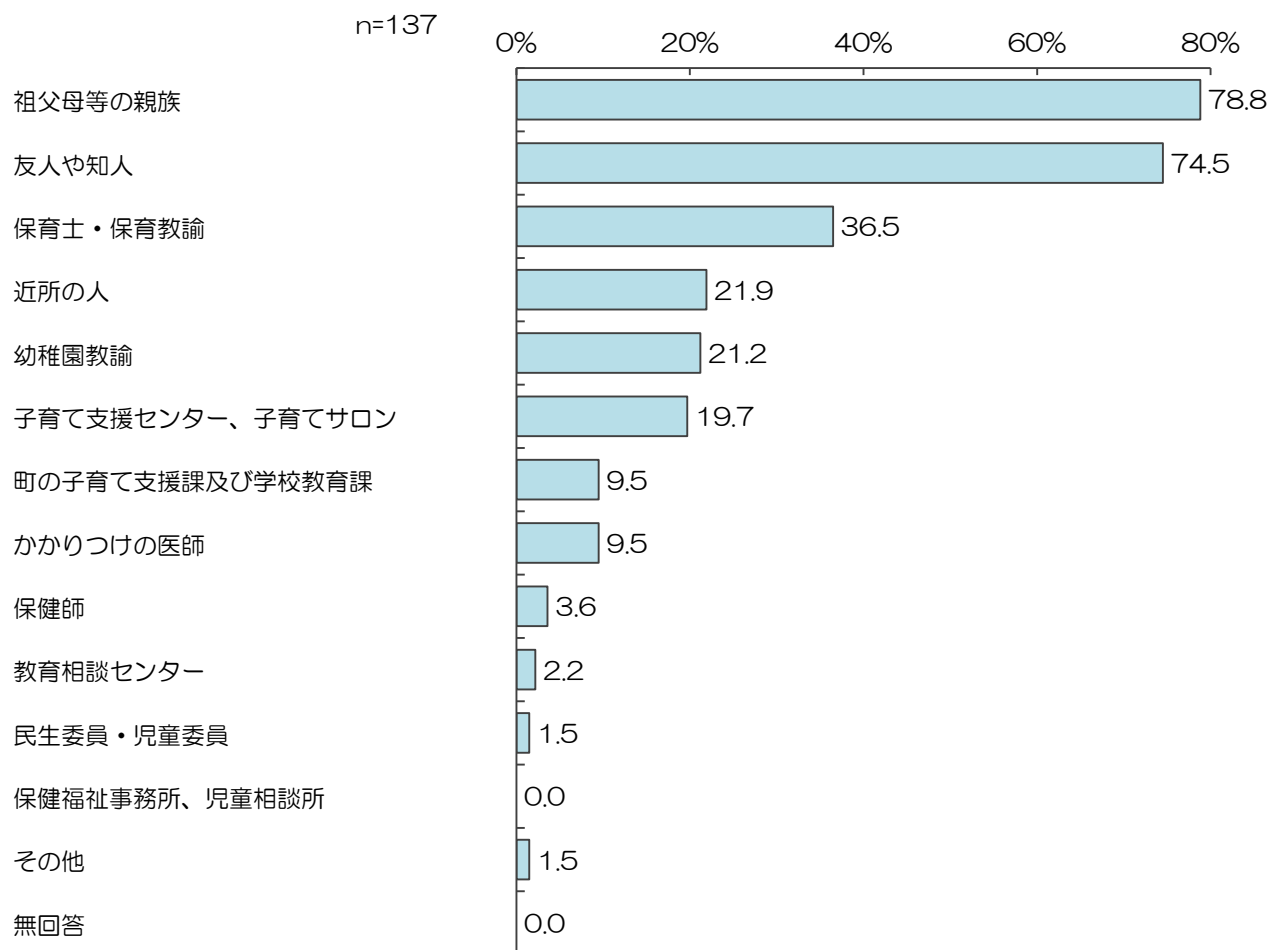
子どもをみてもらえる親族・知人の有無においては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が50.7%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が32.2%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が17.8%など協力が得られる方が多い中、「いずれもない」が15.1%となっています。

### ④ 子育てをする上で相談できる人の有無



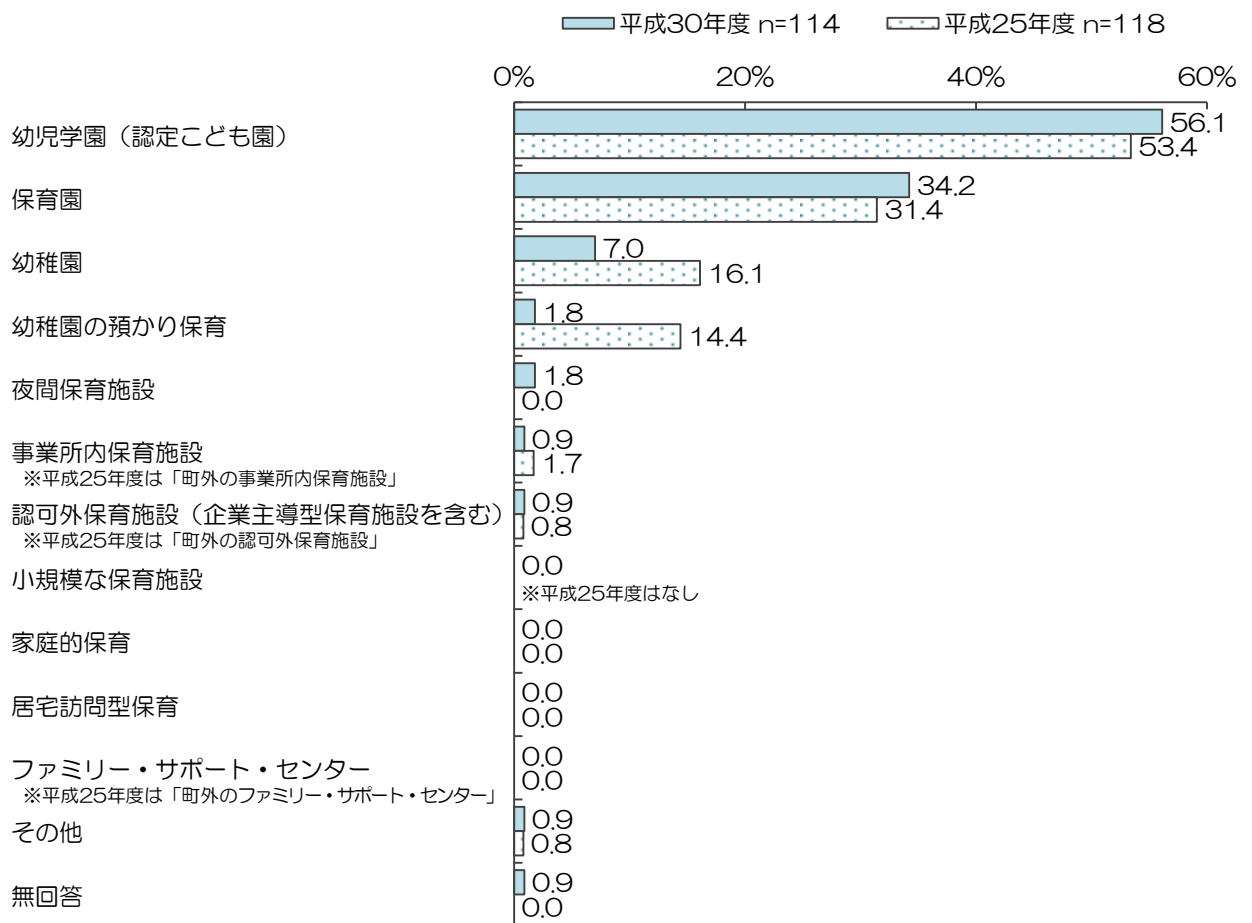
子育てをする上で相談できる人の有無においては、「いる（ある）」が90.1%、「いない（ない）」が5.3%となっています。

## ⑤ 子育てに関して気軽に相談できる先



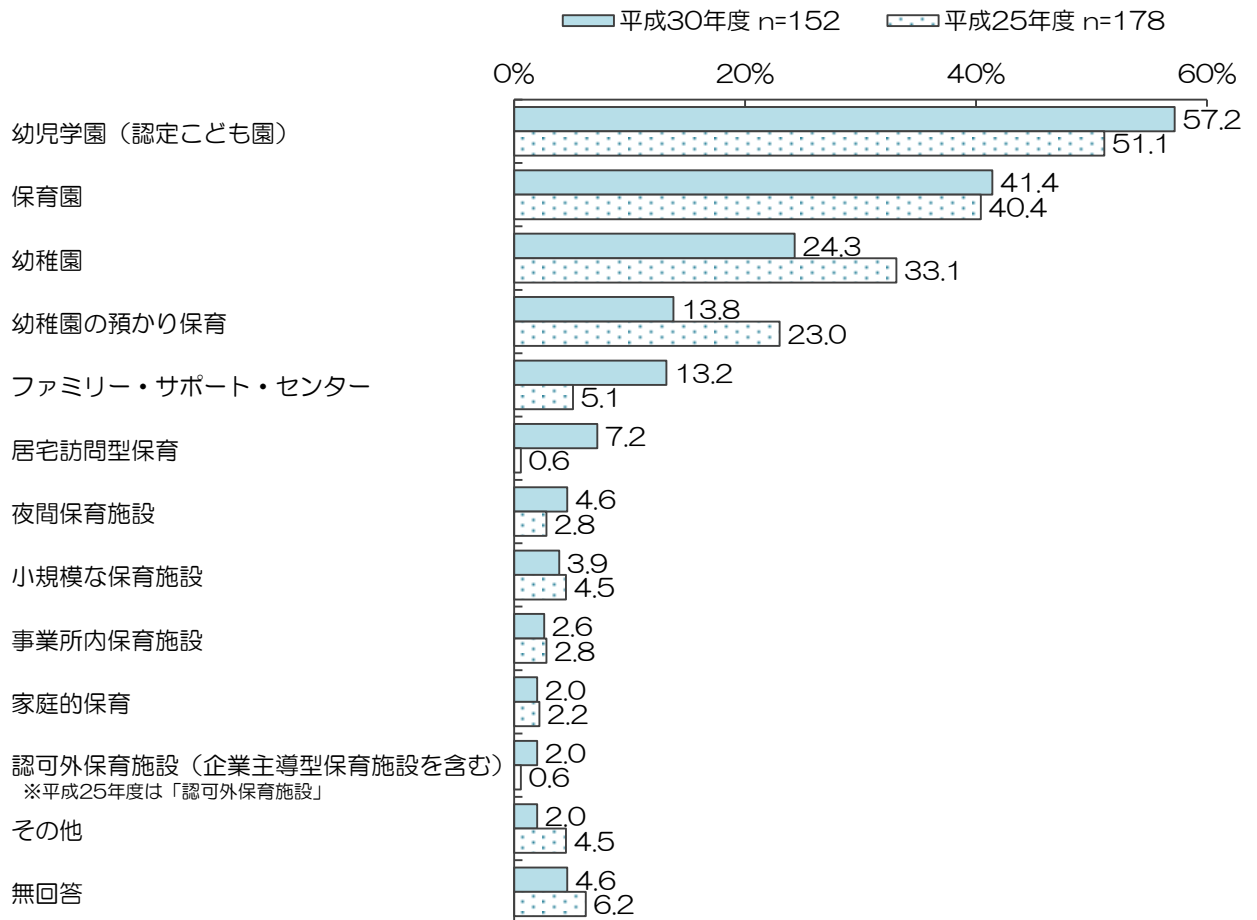
子育てに関して気軽に相談できる先においては、「祖父母等の親族」が78.8%と最も多く、次いで「友人や知人」が74.5%、「保育士・保育教諭」が36.5%などとなっています。

## ⑥ 定期的に利用している教育・保育事業



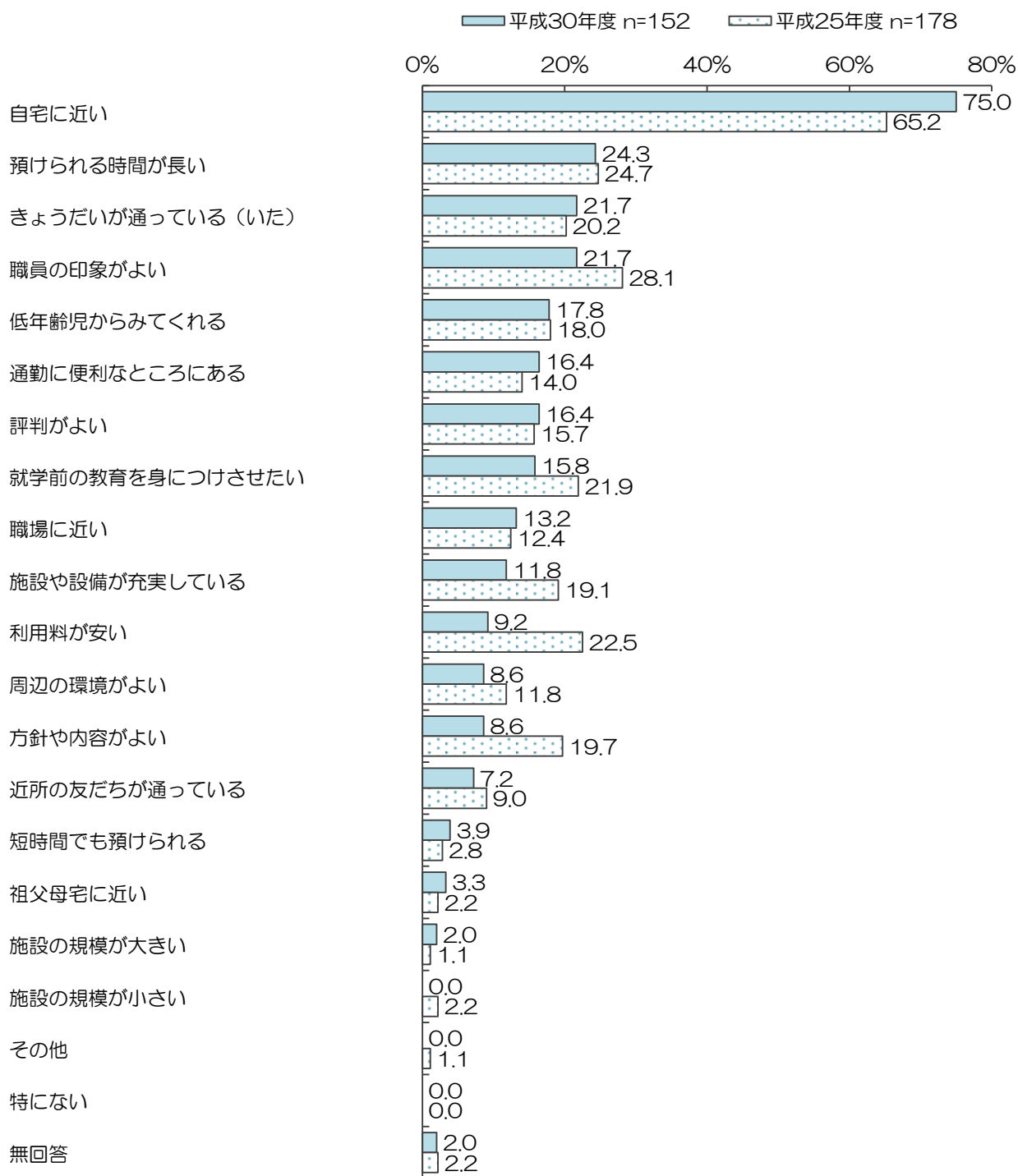
定期的にご利用している教育・保育事業においては、「幼児学園（認定こども園）」が56.1%と最も多く、次いで「保育園」が34.2%、「幼稚園」が7.0%などとなっています。平成25年度と比較すると幼稚園の利用が減っています。

## ⑦ 定期的に利用したい教育・保育事業



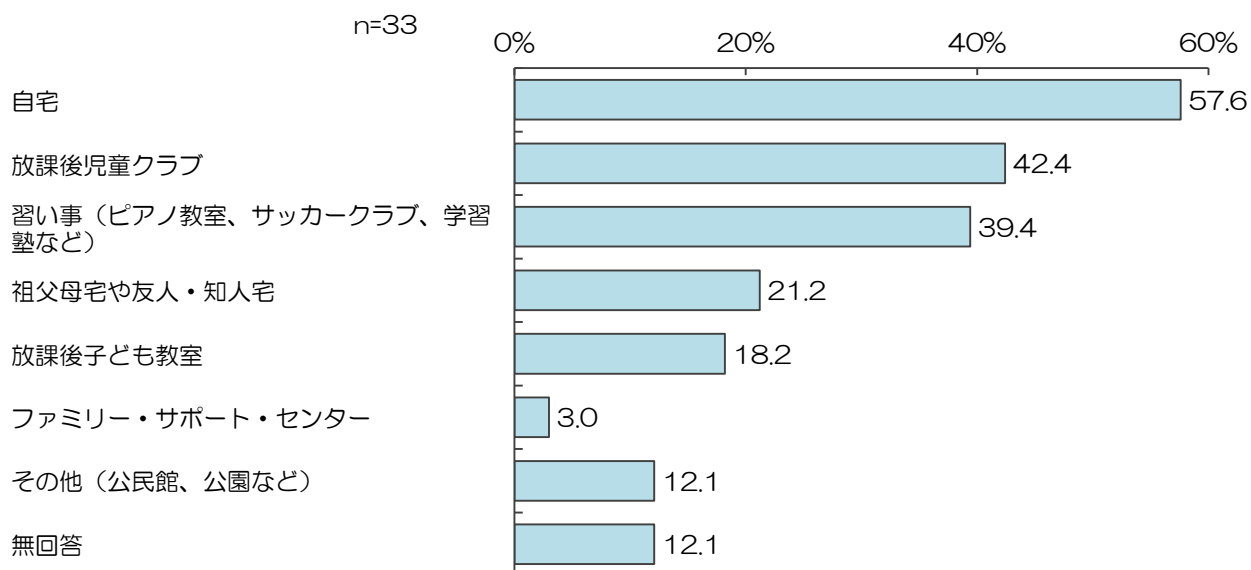
定期的にご利用したい教育・保育事業においては、「幼児学園（認定こども園）」が57.2%と最も多く、次いで「保育園」が41.4%、「幼稚園」が24.3%などとなっています。平成25年度と比較すると幼稚園の利用希望が減っています。

### ⑧ 教育・保育事業を選ぶときに重視する点



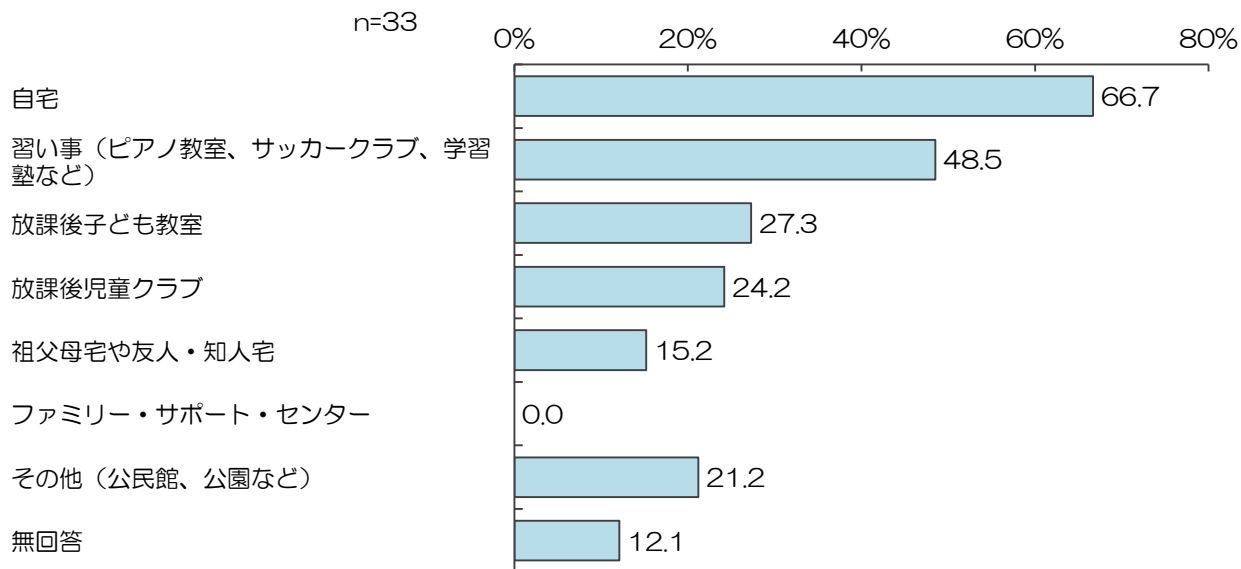
教育・保育事業を選ぶときに重視する点においては、「自宅に近い」が75.0%と最も多く、次いで「預けられる時間が長い」が24.3%、「きょうだい通っている (いた)」と「職員の印象がよい」が21.7%などとなっています。平成25年度と比較すると大きな変化は見られませんでした。

### ⑨ 子どもが小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所



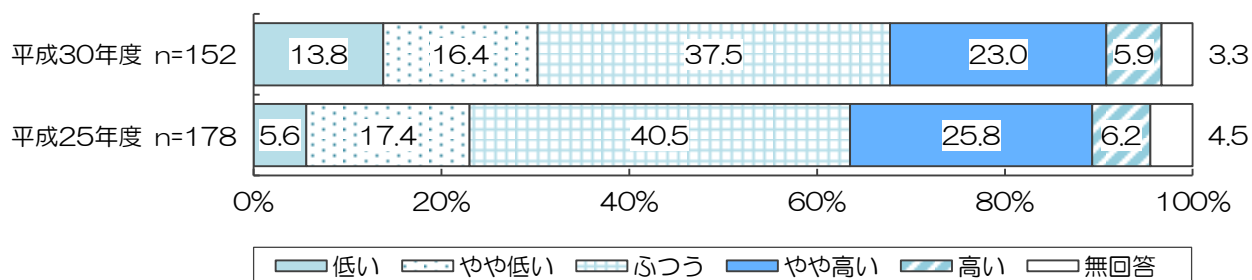
子どもが小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所においては、「自宅」が57.6%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が42.4%、「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が39.4%などとなっています。

### ⑩ 子どもが小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所



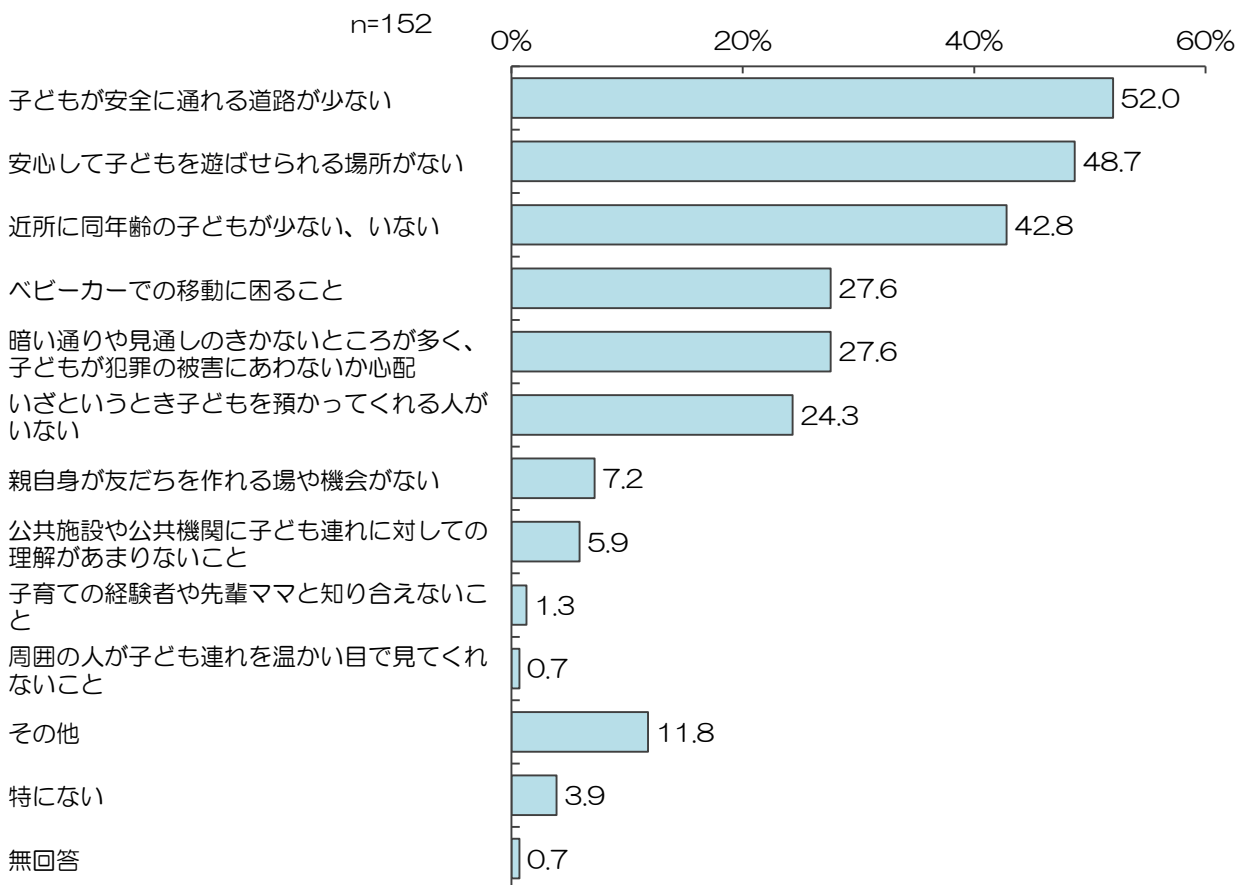
子どもが小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所においては、「自宅」が66.7%と最も多く、次いで「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が48.5%、「放課後子ども教室」が27.3%などとなっています。

### ⑪ 箱根町における子育ての環境や支援への満足度



箱根町における子育ての環境や支援への満足度においては、「ふつう」が37.5%と最も多く、次いで「やや高い」が23.0%、「やや低い」が16.4%などとなっています。平成25年度と比較すると大きな変化は見られませんでした。

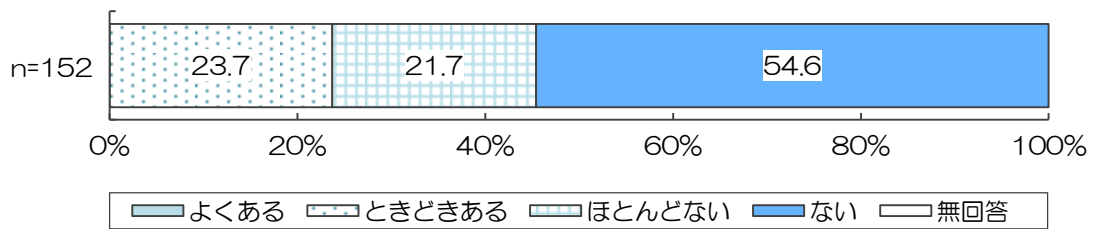
### ⑫ 子育てを行っていて困ること



子育てを行っていて困ることにおいては、「子どもが安全に通れる道路が少ない」が52.0%と最も多く、次いで「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」が48.7%、「近所に同年齢の子どもが少ない、いない」が42.8%などとなっています。

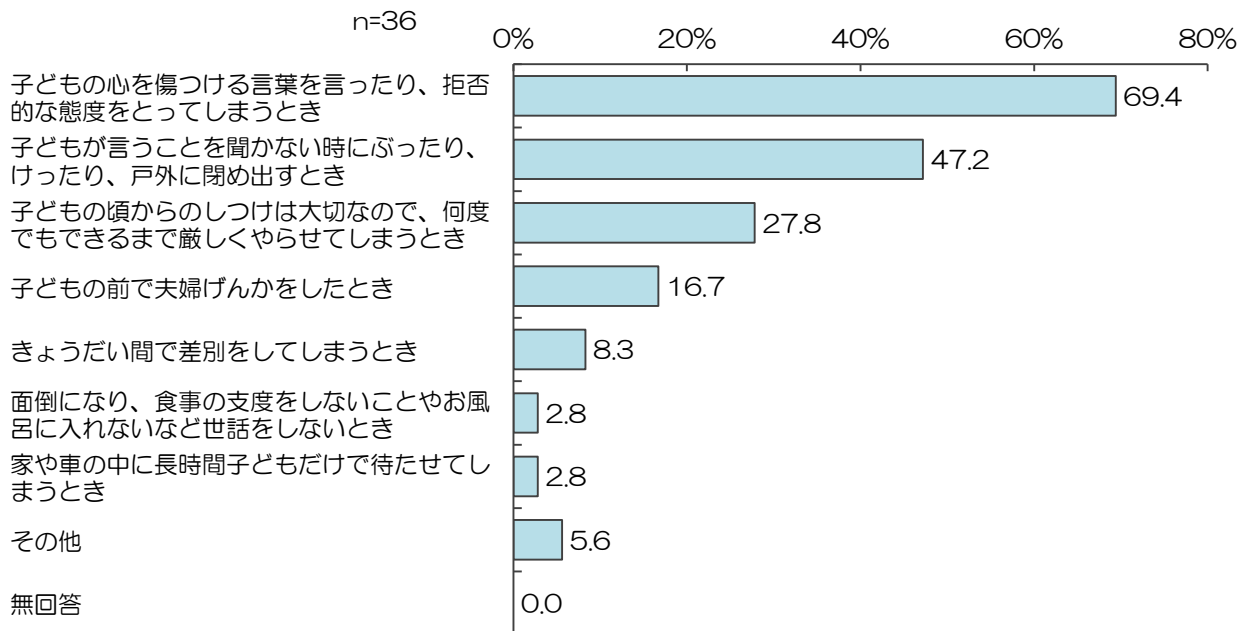


⑬ 自分は子どもを虐待していると思うことがあるか



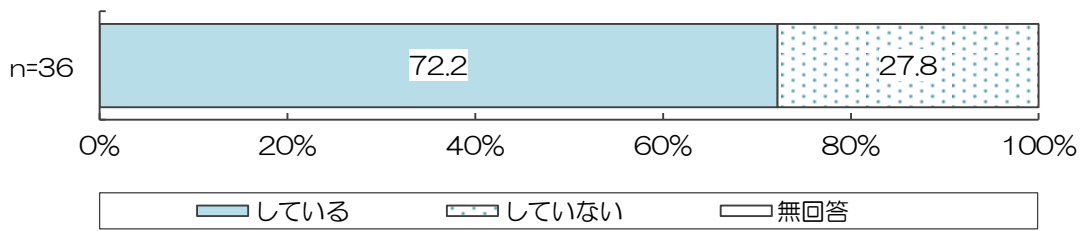
自分は子どもを虐待していると思うことがあるかにおいては、「ときどきある」が23.7%、「ほとんどない」が21.7%、「ない」が54.6%となっています。

⑭ 子どもを虐待していると思うとき



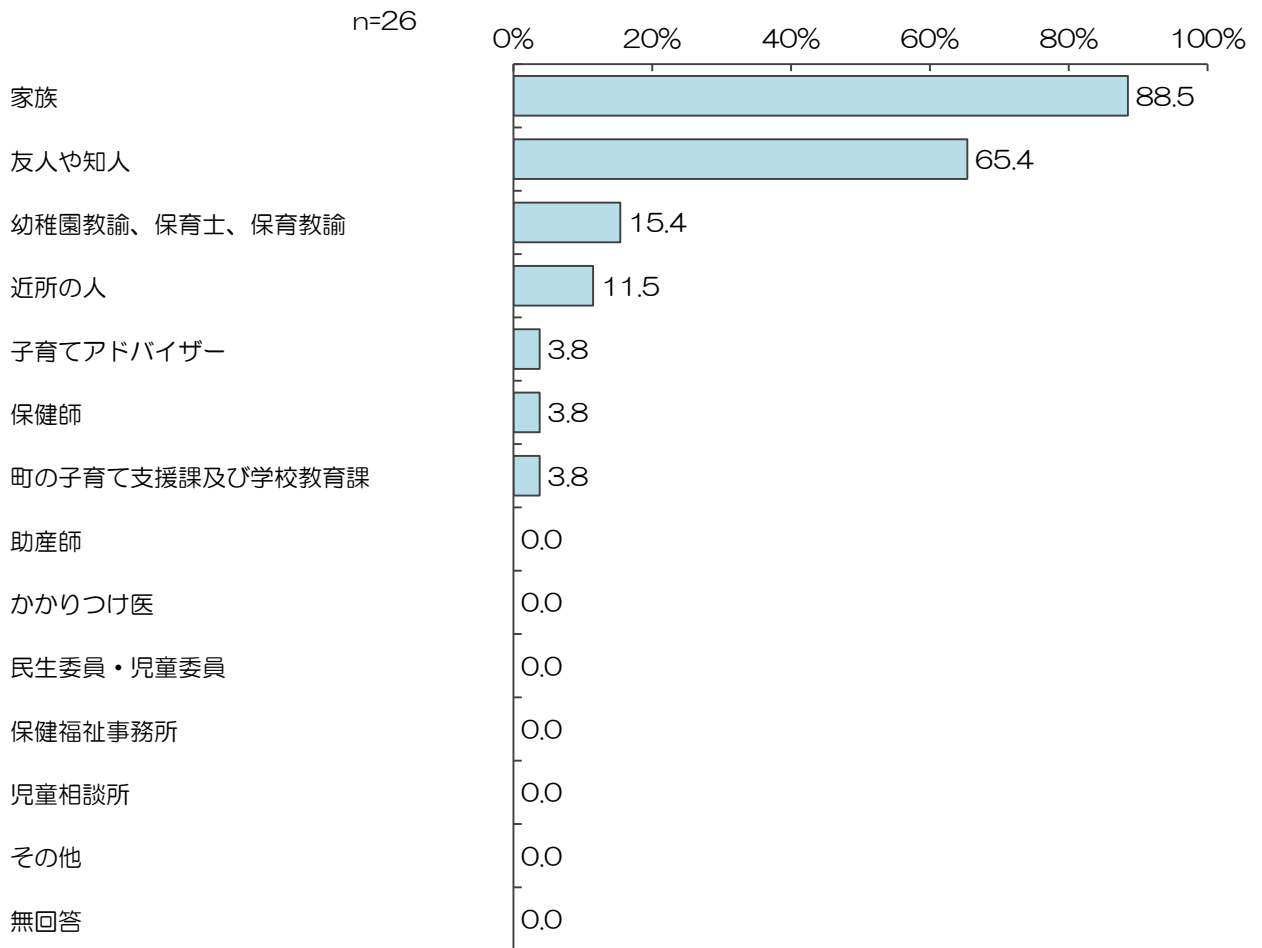
子どもを虐待していると思うときにおいては、「子どもの心を傷つける言葉を言ったり、拒否的な態度をとってしまうとき」が69.4%と最も多く、次いで「子どもが言うことを聞かない時にぶったり、けったり、戸外に閉め出すとき」が47.2%、「子どもの頃からのしつけは大切なので、何度でもできるまで厳しくやらせてしまうとき」が27.8%などとなっています。

⑮ 虐待していると思ったときに誰かに相談しているか



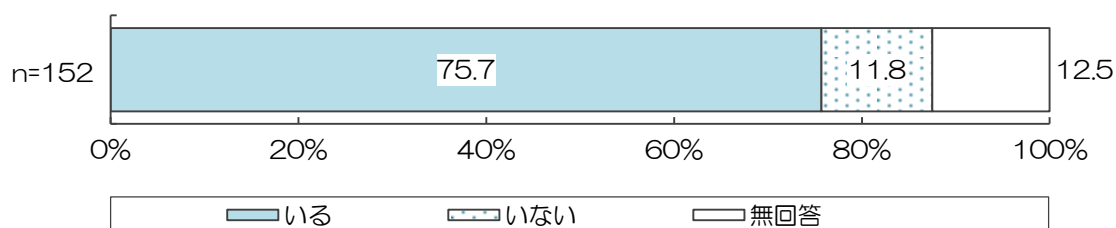
虐待していると思ったときに誰かに相談しているかにおいては、「している」が72.2%、「していない」が27.8%となっています。

⑯ 虐待していると思ったときに相談しているところ



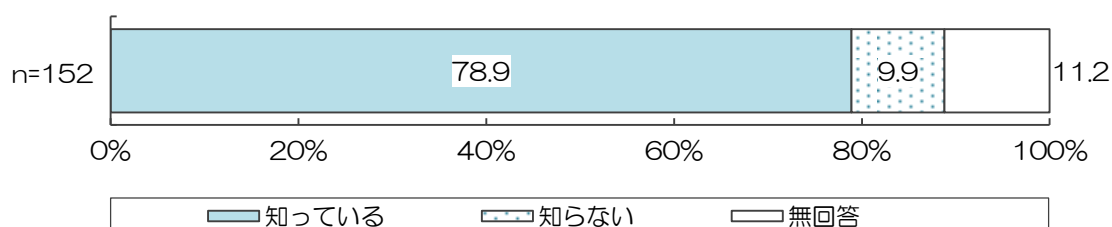
虐待していると思ったときに相談しているところにおいては、「家族」が88.5%と最も多く、次いで「友人や知人」が65.4%、「幼稚園教諭、保育士、保育教諭」が15.4%などとなっています。

### ⑰ 子どものかかりつけ医の有無



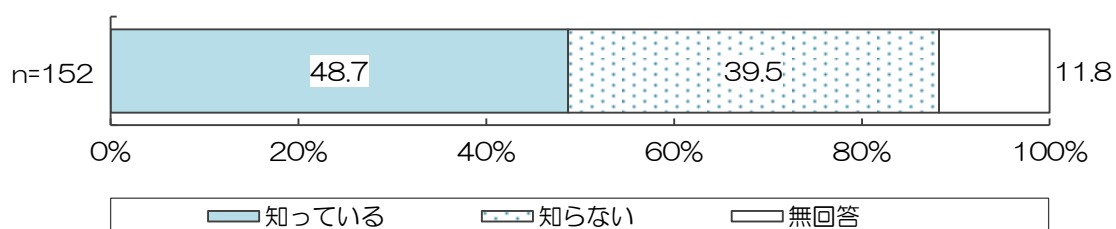
子どものかかりつけ医の有無においては、「いる」が75.7%、「いない」が11.8%となっています。

### ⑱ 休日等に子どもが受診できる医療機関の認知度



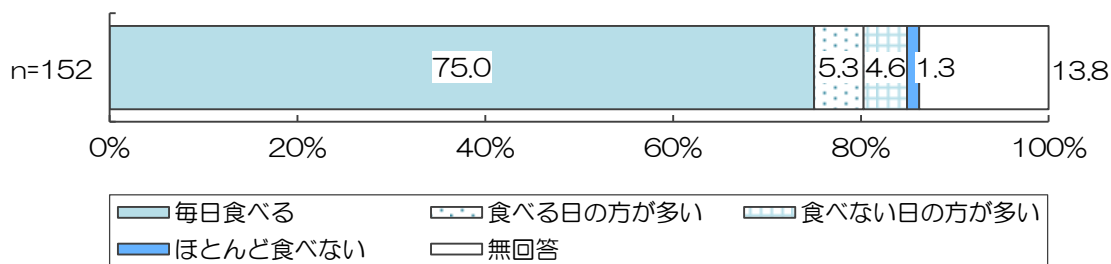
休日等に子どもが受診できる医療機関の認知度においては、「知っている」が78.9%、「知らない」が9.9%となっています。

### ⑲ 心肺蘇生法の認知度



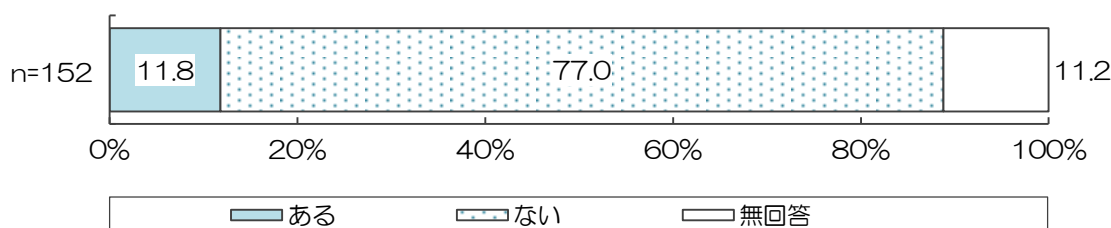
心肺蘇生法の認知度においては、「知っている」が48.7%、「知らない」が39.5%となっています。

⑳ 子どもは朝食を食べているか



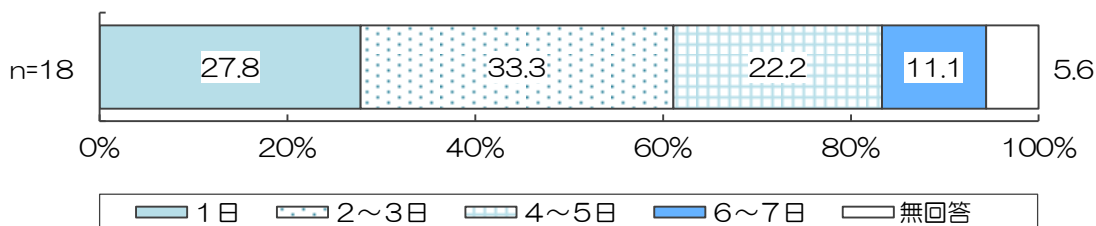
子どもは朝食を食べているかにおいては、「毎日食べる」が75.0%、「食べる日の方が多い」が5.3%、「食べない日の方が多い」が4.6%、「ほとんど食べない」が1.3%となっています。

㉑ 子どもだけで食事をするものの有無



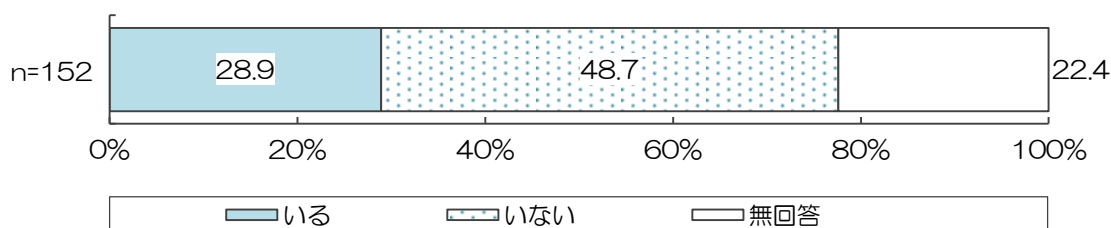
子どもだけで食事をするものの有無においては、「ある」が11.8%、「ない」が77.0%となっています。

㉒ 子どもだけで食事をする日数



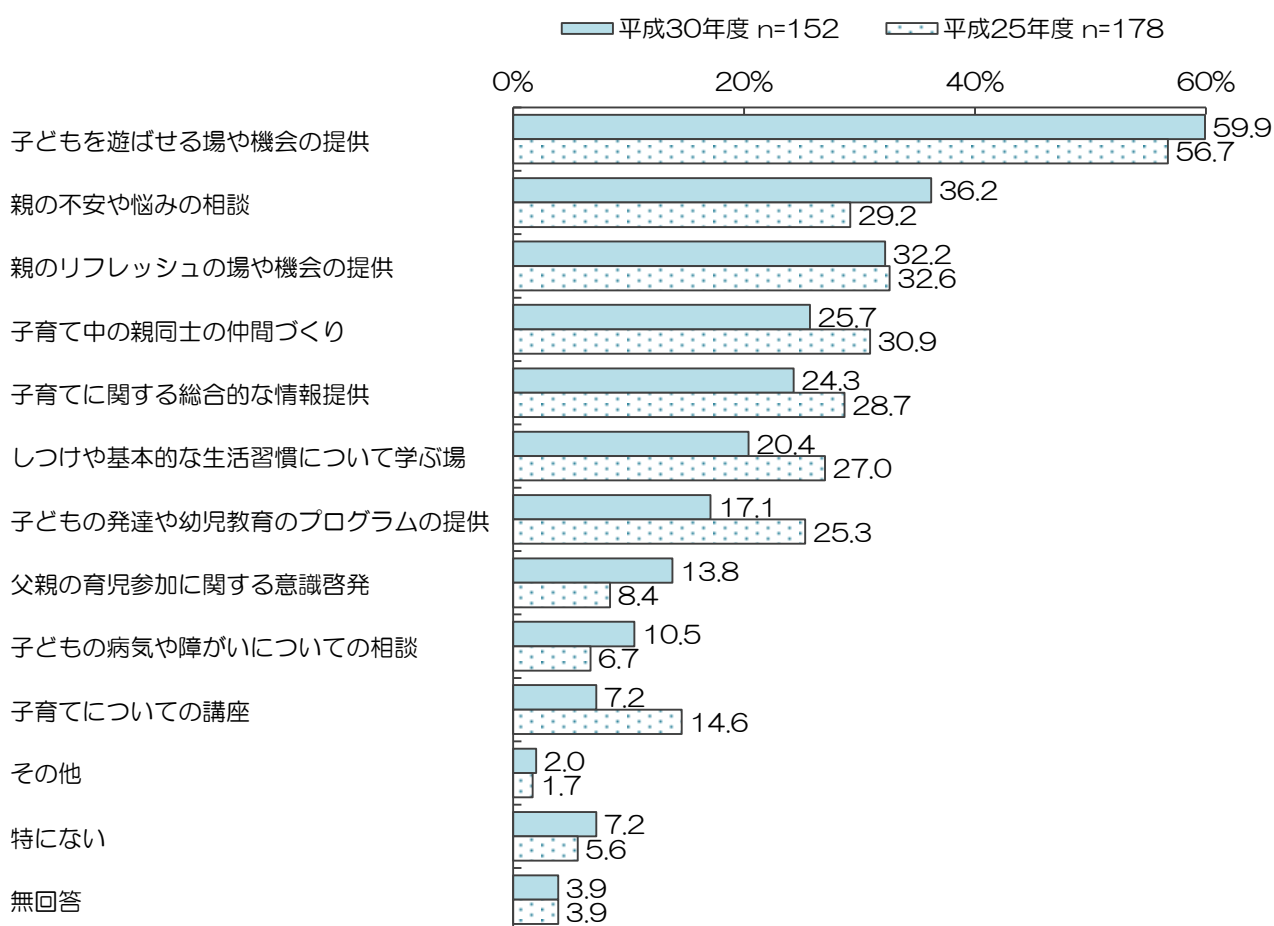
子どもだけで食事をする日数においては、「1日」が27.8%、「2~3日」が33.3%、「4~5日」が22.2%、「6~7日」が11.1%となっています。

### ㉓ 子どもの前でタバコを吸う人が身近にいるか



子どもの前でタバコを吸う人が身近にいるかにおいては、「いる」が28.9%、「いない」が48.7%となっています。

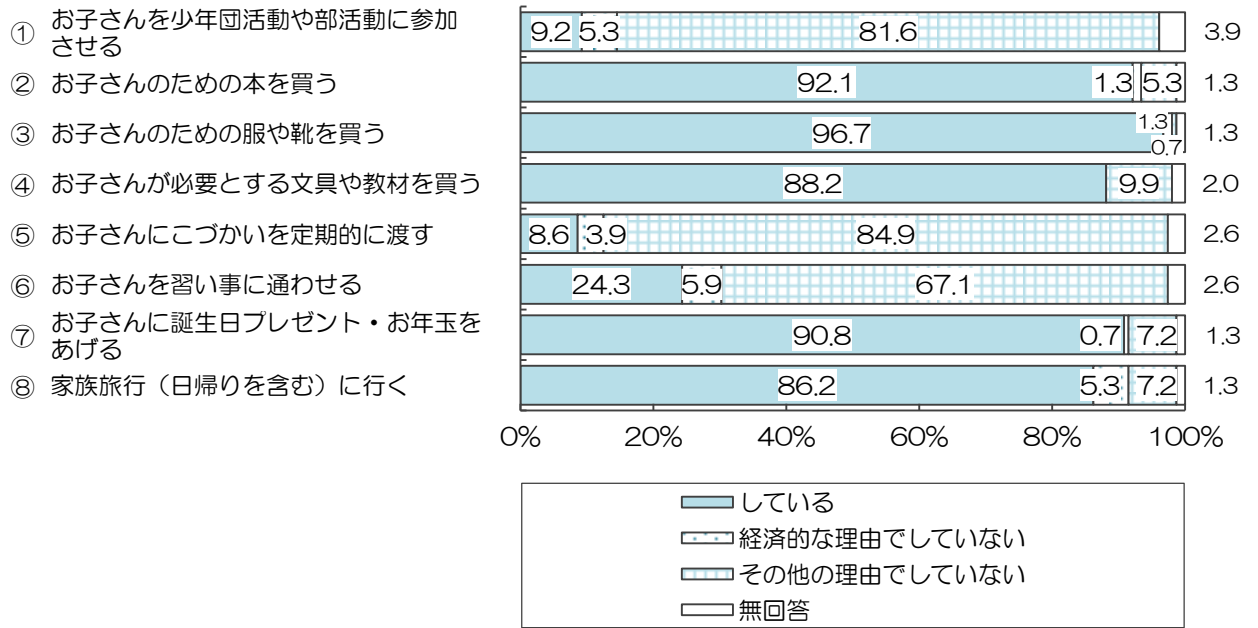
### ㉔ 日常の子育てを楽しく安心して行うために必要なサービス



日常の子育てを楽しく安心して行うために必要なサービスにおいては、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が59.9%と最も多く、次いで「親の不安や悩みの相談」が36.2%、「親のリフレッシュの場や機会の提供」が32.2%などとなっています。平成25年度と比較すると大きな変化は見られませんでした。

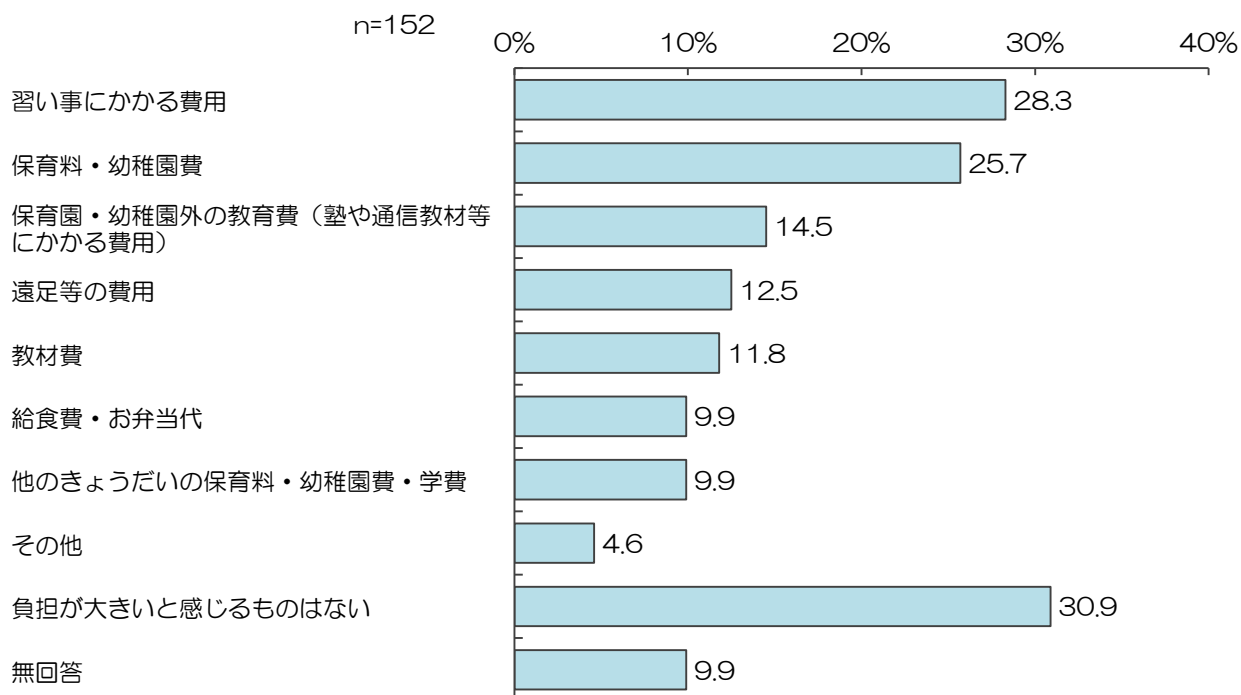
㊸ 概ね1年の間に世帯で経験をしたこと

n=152



概ね1年の間に世帯で経験をしたことにおいては、「している」が“③お子さんのための服や靴を買う”で96.7%と最も多く、次いで“②お子さんのための本を買う”で92.1%、“⑦お子さんに誕生日プレゼント・お年玉をあげる”で90.8%などとなっています。

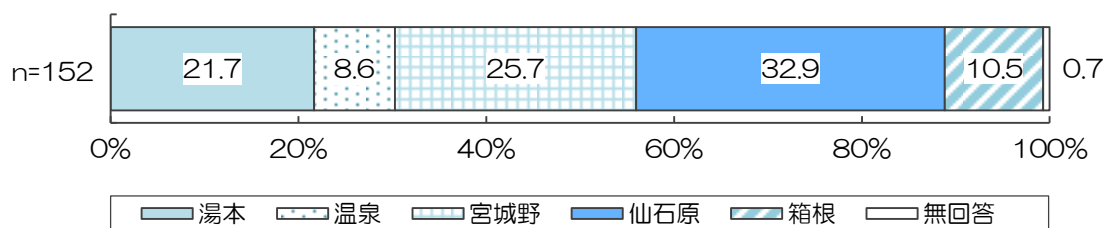
## ②⑥ 教育・保育にかかる経費について負担が大きいと感じているもの



教育・保育にかかる経費について負担が大きいと感じているものにおいては、「習い事にかかる費用」が28.3%と最も多く、次いで「保育料・幼稚園費」が25.7%、「保育園・幼稚園外の教育費（塾や通信教材等にかかる費用）」が14.5%などとなっています。また、「負担が大きいと感じるものはない」が30.9%となっています。

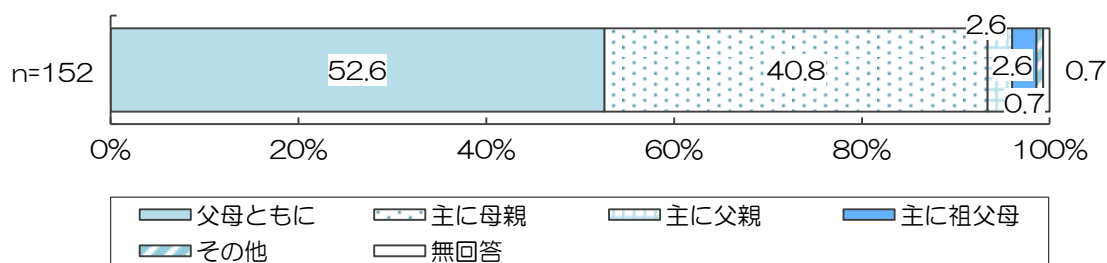
### 3-3 調査結果【就学児童】

#### ① 居住地



居住地においては、「仙石原」が32.9%と最も多く、次いで「宮城野」が25.7%、「湯本」が21.7%などとなっています。

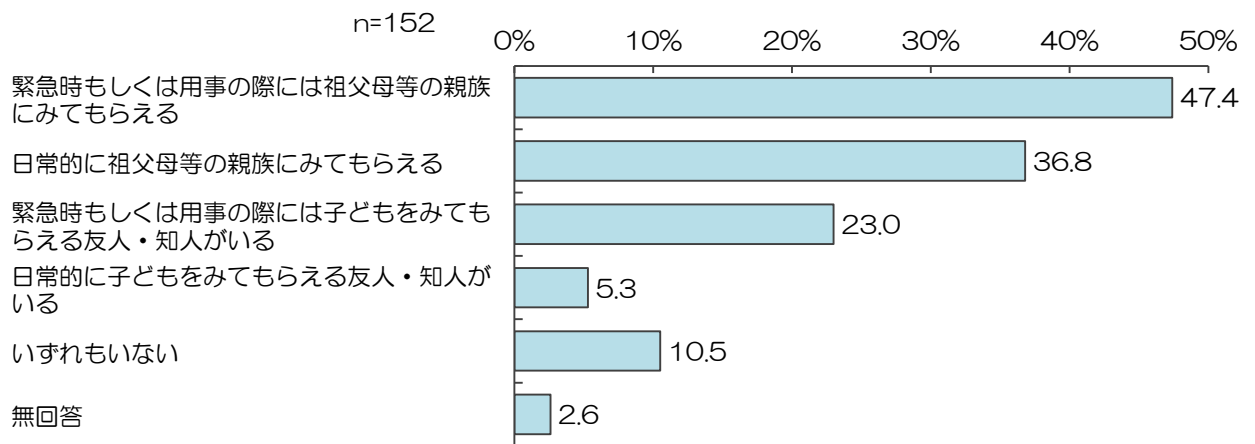
#### ② 子育てを主に行っている人



子育てを主に行っている人においては、「父母ともに」が52.6%と最も多く、次いで「主に母親」が40.8%、「主に父親」と「主に祖父母」が2.6%などとなっています。

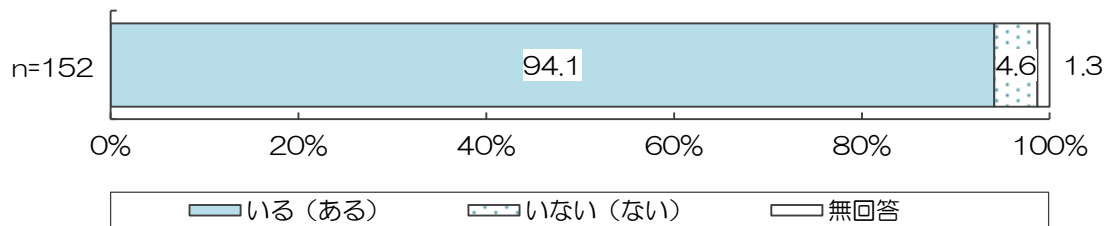


### ③ 子どもをみてもらえる親族・知人の有無



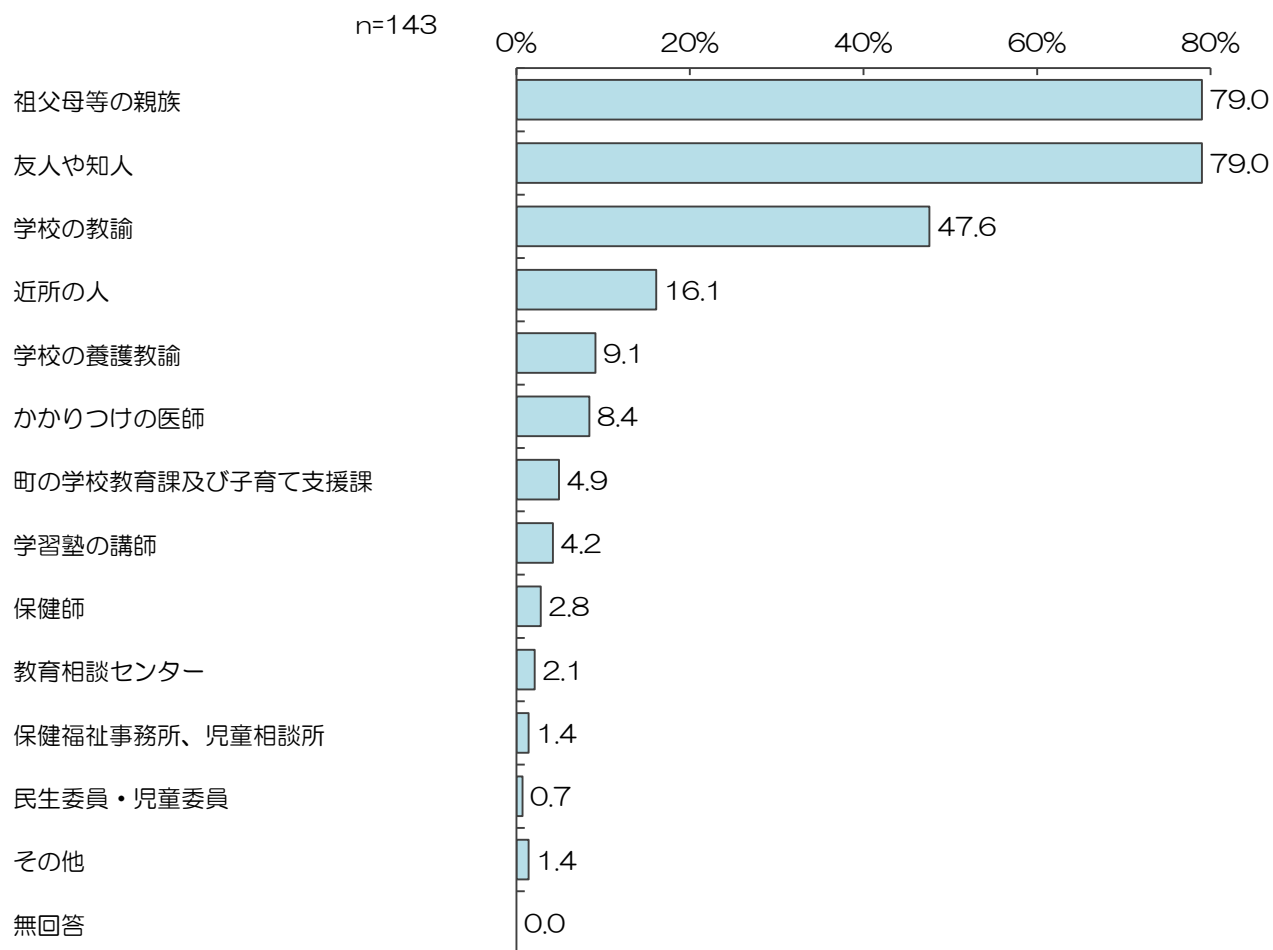
子どもをみてもらえる親族・知人の有無においては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が47.4%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が36.8%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が23.0%など協力が得られる方が多い中、「いずれもない」が10.5%となっています。

### ④ 子育てをする上で相談できる人の有無



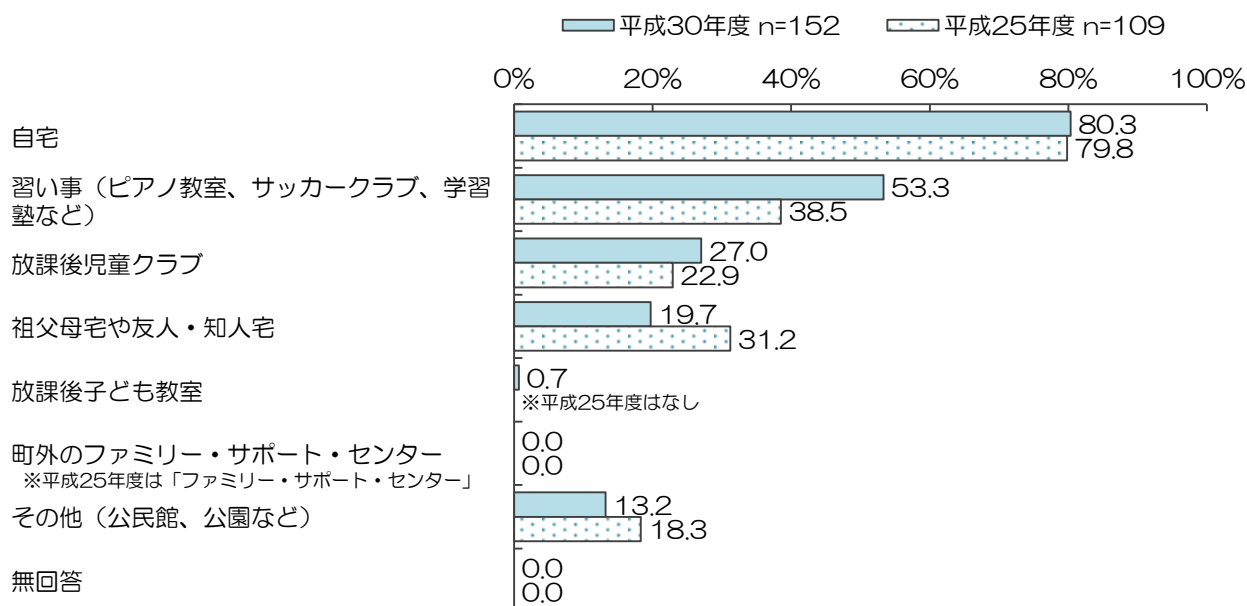
子育てをする上で相談できる人の有無においては、「いる（ある）」が94.1%、「いない（ない）」が4.6%となっています。

## ⑤ 子育てに関して気軽に相談できる先



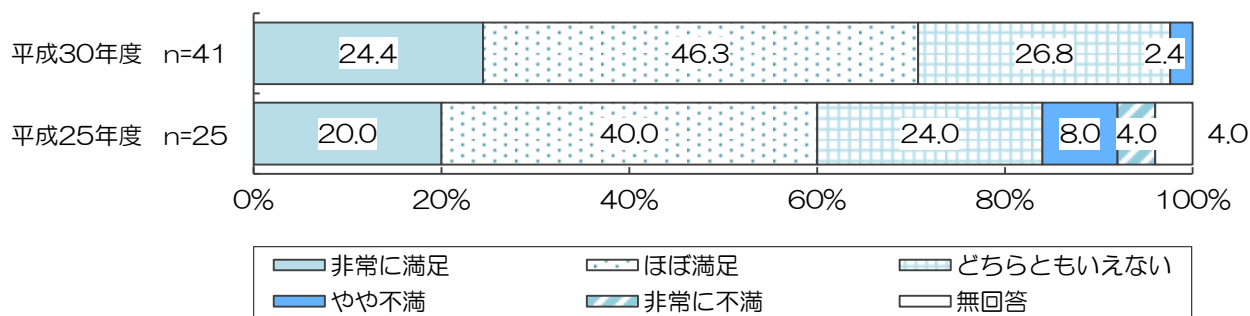
子育てに関して気軽に相談できる先においては、「祖父母等の親族」と「友人や知人」が79.0%と最も多く、次いで「学校の教諭」が47.6%、「近所の人」が16.1%などとなっています。

## ⑥ 子どもが放課後の時間を過ごしている場所



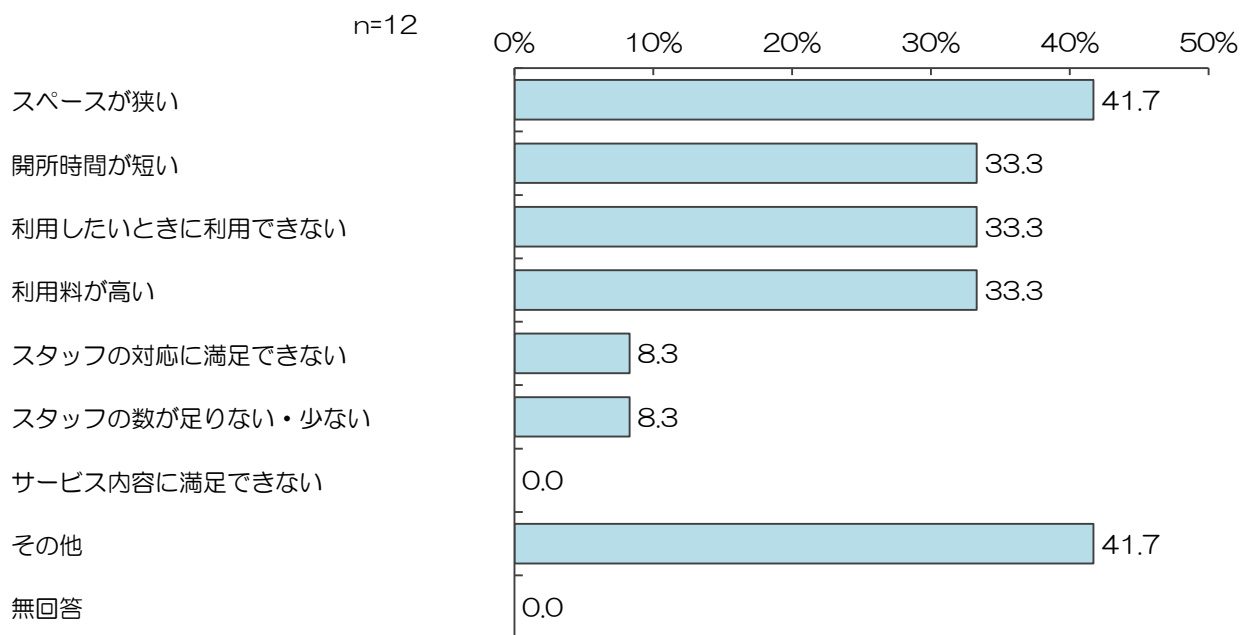
子どもが放課後の時間を過ごしている場所においては、「自宅」が80.3%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が53.3%、「放課後児童クラブ」が27.0%などとなっています。平成25年度と比較すると大きな変化は見られませんでした。

## ⑦ 放課後児童クラブの運営についての満足度



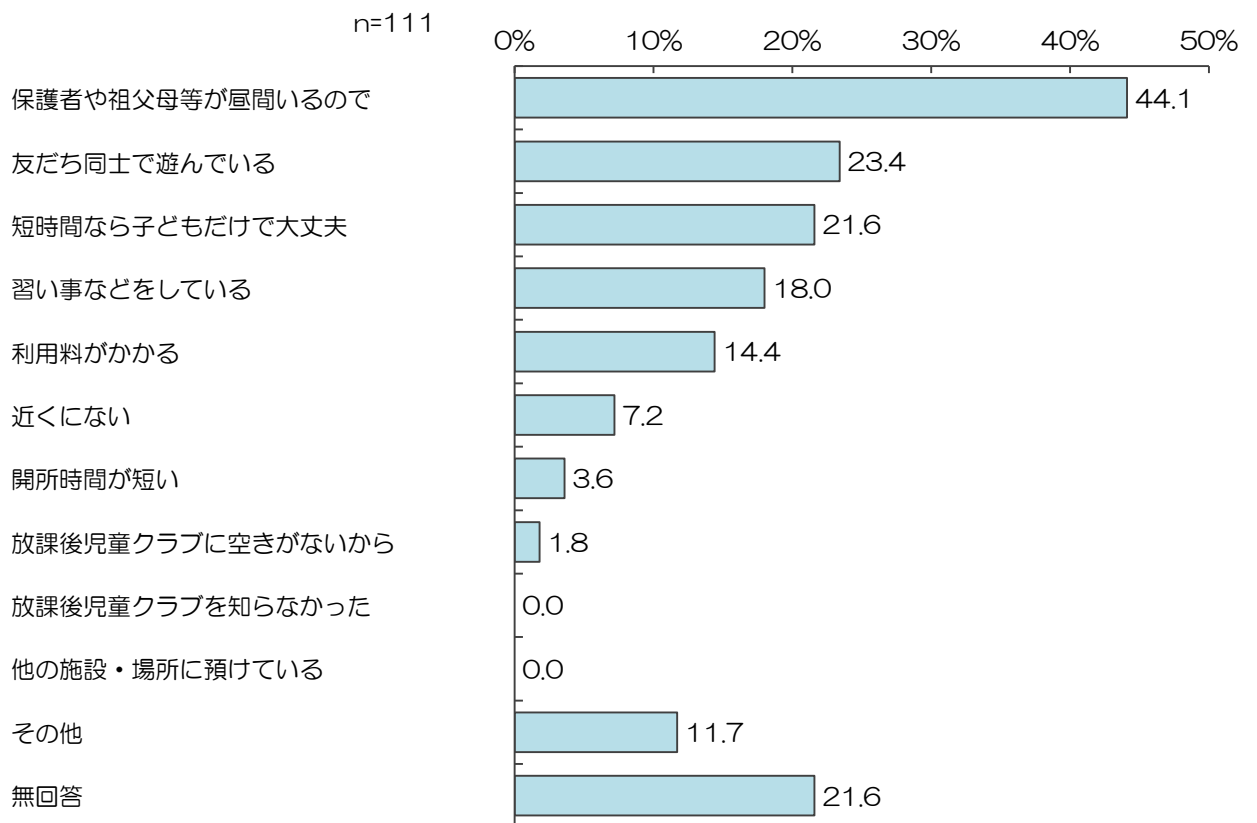
放課後児童クラブの運営についての満足度においては、「ほぼ満足」が46.3%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が26.8%、「非常に満足」が24.4%などとなっています。平成25年度と比較すると大きな変化は見られませんでした。

### ⑧ 放課後児童クラブの運営について不満な点



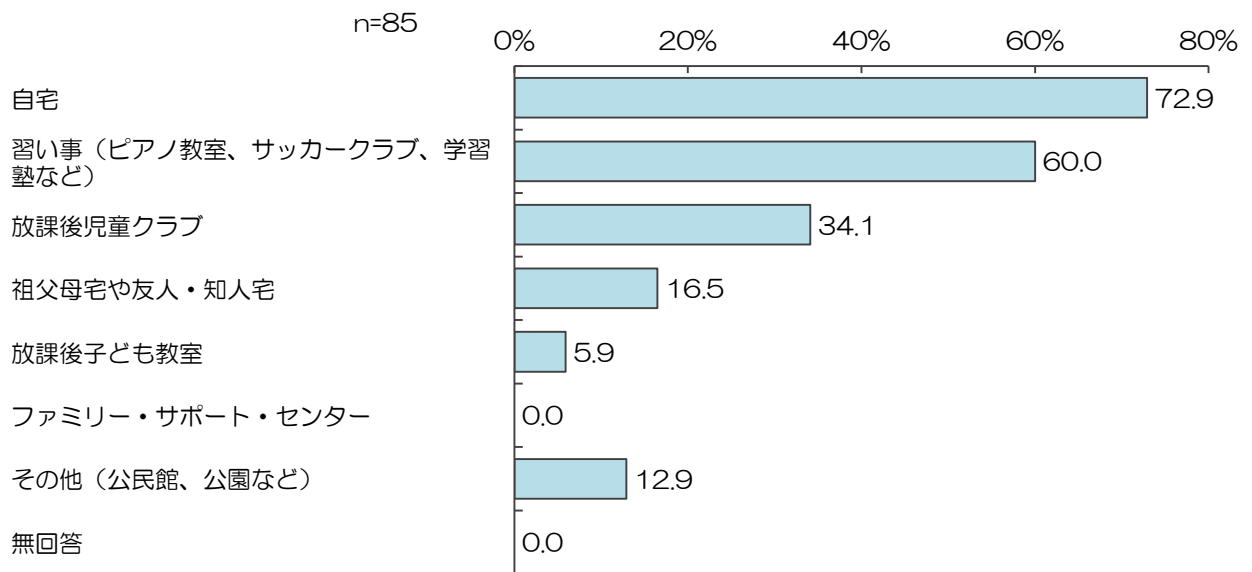
放課後児童クラブの運営について不満な点においては、「スペースが狭い」が41.7%と最も多く、次いで「開所時間が短い」と「利用したいときに利用できない」と「利用料が高い」が33.3%、「スタッフの対応に満足できない」と「スタッフの数が足りない・少ない」が8.3%などとなっています。

### ㊦ 放課後児童クラブを利用していない理由



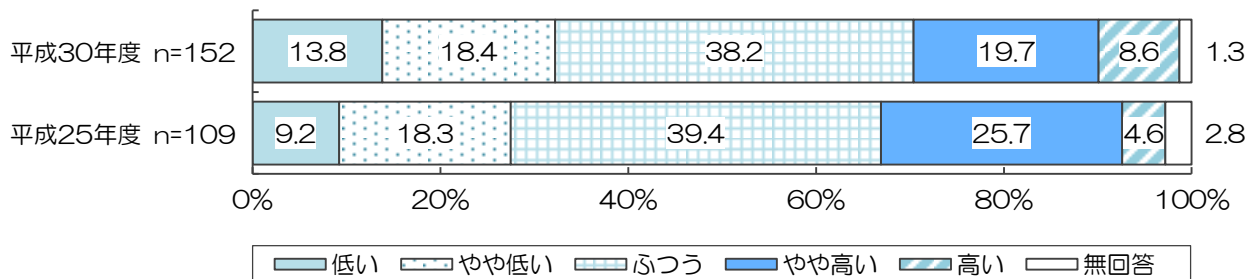
放課後児童クラブを利用していない理由においては、「保護者や祖父母等が昼間いるので」が44.1%と最も多く、次いで「友だち同士で遊んでいる」が23.4%、「短時間なら子どもだけで大丈夫」が21.6%などとなっています。

### ⑩ 子どもが小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所



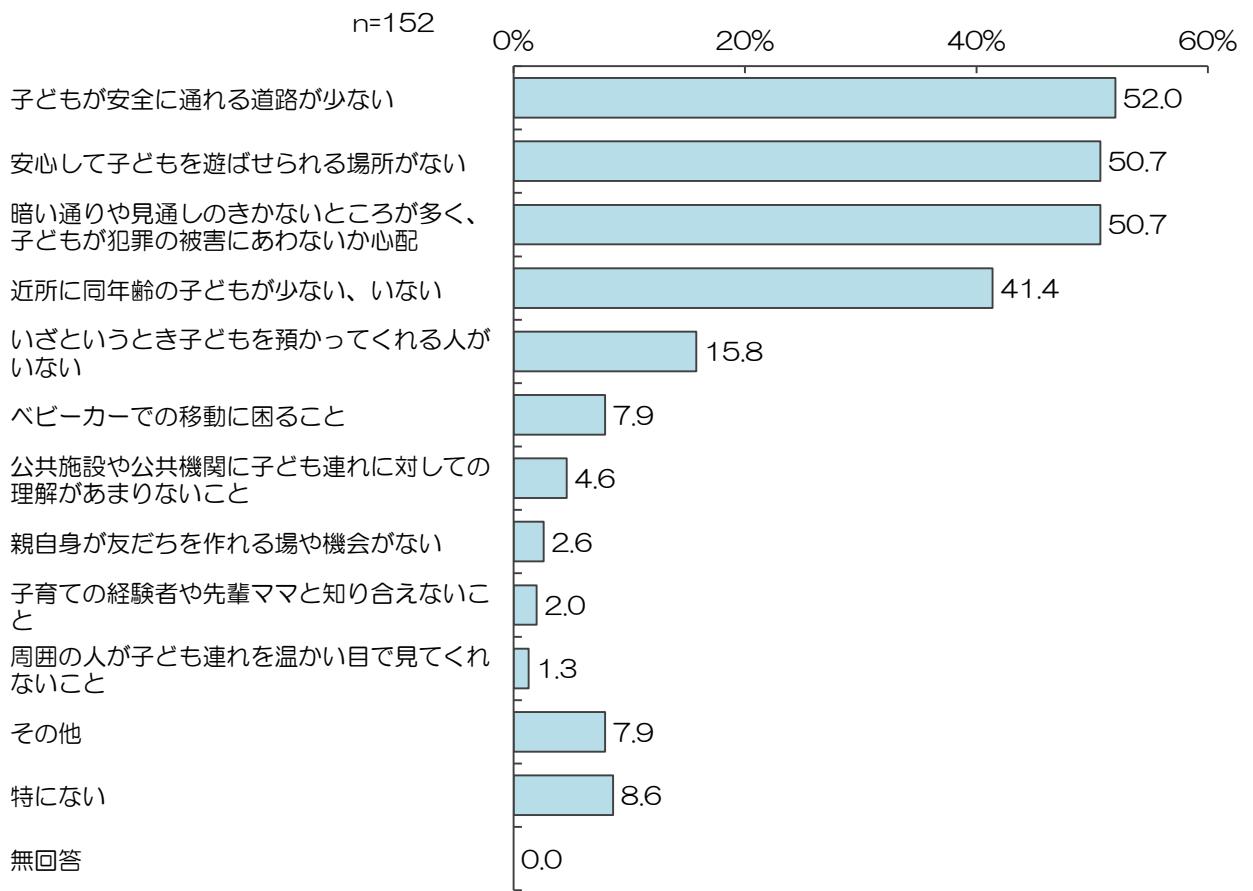
子どもが小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所においては、「自宅」が72.9%と最も多く、次いで「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が60.0%、「放課後児童クラブ」が34.1%などとなっています。

### ⑪ 箱根町における子育ての環境や支援への満足度



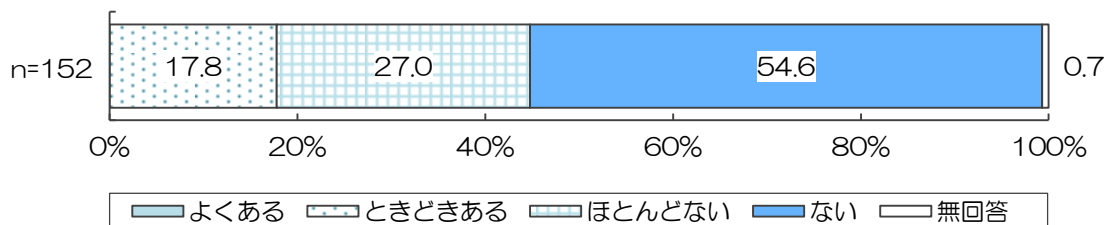
箱根町における子育ての環境や支援への満足度においては、「ふつう」が38.2%と最も多く、次いで「やや高い」が19.7%、「やや低い」が18.4%などとなっています。平成25年度と比較すると大きな変化は見られませんでした。

## ⑫ 子育てを行っていて困ること



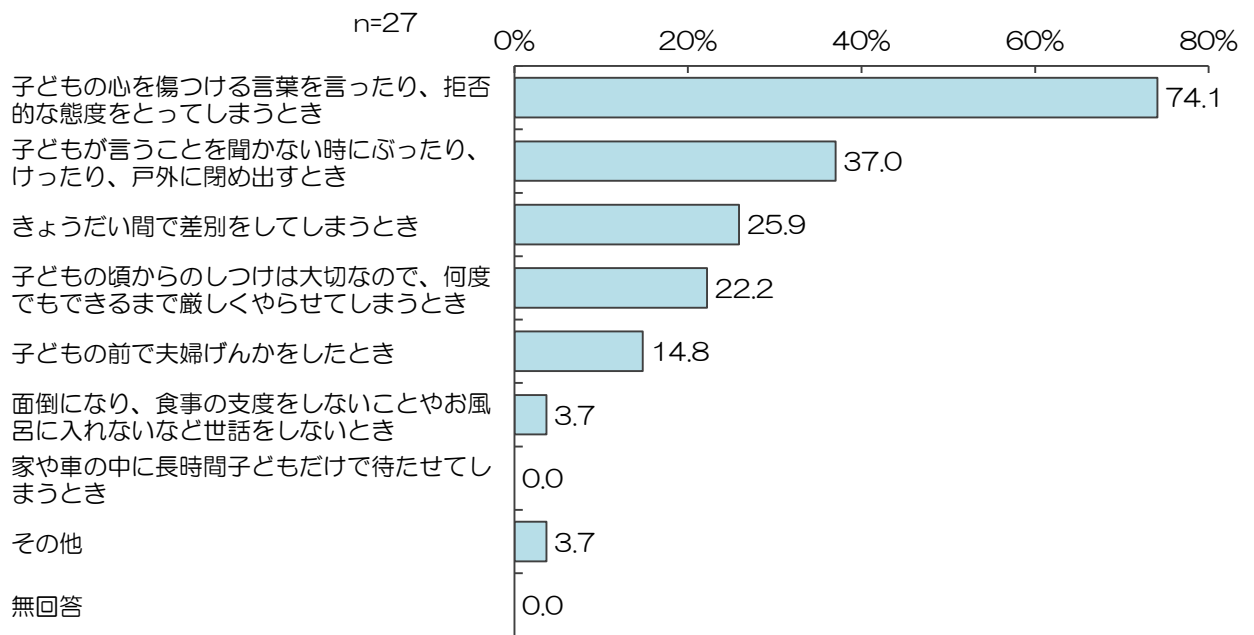
子育てを行っていて困ることにおいては、「子どもが安全に通れる道路が少ない」が52.0%と最も多く、次いで「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」と「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」が50.7%、「近所に同年齢の子どもが少ない、いない」が41.4%などとなっています。

## ⑬ 自分は子どもを虐待していると思うことがあるか



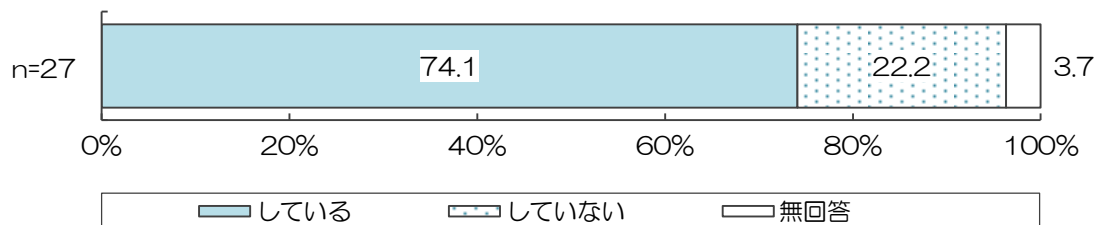
自分は子どもを虐待していると思うことがあるかにおいては、「ときどきある」が17.8%、「ほとんどない」が27.0%、「ない」が54.6%となっています。

## ⑭ 子どもを虐待していると思うとき



子どもを虐待していると思うときにおいては、「子どもの心を傷つける言葉を言ったり、拒否的な態度をとってしまうとき」が74.1%と最も多く、次いで「子どもが言うことを聞かない時にぶったり、けったり、戸外に閉め出すとき」が37.0%、「きょうだい間で差別をしてしまうとき」が25.9%などとなっています。

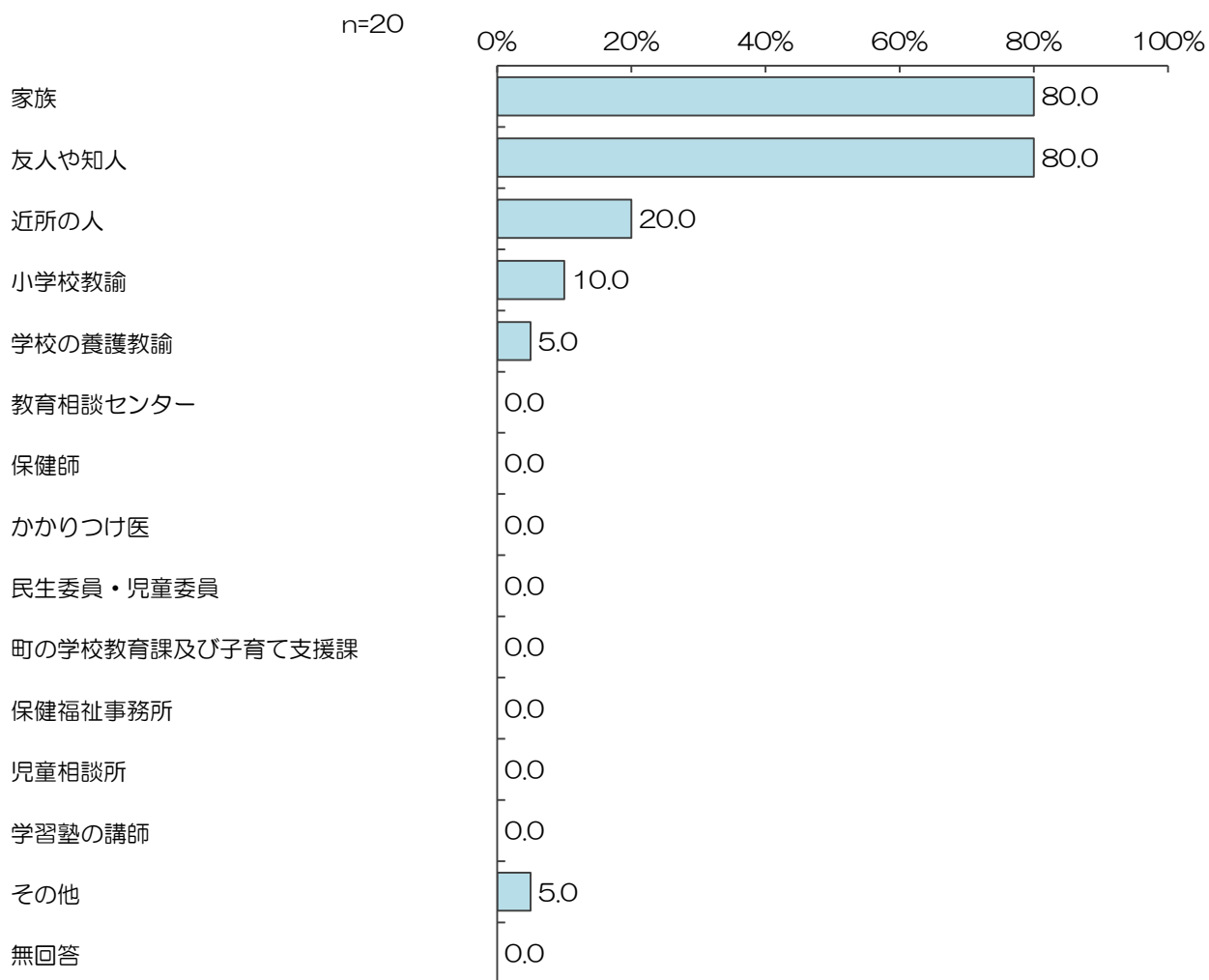
## ⑮ 虐待していると思ったときに誰かに相談しているか



虐待していると思ったときに誰かに相談しているかにおいては、「している」が74.1%、「していない」が22.2%となっています。

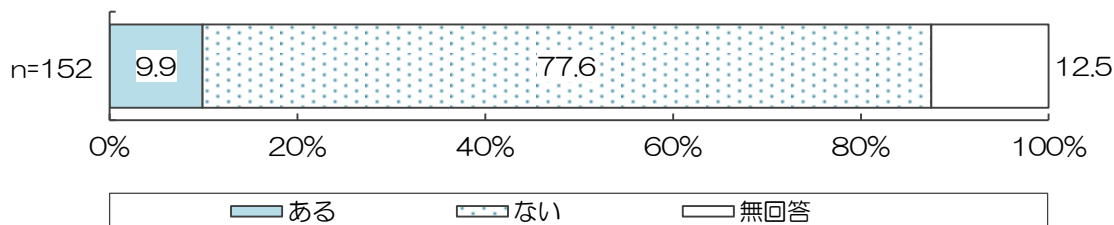


⑩ 虐待していると思ったときに相談しているところ



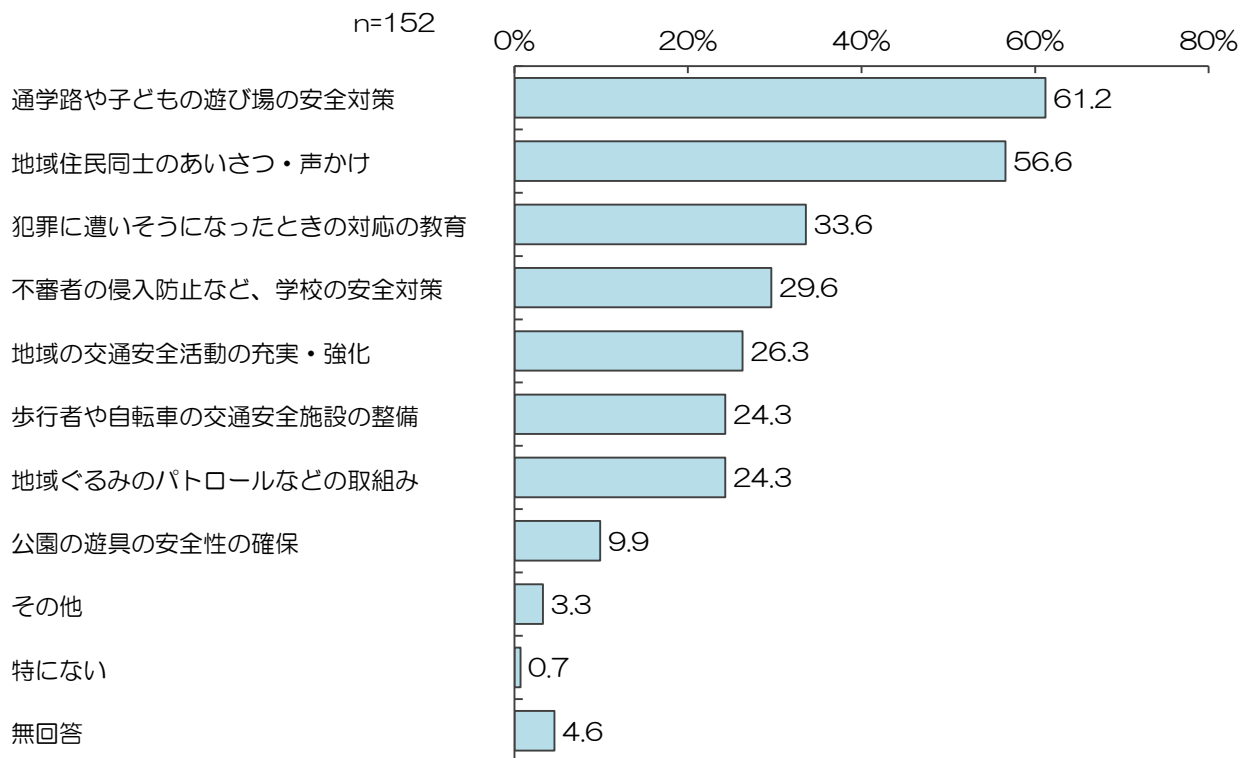
虐待していると思ったときに相談しているところにおいては、「家族」と「友人や知人」が80.0%と最も多く、次いで「近所の人」が20.0%、「小学校教諭」が10.0%などとなっています。

⑪ 子どもが事故等の被害に遭いそうになったことの有無



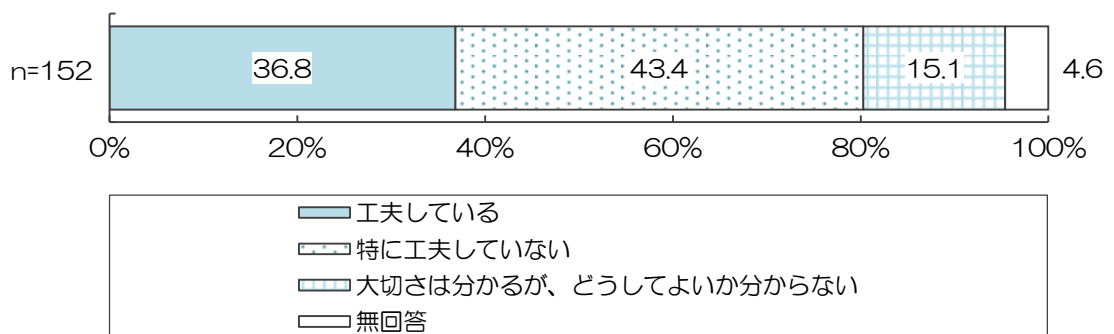
子どもが事故等の被害に遭いそうになったことの有無においては、「ある」が9.9%、「ない」が77.6%となっています。

### ⑱ 子どもの安全を守るために特に重要と思われること



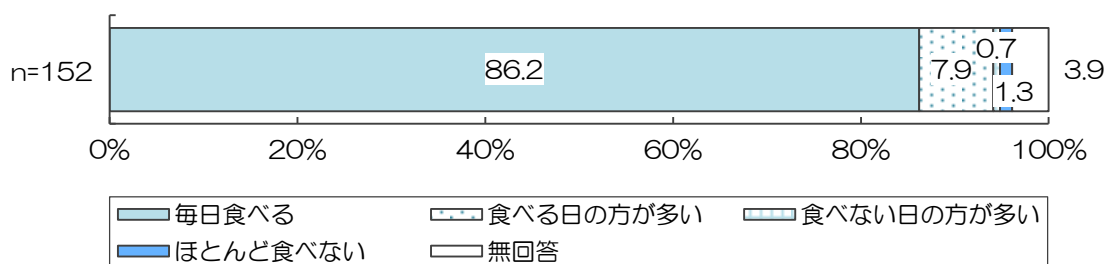
子どもの安全を守るために特に重要と思われることにおいては、「通学路や子どもの遊び場の安全対策」が61.2%と最も多く、次いで「地域住民同士のあいさつ・声かけ」が56.6%、「犯罪に遭いそうになったときの対応の教育」が33.6%などとなっています。

### ⑲ 家庭で子どもに生命の大切さを教える工夫をしているか



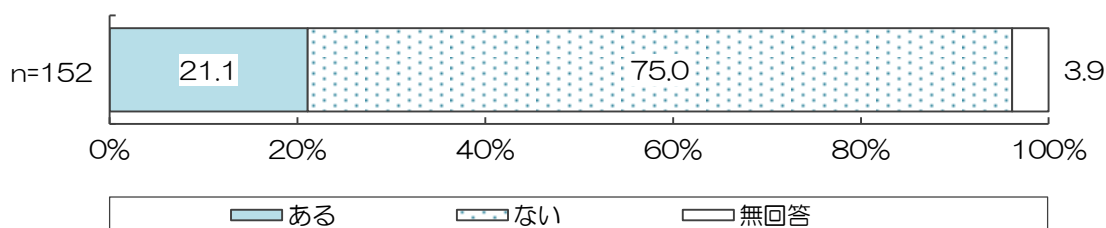
家庭で子どもに生命の大切さを教える工夫をしているかにおいては、「工夫している」が36.8%、「特に工夫していない」が43.4%、「大切さは分かるが、どうしてよいか分からない」が15.1%となっています。

## ⑩ 子どもは朝食を食べているか



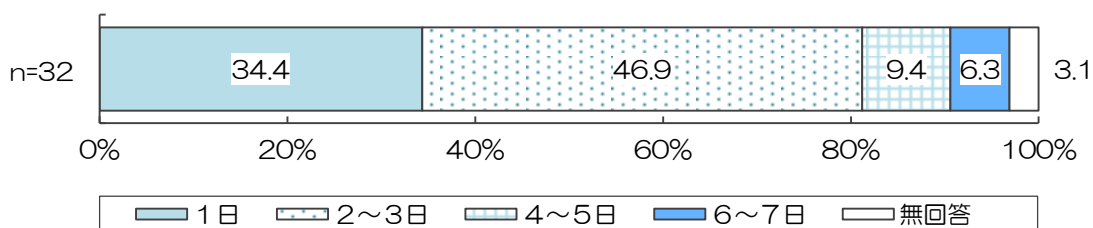
子どもは朝食を食べているかにおいては、「毎日食べる」が86.2%、「食べる日の方が多い」が7.9%、「食べない日の方が多い」が0.7%、「ほとんど食べない」が1.3%となっています。

## ⑪ 子どもだけで食事をとることの有無



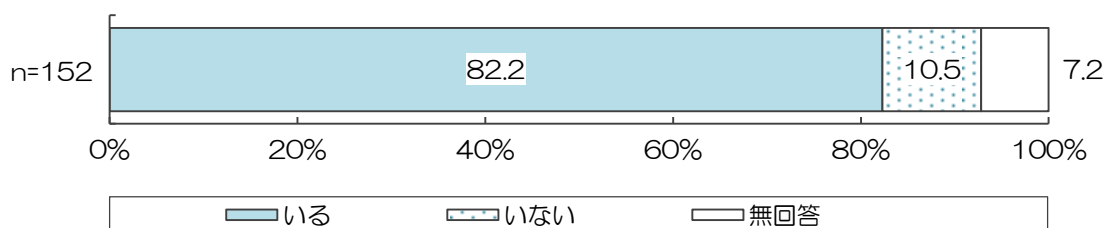
子どもだけで食事をとることの有無においては、「ある」が21.1%、「ない」が75.0%となっています。

## ⑫ 子どもだけで食事をとる日数



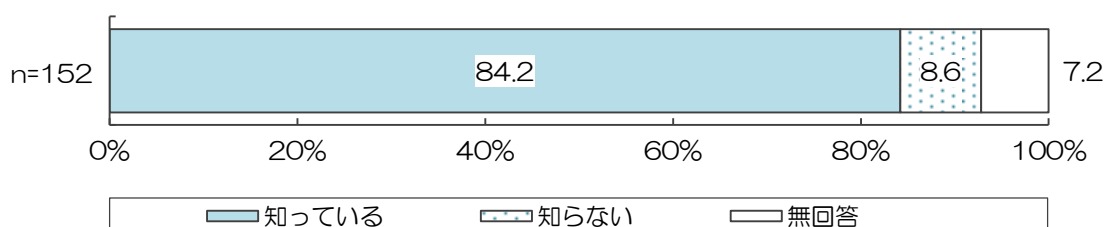
子どもだけで食事をとる日数においては、「1日」が34.4%、「2~3日」が46.9%、「4~5日」が9.4%、「6~7日」が6.3%となっています。

### ㊸ 子どものかかりつけ医の有無



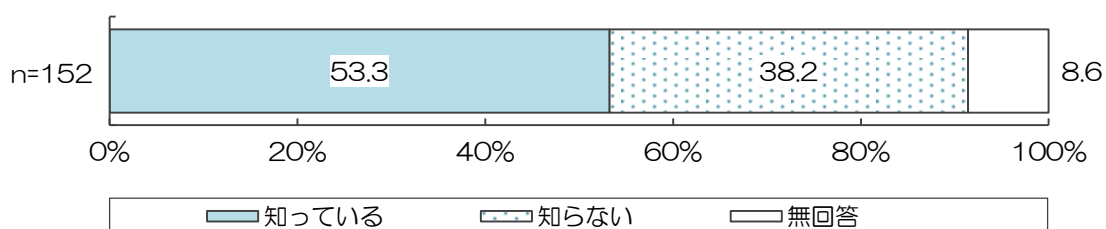
子どものかかりつけ医の有無においては、「いる」が82.2%、「いない」が10.5%となっています。

### ㊸ 休日等に子どもが受診できる医療機関の認知度



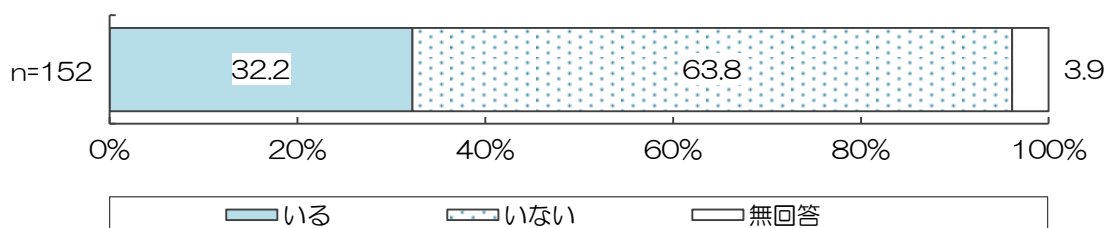
休日等に子どもが受診できる医療機関の認知度においては、「知っている」が84.2%、「知らない」が8.6%となっています。

### ㊸ 心肺蘇生法の認知度



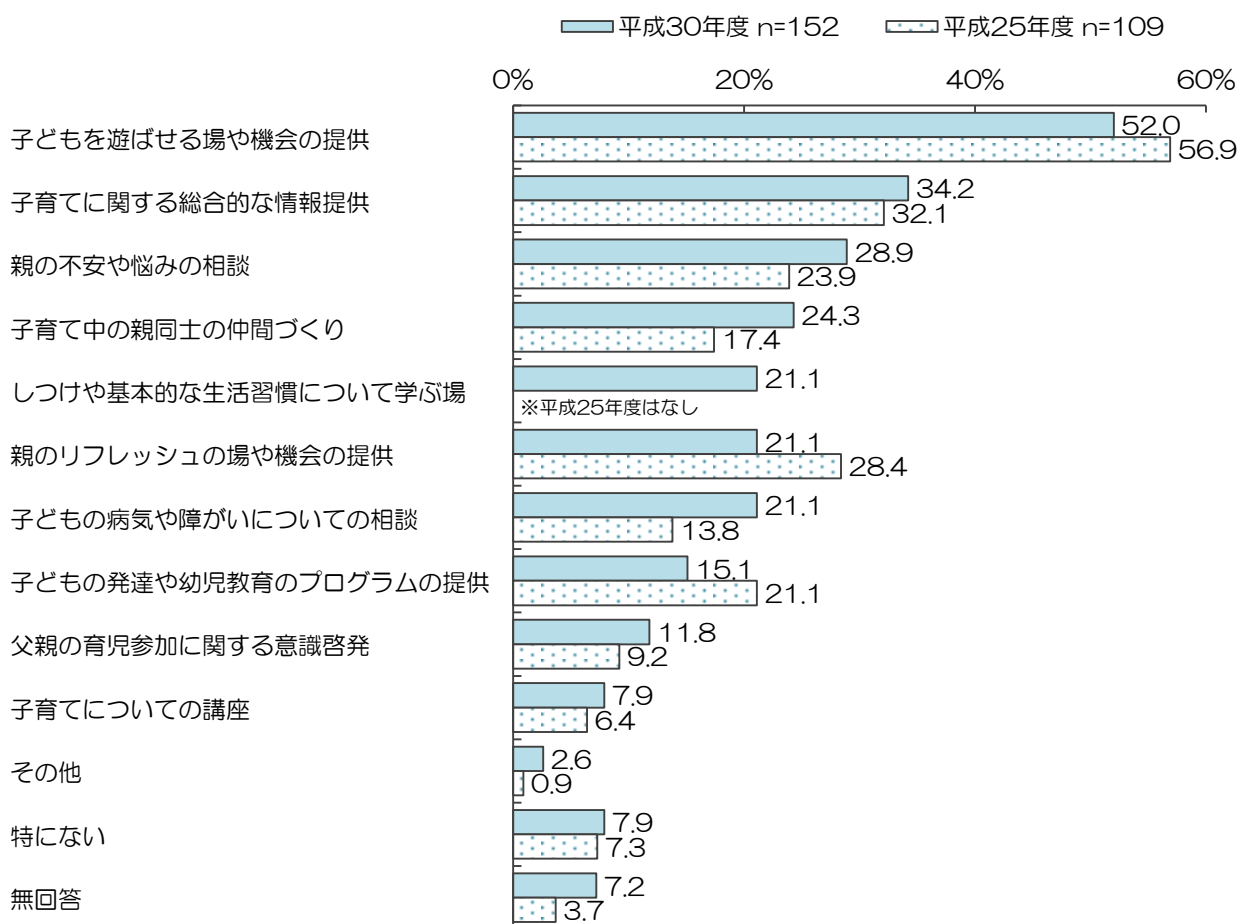
心肺蘇生法の認知度においては、「知っている」が53.3%、「知らない」が38.2%となっています。

## ②⑥ 子どもの前でタバコを吸う人が身近にいるか



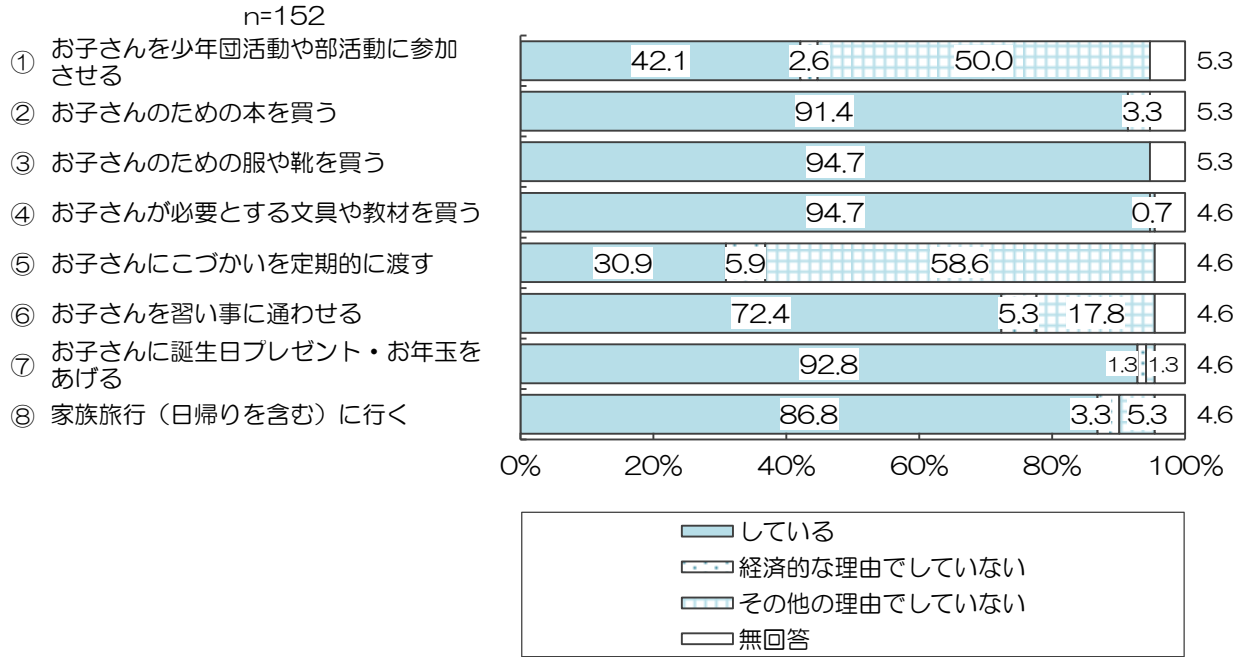
子どもの前でタバコを吸う人が身近にいるかにおいては、「いる」が32.2%、「いない」が63.8%となっています。

## ②⑦ 日常の子育てを楽しく安心して行うために必要なサービス



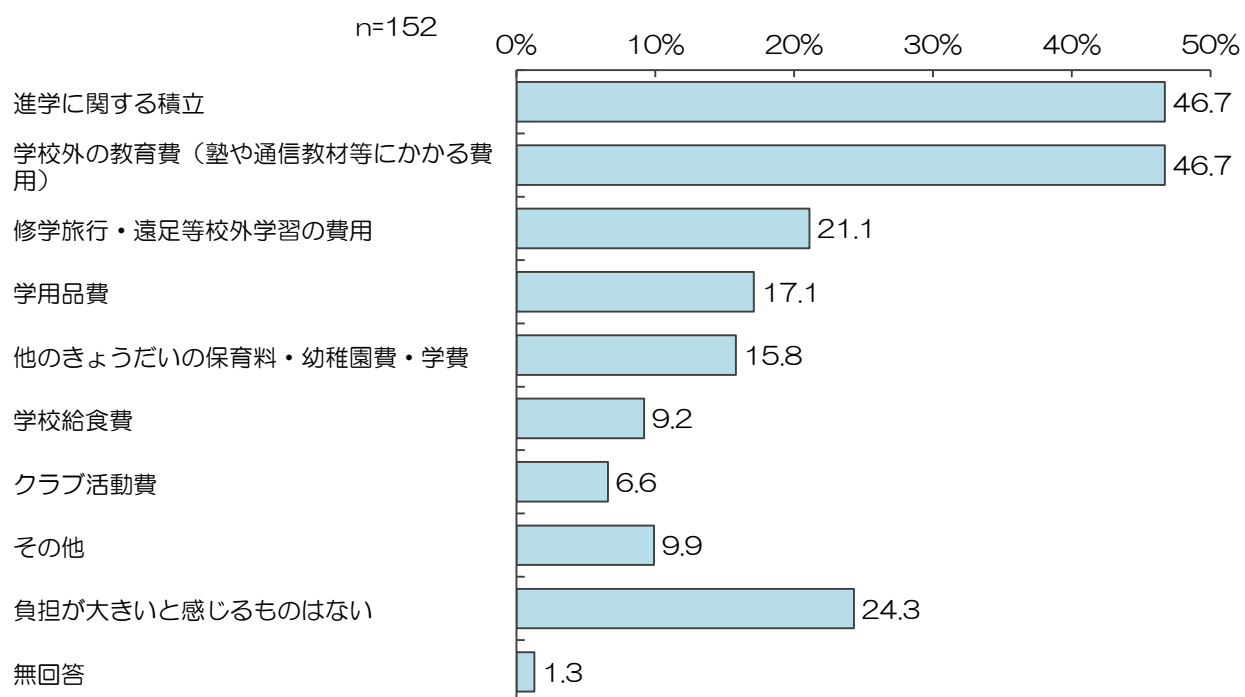
日常の子育てを楽しく安心して行うために必要なサービスにおいては、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が52.0%と最も多く、次いで「子育てに関する総合的な情報提供」が34.2%、「親の不安や悩みの相談」が28.9%などとなっています。平成25年度と比較すると大きな変化は見られませんでした。

## ㊸ 概ね1年の間に世帯で経験をしたこと



概ね1年の間に世帯で経験をしたことにおいては、「している」が“③お子さんのための服や靴を買う”と“④お子さんが必要とする文具や教材を買う”で94.7%と最も多く、次いで“⑦お子さんに誕生日プレゼント・お年玉をあげる”で92.8%、“②お子さんのための本を買う”で91.4%などとなっています。

⑳ 教育にかかる経費について負担が大きいと感じているもの



教育にかかる経費について負担が大きいと感じているものにおいては、「進学に関する積立」と「学校外の教育費（塾や通信教材等にかかる費用）」が46.7%と最も多く、次いで「修学旅行・遠足等校外学習の費用」が21.1%、「学用品費」が17.1%などとなっています。また、「負担が大きいと感じるものはない」が24.3%となっています。

### 第3章 計画の基本的な考え方

---





## 1 基本理念

箱根町では「少子化対策」と「子どもの最善の利益」を実現するために、「子どもは財産！箱根で子育て！みんなで子育て！～子育てするなら箱根町～」を基本理念のもと、以下の4点を指針としながら、子育て施策を推進してきました。

- 子ども・子育て支援法に明記のとおり、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識とともに、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を進めていく必要があります。
- 子育て家庭だけではなく、地域全体で次代を担う子どもたちを育てていくことのできる環境、子どもが地域社会の一員として郷土に愛着を持ちながら、のびのびと育つことのできる地域づくりが必要となります。
- 箱根の未来を切り開いていく子どもたちが箱根を愛し、幅広い国際性と社会性を身に付けた人間性豊かな心、温かい箱根人に育ち、夢や希望をかなえていけるよう、地域住民、各種団体、学校、企業、行政で支えあい、やさしさあふれるまちをつくっていくことを基本的な理念とします。
- 本町の子ども・子育て支援は、町の最重要課題である「少子化対策」を目的とするものであると同時に、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものです。

今後も「少子化対策」と「子どもの最善の利益」を実現するために、更なる子ども・子育て支援を推進していくことが必要であるため、第2次計画においてもこれまでの考え方を継承します。

基本理念

**子どもは財産！箱根で子育て！みんなで子育て！  
～子育てするなら箱根町～**

## 2 基本的な視点

本計画においては、第1次計画に引き続き、以下の5つの視点に立って、施策を推進していきます。

### 《すべての子どもの視点》

子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりが持っている個性や可能性が存分に発揮されるよう、大人の都合を優先するのではなく、子どもたちが何を考え、何を望んでいるのか、子どもの視点に立ちながら施策を展開します。

### 《すべての子育て家庭の視点》

子育てをしている家庭の状況は、共働きであったり、保護者のどちらかが働いているなどさまざまです。このような中、すべての家庭が子育てを“負担”と感じるのではなく、子どもの成長を素直に喜び、また子育てを通じて豊かな人生を送ることができるよう、子育て家庭の視点に立ち、施策を展開します。

### 《次世代の親づくりの視点》

子どもは親の背中を見て育ちます。やさしさにつつまれて育った子どもは、自分が大人になったときにも、自分の子どもをやさしく育てていくようになります。子どもたちがいろいろな人たちと出会い、豊かな自然環境にふれながら、やさしくたくましい大人に育つことができるよう、次の世代の親を育てていくという視点に立ち、施策を展開します。

### 《地域で子どもを育てていく視点》

地域の子どもたちを地域の大人たちが温かく見守り、社会性やコミュニケーション能力を高められるよう地域全体で育てていく、また、男女がともに子育てに積極的に取り組んでいけるよう、職場においても子育て家庭を支援していくことが必要です。親の働く場も含め、地域全体で子どもを育てていくという視点に立ち、施策を展開します。

### 《結婚・妊娠・出産・育児・育成まで、切れ目のない支援の視点》

町の最重要課題である『少子化対策』に向けて、結婚から妊娠・出産、育児、そして次代の町を担う子どもの育成まで、切れ目なく、きめ細かい支援を行うという視点に立ち、施策を展開します。また、子育て世代包括支援センターを中心とした子育て世代の相談・支援体制を充実させます。

### 3 基本目標

本町の子育て支援施策の特徴である「子ども一人ひとりに応じて実施する、ライフステージを通じた一貫した教育・保育・子育て支援の提供」を軸とするとともに、子ども・子育て支援施策の基本的な視点を踏まえ、基本理念である「子どもは財産！箱根で子育て！みんなで子育て！～子育てするなら箱根町～」を実現していくために、本計画においては、以下を基本目標として設定します。

#### 基本目標1 安心して子育てができる環境の整備の充実

---

- ❖ 子育てに関する相談から支援まで、ワンストップで切れ目なく対応できる子育て支援環境を充実します。
- ❖ 誰もが気軽に子育てに関する相談ができ、個に応じた支援が展開できる子育て環境整備を充実します。

#### 基本目標2 母性・乳幼児等の健康の確保及び増進

---

- ❖ 産前産後の心身のケア等を通じた母子の健康支援を行います。
- ❖ 不妊症治療、不育症治療を受けている夫婦の不安や経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を図ります。
- ❖ 園や学校等の関係機関と連携し、ライフステージに応じた食育を推進します。
- ❖ 各種相談体制の充実及び学校や関係機関と連携した思春期教育等を推進し、思春期における心身の支援を充実させます。

### 基本目標3 地域における子育ての支援

---

- ❖ 関係機関・関係団体との連携を強化し、多種多様な家庭の問題や悩みを支援できるサービスの提供を図ります。
- ❖ 親子が交流できる場の周知を図り、様々なイベントを開催し、親子の交流機会を促進します。
- ❖ 様々な悩みに対応した相談体制の強化や情報提供を充実させるとともに、様々な学習機会を提供することで、家庭における子育てを支援します。
- ❖ 医療費の助成や各種手当を通じて、子育て世帯への経済的支援を図ります。
- ❖ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実を通じて、共働き家庭の支援や子どもの居場所づくりを推進します。

### 基本目標4 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

---

- ❖ 乳幼児等とふれあう機会などの様々な交流機会やイベントを通じて、次世代の親を育成します。
- ❖ 子どもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きる力を培うことができるよう、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校等が連携し、子どもの成長段階に応じた教育内容の充実と学習環境の向上を図ります。
- ❖ 子ども・子育てに関する様々な情報や学習機会を提供することで、家庭での教育力の向上を図ります。
- ❖ 地域資源の活用や地域との連携を通じて、地域の教育力の向上を図ります。
- ❖ 関係団体との連携を通じて、地域におけるパトロールや消費者被害対策を充実させ、地域における健全育成の環境づくりを推進します。

## 基本目標5 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進

---

- ❖ 情報発信や啓発活動の推進、子ども家庭総合支援拠点の設置により、児童虐待防止への迅速な対応を図ります。
- ❖ 生活支援サービスや相談体制の整備等を通じて、ひとり親家庭に対する支援を充実させます。
- ❖ 関係機関との連携を強化し、早期療育や早期支援に取り組み、障がいのある子どもに対し、総合的に支援します。
- ❖ 給食がない長期休暇中の食事を提供する等、子どもの貧困対策及び健康に配慮します。

## 基本目標6 子育てを支援する生活環境の整備

---

- ❖ 子どもが健やかに育つことのできる住宅環境づくりを促進します。
- ❖ 地域の要望を踏まえながら、安全な道路環境を整備します。
- ❖ 公共施設のバリアフリー化等を通じて、子育てにやさしい町の環境の整備を推進します。
- ❖ 公園等の遊具について安全性を確認しながら整備を進めます。

## 基本目標7 子どもたちの安全の確保

---

- ❖ 交通安全教育の充実等を通じて、地域における交通安全を推進します。
- ❖ 地域の防犯活動の支援や情報提供の充実を通じて、地域における防犯活動を推進します。

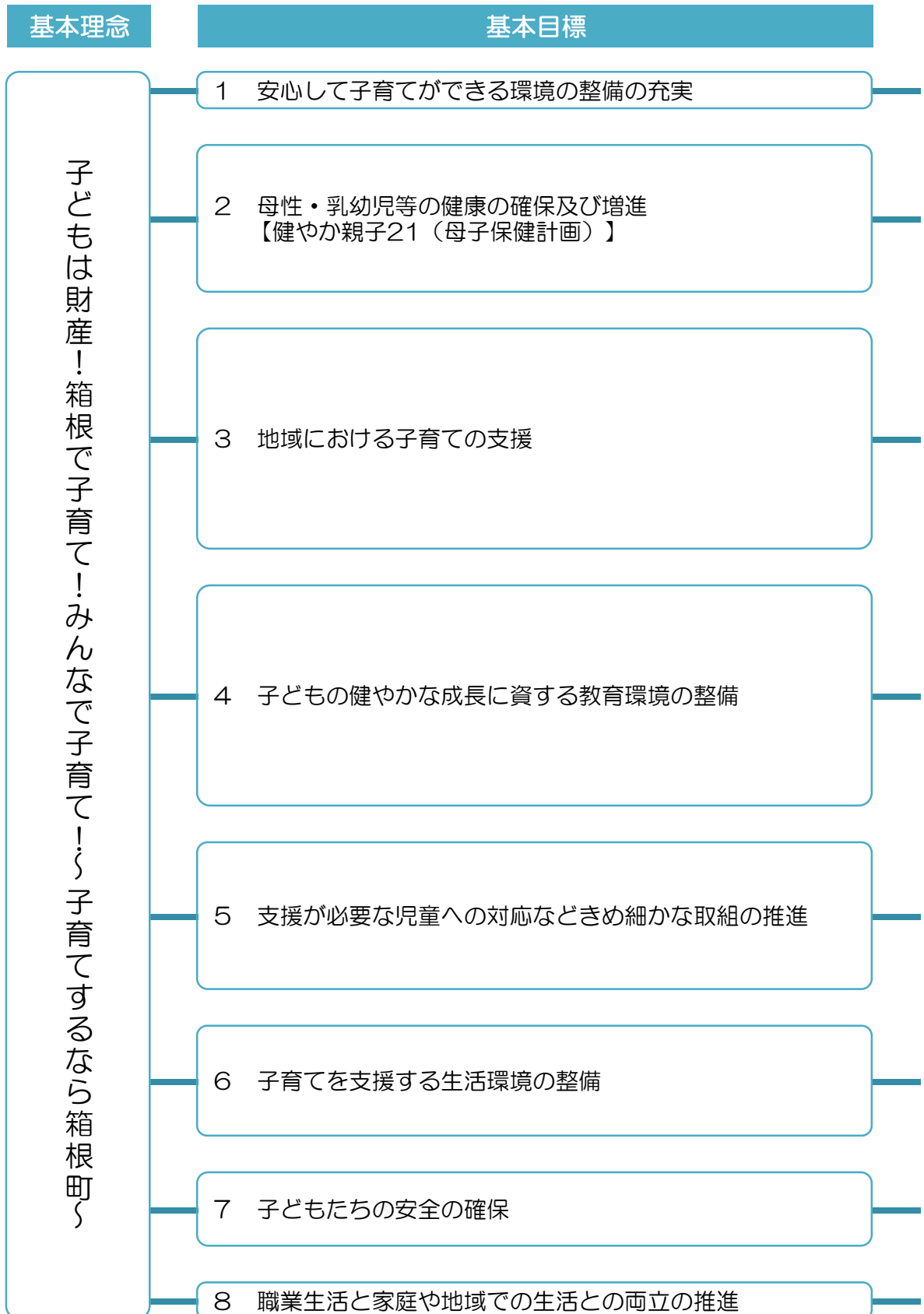
## 基本目標8 職業生活と家庭や地域での生活との両立の推進

---

- ❖ 地域の事業所との連携等を通じて、男性の育児への参画やワーク・ライフ・バランスについての啓発等を行い、男女共同参画の意識づくりを推進します。

## 4 施策の体系

《図表32 本計画の施策体系》



## 施策

1-1 子育て相談・支援体制の充実

2-1 母子の健康の促進

2-2 食育の推進

2-3 思春期保健対策の充実

2-4 小児医療の充実

3-1 家庭における子どもの養育支援

3-2 親子の交流の促進

3-3 出産・育児の相談、学習機会等の充実

3-4 経済的支援の充実

3-5 幼児期の教育・保育・子育て支援の充実

3-6 放課後児童対策の充実

4-1 次世代の親の育成

4-2 学校教育の充実

4-3 学校教育環境の充実

4-4 家庭の教育力の向上

4-5 地域の教育力の向上

4-6 健全育成の環境づくり

5-1 児童虐待防止対策の推進

5-2 ひとり親家庭の支援の充実【自立促進計画】

5-3 障がい児等への発達支援の充実

5-4 その他保護を必要とする子どもへの対策の充実【子どもの貧困対策法に基づく施策】

6-1 子育てしやすい住環境づくり

6-2 安全な道路環境の整備

6-3 子育てにやさしい町の環境の整備

7-1 交通安全活動の推進

7-2 防犯活動の推進

8-1 男女共同参画の意識づくり

## 第4章 基本目標ごとの取組

---





# 基本目標 1 安心して子育てができる環境の整備の充実

## 1-1 子育て相談・支援体制の充実

子育て相談・支援体制の充実にあたっては、子育て世代包括支援センターの運営や子ども家庭総合支援拠点の運営を行っています。

また、妊産婦・乳幼児訪問指導や育児支援家庭訪問等の訪問指導や不妊症・不育症の相談支援も行っています。

### 主要課題

- ❖ ニーズ調査において、子育てをする上で相談できる人が「いない(ない)」と答えた割合は、未就学児童で5.3%、就学児童4.6%となっており、誰もが子育てについて相談できるような環境を整備していくことが重要です。

### 基本方針

- ① 子育て世代包括支援センターを中心に子育て世代の相談対応や切れ目のない支援を行います。
- ② 訪問指導等を通じて、情報提供や支援が必要な家庭を把握し、切れ目のない支援を行います。

### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
《新規事業》 子育て世代包括支援センターの運営	利用者支援事業（ママ・パパサポート事業）の母子保健型及び基本型を基盤に妊娠を望んだときから子育て期までの相談・支援を行います。	子育て支援課
《新規事業》 子ども家庭総合支援拠点の運営	要保護児童及び要支援児童等の進行管理及び乳幼児期から青少年期までつながる幅広い年齢の多様な課題に対応します。	子育て支援課
《新規事業》 相談体制の充実	大人だけではなく子どもも相談できる子育て世代包括支援センター内の「はこねっこ相談窓口」の周知及び充実を図り、誰もが気軽に相談できる体制の充実を図ります。	子育て支援課
妊産婦・乳幼児訪問指導	妊産婦や乳幼児へ適切な時期に訪問指導を行い、妊産婦、乳幼児の健康増進と、子育ての悩みごとへの対応を図ります。	子育て支援課

事業名等	内容	担当課
育児支援家庭訪問の充実	妊産婦訪問指導等を通じ、妊産婦の健康増進、子育ての悩みごとへの対応等を図ります。	子育て支援課
	育児不安がある方や、ひとり親、外国籍住民の方をはじめ、乳幼児を抱える母親に対して民生委員・児童委員が訪問する「すくすく赤ちゃん訪問」等を通じて、母親が地域とつながりながら子育てできる環境を支援します。	子育て支援課
	就学前転入児の家庭に保健師と民生委員・児童委員が同行訪問する「ようこそ（転入児）訪問」を実施し、母子保健事業や地域の子育てサービス、防災について情報提供するとともに児童の安全確認を行います。	子育て支援課
不妊・不育の相談	なかなか赤ちゃんを授からない心配や不安についての相談や、治療中でつらい気持ち・悩みなどを保健師が窓口や電話で対応します。	子育て支援課
ひとり親家庭に対する相談、情報提供	ひとり親家庭が抱えるさまざまな悩みについての相談体制を充実させます。	子育て支援課
	ひとり親家庭への支援サービス、制度についての情報提供を図ります。	子育て支援課

## 基本目標2 母性・乳幼児等の健康の確保及び増進 【健やか親子21（母子保健計画）】

### 2-1 母子の健康の促進

母子の健康の促進にあたっては、妊婦・乳幼児健康診査を実施しており、各健康診査未受診者に対しては、文書・電話・訪問等で受診勧奨を実施しています。

また、産後ケア専門家を派遣して産後間もない母親のサポートを行っています。

そのほか、乳幼児の事故予防の啓発や不妊・不育への支援を図っています。

#### 主要課題

- ❖ 各種健康診査の受診率の向上を、引き続き図っていく必要があります。
- ❖ 各種健康診査や訪問指導等を通じて、妊産婦や子育て世代の課題を把握し、早期支援につなげていくことが重要です。

#### 基本方針

- ① 各種健康診査等を通じて、支援が必要な家庭を把握し、切れ目のない支援を行います。
- ② 訪問事業や様々なイベントを通じて、妊産婦に対する出産・子育てに関する知識の普及に努めます。
- ③ 不妊・不育に悩む方に対する各種情報提供や経済的支援を行います。

#### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
妊婦・乳幼児健康診査	妊婦・乳幼児健康診査の未受診者を的確に把握し、受診を促進します。	子育て支援課
	ハイリスク妊婦や発達の遅れが見られる子ども等を早期に発見し、適切な支援を行います。	子育て支援課
妊産婦・乳幼児訪問指導 【再掲】	妊産婦や乳幼児へ適切な時期に訪問指導を行い、妊産婦、乳幼児の健康増進と、子育ての悩みごとへの対応を図ります。	子育て支援課

事業名等	内容	担当課
妊婦・乳幼児歯科健康 診査	妊婦歯科健康診査の受診を促進し、早期からの歯周疾患予防、う蝕予防を図ります。	子育て支援課
	10か月児健康診査での歯科指導後、1歳6か月から3歳6か月まで、6か月ごとに歯科健康診査を実施し、乳幼児期のう蝕予防を促進します。	子育て支援課
乳幼児期の事故防止対策	健康診査等の機会を通じて、妊娠中の喫煙や飲酒の影響のほか、寝かせ始めのうつぶせ寝のリスクや家庭内の事故予防対策の重要性について周知を図ります。	子育て支援課
《新規事業》 産後ケアの充実	産後ケア専門家を派遣し、産後間もない母親の育児や家事等のサポートを行い、母親の育児能力の向上や心身の回復等を図ります。また、助産師による授乳相談や指導を行うほか、産後の回復のための支援を行います。	子育て支援課
不妊・不育への支援	不妊症・不育症の悩み等の相談を受ける他、「不妊・不育症治療費助成事業」の周知と活用促進を図ります。	子育て支援課
	広報等を通じて「神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の周知と活用促進を図ります。	子育て支援課

## 2-2 食育の推進

食育の推進にあたっては、離乳食教室をはじめ、食生活に関する学習機会の充実を図るほか、広報紙や町だより、ホームページ等を通じて食生活と健康等に関する情報提供を行っています。

また、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校と連携して給食等による食育の推進を図り、ライフステージに応じて食育の普及・啓発をしています。

### 主要課題

- ❖ ニーズ調査において、朝食を「食べない日の方が多い」または「ほとんど食べない」と答えた割合は、未就学児童で5.9%、就学児童で2.0%となっており、朝食を食べることの重要性を啓発していくとともに、対策の検討が必要です。
- ❖ ニーズ調査において、子どもだけで食事をとることが「ある」と答えた割合は、未就学児童で11.8%、就学児童で21.1%となっており、孤食等への対策が課題です。
- ❖ 食育に関するイベントや事業の参加者の固定化や減少が見られ、周知方法やPR方法の検討が課題です。

### 基本方針

- ① 認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校で、食育について学ぶことができる機会の提供に努めます。

### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
食生活に関する学習機会の充実	ニーズを把握しながら離乳食教室の内容の充実を図り、より多くの人たちが参加できる運営に努めます。	子育て支援課
	若い世代や子育て世帯を対象とした健康づくり教室の開催等を通じて、食生活の改善を含めた食育推進事業の充実を図ります。	保険健康課
	広報紙や町だより、ホームページ等を通じて、食生活と健康等に関する情報提供を図ります。	保険健康課

事業名等	内容	担当課
認定こども園、保育所、幼稚園における食育	四季の食材を使用した食育教室等を通して食育の推進を図ります。	子育て支援課 学校教育課
	認定こども園、保育所では、給食だより、試食会等を通して、食育を行い、食べ物と子どもの健康に関連する情報を提供します。	子育て支援課
	園給食の行事食等を通じ、和食の良さを取り入れた食育を推進します。	子育て支援課
学校教育における食育	給食や栄養士による教育指導等を通して食育の普及・啓発を図ります。	学校教育課
	学校給食の内容などに関して、保護者や子どもへの情報提供に努めます。	学校教育課
	《新規事業》 芦ノ湖のワカサギをはじめとした地場産食材を給食に取り入れることで、地域色豊かな食育を推進します。	学校教育課

## 2-3 思春期保健対策の充実

思春期保健対策の充実にあたっては、学校においては養護教諭及び担当教諭が中心となり、健全な生活に関する指導を行っています。

また、スクールカウンセラー等の専門職の配置や教育相談センターの設置により、子どもたちが悩みごとを気軽に相談できる環境の整備を図っています。

### 主要課題

- ❖ 多様化・複雑化する子どもたちの悩みに対応できる専門的な相談支援体制の強化が必要となっています。

### 基本方針

- ① 各種講座等を通じて、子どもの心身の健康を支援します。
- ② 子どもが気軽に相談できる専門職による相談支援体制を整備します。

### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
健全な生活の指導	若年妊娠の予防や子どもの健康な心身をつくるため、「思春期教室」の実施や「保健だより」などを活用して、適切な指導を図ります。	子育て支援課 学校教育課
悩みごとの相談体制の充実	《新規事業》 子どもから相談できる窓口「はこねっこ相談窓口」を設置し、社会福祉士、保健師、管理栄養士等の専門職が相談に応じます。	子育て支援課
	教育相談センターを中心に、子どもたちの悩みごとなどに対して、日ごろから気軽に相談できる環境づくりに努めます。	学校教育課
	《新規事業》 スクールカウンセラー等の専門職による相談体制を充実させます。	学校教育課

## 2-4 小児医療の充実

小児医療の充実にあたっては、町内医療機関への医療機器導入補助等を通じて、町内の一次医療の充実を図るとともに、広域的に連携し、救急医療体制を強化します。

また、かかりつけ医の普及・促進のため、保健活動や保健だよりなどを活用し、かかりつけ医の重要性について啓発を行っています。

### 主要課題

- ❖ ニーズ調査において、かかりつけ医が「いない」と答えた割合は、未就学児童で11.8%、就学児童で10.5%となっており、かかりつけ医がいない子どもが1割程度いることが課題です。

### 基本方針

- ① 町内医療機関への医療機器導入補助等を通じて、町内の一次医療を充実します。
- ② 周辺自治体と連携し、広域的な救急医療体制を強化します。
- ③ かかりつけ医の重要性についての啓発を行います。

### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
医療体制の整備	《新規事業》 町内医療機関への医療機器導入補助等を通じて、町内の一次医療の充実を図ります。	保険健康課
	広域的な連携のもと、救急医療体制の強化を図ります。	保険健康課
かかりつけ医の促進	保健活動や保健だよりなどを活用し、かかりつけ医の重要性について啓発を行い、かかりつけ医の促進を図ります。	保険健康課



## 基本目標3 地域における子育ての支援

### 3-1 家庭における子どもの養育支援

家庭における子どもの養育支援にあたっては、養育に関する支援が必要な家庭に対し、保健師や助産師などが育児に関する助言・相談等を行う養育支援訪問を実施しています。

また、外国籍住民への子育て支援として母子健康手帳の外国語版を配布しています。

そのほか、プレママ・パパ教室、乳幼児健康診査時に安全な子育て環境を指導しています。

#### 主要課題

- ❖ 支援が必要な妊婦や子どもを早期に発見し、切れ目のない支援をすることができる環境の整備が必要となっています。

#### 基本方針

- ① 保健師や助産師等による専門的な相談支援や多種多様な悩みに対応できる養育支援体制を整備します。

#### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
養育支援訪問	保健師や助産師などが育児に関する助言・相談等を行い、育児不安等への対応を図ります。また、産後うつ等により家事が行えない家庭に対してヘルパーを派遣し、家事援助を実施します。	子育て支援課
乳幼児の健康支援	低体重出生児など乳幼児への訪問指導等を通じ、乳幼児の健やかな発育支援を図ります。	子育て支援課
外国籍住民への子育て支援	妊娠届の提出の際に、母子健康手帳の外国語版を副読本として配付し、外国籍住民への子育て支援を図ります。	子育て支援課
《新規事業》 母子手帳電子化の推進	地域とのつながりや、母親の子育てを支援する電子母子手帳「はこねっこ手帳」の周知を行います。	子育て支援課
乳幼児期の事故防止 対策指導	プレママ・パパ教室、乳幼児健康診査時に妊娠中の喫煙や飲酒の影響のほか、うつ伏せ寝による事故、誤飲による事故等日常生活での事故について説明し、安全な環境で子育てすることを指導します。	子育て支援課

## 3-2 親子の交流の促進

親子の交流の促進にあたっては、町内に1か所の子育て支援センターと2か所の子育てサロンを設置し、同世代の親子が交流できる場の充実に努めるとともに、各種イベントや教室の開催等により親子が交流できる機会を提供しています。

そのほか、地域のニーズを把握して、公園や広場等、遊び場の確保を図っています。

### 主要課題

- ❖ 未就学児童を対象としたニーズ調査において、子育て支援センターや子育てサロンなどを「利用していない」と答えた割合は77.0%となっており、子育て支援センターや子育てサロンの利用者数を増加させることが課題です。
- ❖ ニーズ調査における日常の子育てを楽しく安心して行うために必要なサービスでは、未就学児童、就学児童ともに「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が最も多くなっており、子どもの遊び場や遊ぶ機会の不足が課題です。
- ❖ 交流に関するイベントや教室の参加者が減少していること、イベントや教室の講師・指導員不足が課題となっています。

### 基本方針

- ① 子育て支援センター、子育てサロンの周知や各種交流会を実施し、交流機会を充実させます。
- ② 住民のニーズを把握しながら、子どもが安心して遊べる場の充実に努めます。

### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
子育て支援センター等事業の充実	子育て支援センター及び子育てサロンの周知を図るとともに、利用者のニーズを把握し、同世代の親子が交流できる機会の充実に努めます。	子育て支援課
親子の交流機会の充実	様々な事業を通じて、親子が交流できる機会の充実に努めます。	子育て支援課
	親子が交流できる教室や、事業の講師・指導員の確保に努めるとともに、町民ニーズに応じた事業の充実に努めます。	生涯学習課 学校教育課
子どもの自主的な活動の促進	子ども会、スポーツ少年団等への子どもの参加を促進するとともに、指導者の確保やニーズに応じた活動内容の充実に努めます。	生涯学習課

事業名等	内容	担当課
公園など子どもの遊び場の整備	地域のニーズや観光客の利用等を踏まえるとともに、住民の参画を得ながら、公園や広場の整備を推進します。	都市整備課
	公園、広場等の設備、遊具等の定期的な点検、修繕を実施します。	都市整備課
	町営住宅の敷地の一部を利用して、子どもの遊び場としての活用を図ります。	福祉課
	社会教育センター等を活用し、子どもたちが活動できる場の確保を図ります。	生涯学習課
	子どもたちが活動しやすい環境の充実を図るとともに、活動場所の周知を行います。	生涯学習課
認定こども園、保育所、幼稚園の園庭開放	家庭で育児している親子が気軽に利用できるよう、認定こども園、保育所、幼稚園の園庭開放を進めるとともに、周知を図ります。	子育て支援課 学校教育課
ブックスタートの推進	乳幼児のことばと心を育むために、「絵本」を介した親子のふれあいの大切さを伝える機会の確保を図ります。	生涯学習課

### 3-3 出産・育児の相談、学習機会等の充実

出産・育児の相談、学習機会等の充実にあたっては、広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用して子育て家庭に必要な情報提供に努めています。

また、育児プログラムや親子のふれあいのプログラム等を通じて家庭における育児力の向上に関する支援を行っています。

#### 主要課題

- ❖ ニーズ調査において、子育てする上で相談する人が「いない」と答えた割合は、未就学児童で5.3%、就学児童で4.6%となっており、誰もが子育てについて相談できるような環境を整備していくことが重要です。
- ❖ 未就学児童を対象としたニーズ調査における箱根町で行っている事業の認知度は、すべての事業で半数以上が事業を認知している状況ですが、4割の人が知らないと答える事業もあり、認知度を向上させる情報発信が課題です。

#### 基本方針

- ① 家庭における育児に関する情報提供や、専門家による相談支援体制を充実させます。
- ② 育児サークルの支援や、町内の子育てサークルに関する情報提供を行います。

#### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
家庭における育児力の向上に関する支援	育児プログラムを用いた効果的なしつけ方法等の紹介や、親子のふれあいプログラムを通じた子育てスキルの向上支援等を通じて、家庭における育児力の向上を図ります。	子育て支援課
情報提供・相談体制の充実	広報紙やパンフレット、ホームページなどさまざまな媒体を活用し、子育て家庭に必要な情報の提供を図ります。	子育て支援課
	保健師、栄養士、社会福祉士等が健康・育児・栄養などの相談を受け、一人ひとりの悩みに沿った対応をします。	子育て支援課
	教育相談センターにおける情報共有等を通じて、関係機関相互の連携の強化を図ります。	学校教育課

事業名等	内容	担当課
民生委員・児童委員等の活動	民生委員・児童委員等の活動について、住民へ周知するとともに、委員の資質の向上を図ります。	福祉課
育児サークル等住民の活動の促進	子育ての各種講座・教室の卒業生などへ、育児サークルへの参加や組織の結成などを促進するとともに、住民へ育児サークル等の活動についての情報提供を図ります。	子育て支援課



### 3-4 経済的支援の充実

経済的支援の充実にあたっては、児童手当、小児医療費の助成、就学援助、通学費補助、奨学金制度など各種経済的援助の施策を展開しており、広く住民への制度の周知や利用促進に努めています。

また、0歳児から5歳児までの給食費を含めた幼児教育・保育料を無償化しています。

#### 主要課題

- ❖ ニーズ調査において、教育・保育にかかる経費について「負担が大きいと感じるものはない」と答えた割合は、未就学児童で30.9%、就学児童で24.3%となっており、子育て家庭の経済的負担を軽減するための事業の充実が求められています。

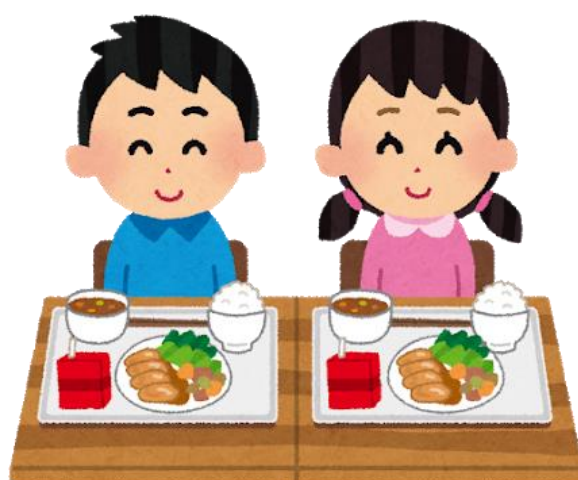
#### 基本方針

- ① すべての乳幼児の教育・保育料を無償化し、子育て世代の経済的負担軽減を図ります。
- ② 児童手当や医療費の助成等を通じて、経済的な支援を行います。
- ③ 通学費補助制度等の町独自の経済支援制度を充実させます。

#### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
各種手当、医療費の助成等	児童手当、小児医療費の助成、就学援助など各種経済的援助について、国等の動向を踏まえて充実を図るとともに、制度を住民に周知し、利用促進に努めます。	子育て支援課
通学費補助制度の推進	町立小・中学校へ通学する児童・生徒の通学費の全額並びに高等学校等へ通学する生徒の通学費の一部を補助し、負担軽減を図ります。	学校教育課
	奨学金制度により、高等学校や大学等への進学・通学費用を貸与し、就学を支援します。	学校教育課
ベビーバス等のリース	使用期間の短いベビー用品（ベビーバス等）を貸与します。	子育て支援課
《新規事業》 はこねっこ誕生祝金の交付	子育て世帯の経済的負担の軽減及び子育てしやすい環境の整備を図るため、条件に応じて、第2子以降の児童を対象に誕生祝金を支給します。	子育て支援課
《新規事業》 幼児教育・保育料の無償化	子育て世帯の経済的負担の軽減等を図るため、0歳児から5歳児までの幼児教育・保育料を無償化します。	子育て支援課 学校教育課

事業名等	内容	担当課
《新規事業》 給食費の無償化	認定こども園、保育所等では、0歳児から5歳児までの給食費を無償化します。	子育て支援課
《新規事業》 子育てのための施設等利用給付の実施	教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業等を利用する際の利用料を規定に基づき助成します	子育て支援課
妊婦健康診査費用の助成	妊婦健康診査の費用の一部を最大14回分補助します。	子育て支援課
妊婦歯科健康診査費用の助成	妊娠期間中に口腔の健康状態をチェックするため、歯科健康診査費用の一部を助成します。	子育て支援課
不妊・不育症治療費助成	不妊症や不育症の治療を受けている夫婦に対して、治療費の一部を助成します。	子育て支援課





### 3-5 幼児期の教育・保育・子育て支援の充実

幼児期の教育・保育・子育て支援の充実にあたっては、町内2か所の認定こども園、1か所の保育所、1か所の幼稚園について、子どもにとってより良い教育・保育の環境を提供できるよう、施設整備や保育内容の充実を図り、保護者のニーズに応じたサービスを提供しています。

#### 主要課題

- ❖ 未就学児童を対象としたニーズ調査における定期的に利用したい教育・保育事業では、「幼児学園（認定こども園）」が57.2%と最も多くなっており、認定こども園の更なる充実が求められています。
- ❖ 待機児童ゼロを引き続き達成していくために、乳幼児期の教育・保育事業の更なる充実が必要です。

#### 基本方針

- ① 待機児童ゼロを維持するとともに、教育・保育事業のさらなる充実を図ります。
- ② 住民のニーズに応じた子育てしやすい支援サービスを充実させます。
- ③ 認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校等と連携し、切れ目のない乳幼児期の教育・保育・子育て支援を行います。

#### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
認定こども園、保育所、幼稚園の整備	町内の認定こども園、保育所、幼稚園のニーズを把握しながら修繕を行い、利用しやすい環境の整備を推進します。	子育て支援課 学校教育課
教育・保育の充実	子どもにとってより好ましい保育環境を念頭に、保護者のニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課
	家庭の事情等を踏まえ、延長保育や一時保育を推進します。	子育て支援課
	休日保育の充実を図るとともに夜間保育施設の支援の充実を図ります。	子育て支援課
	子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい教育・保育を行えるよう、研修等を充実し保育士等の資質向上を図ります。	子育て支援課 学校教育課
	社会環境の変化や保護者のニーズ等に対応できるよう、職員の研修等を充実するとともに、教育内容の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課



事業名等	内容	担当課
幼稚園の預かり保育	保護者のニーズを踏まえ、幼稚園の預かり保育の充実に努めます。	学校教育課
認定こども園、保育所、幼稚園における安全の確保	認定こども園、保育所、幼稚園等の防犯体制の強化を図ります。	子育て支援課 学校教育課
関係機関の連携	認定こども園、保育所、幼稚園、町その他関係機関が連携し、未就学児童の適切な教育・保育を図ります。	子育て支援課 学校教育課
認定こども園、保育所、幼稚園、小学校等との連携	子どもの一貫した健康や生活習慣の確立、学習の推進を図るため、認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、町その他関係機関による連携を強化します。	子育て支援課 学校教育課
病後児保育の整備	病後児（病気の回復期ではあるが、集団保育は困難な児童）の保育を検討します。	子育て支援課
認定こども園、保育所、幼稚園におけるスポーツ機会の充実	スポーツ指導員を町内の認定こども園、保育所、幼稚園に派遣し、児童の成長と運動する機会を促進します。	生涯学習課
《新規事業》 ファミリー・サポート・センター事業	送迎や預かり等の育児に関する援助を受けたい人と援助を行いたい人が、会員となって相互に助け合うファミリー・サポート・センター事業の実施を検討します。	子育て支援課
《新規事業》 海外から帰国した児童や外国人児童等への支援	海外から帰国した児童や外国人児童等に対して、教育・保育施設においては介助員等による支援を行います。	子育て支援課 学校教育課
《新規事業》 こども宅食サービス事業	夏期休暇、冬期休暇及び春期休暇中の平日に、昼間就労等の事情で子どもの見守りを必要としている離乳食完了後から中学生の子どもを持つ家庭を対象に、宅食サービスを実施します。	子育て支援課

### 3-6 放課後児童対策の充実

放課後児童対策の充実にあたっては、各小学校区で放課後児童クラブを開設し、小学校6年生までを対象に、平日の放課後から18時まで、子どもの適切な遊び・生活の場の提供を行っており、配慮が必要な児童にも対応した支援を実施しています。

また、湯本地域においては、放課後児童クラブと連携して放課後子ども教室も運営しています。

#### 主要課題

- ❖ 就学児童を対象としたニーズ調査における放課後児童クラブの運営についての満足度では、「非常に満足」または「ほぼ満足」と答えた割合は70.7%になっていますが、更なる満足度の向上が必要です。
- ❖ 放課後児童クラブの指導員や放課後子ども教室の講師不足が課題となっています。

#### 基本方針

- ① 放課後児童クラブを各小学校区で運営するとともに、指導員の確保及び資質の向上に取り組みます。
- ② 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を強化し、子どもたちが放課後も安全で安心して生活できる環境を整備します。

#### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
放課後児童健全育成事業	就労等の理由で、保護者が昼間家庭にいない子どもを対象に、放課後に子どもの適切な遊び・生活の場を提供する放課後児童クラブを各小学校区で運営します。	子育て支援課
	利用者のニーズを調査し、預かり時間の拡充や活動内容の充実、指導者の確保及び資質の向上を図ります。また、配慮が必要な児童にも対応できる人材確保を行います。	子育て支援課
	放課後子ども教室との連携を強化し、事業の充実を図ります。	子育て支援課
放課後子ども教室運営事業	余裕教室等を開放して安全で安心して生活できる場所の提供を目的に、放課後子ども教室を運営します。	生涯学習課
	放課後児童クラブとの連携を強化し、事業の充実を図ります。	生涯学習課

## 基本目標4 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

### 4-1 次世代の親の育成

次世代の親の育成にあたっては、町立小・中学校において、認定こども園、保育所、幼稚園との交流学習やボランティア活動を実施し、乳幼児等とふれあう機会の促進を通じて、小・中学生が子育てや家庭の大切さ、子どもへの愛情、親への感謝を学び、将来の子育てに対して期待や意欲を持てるように図っています。

#### 主要課題

- ❖ 「箱根町教育方針」に基づき、箱根の風土を大切にした人間教育と人間性豊かな心、温かい箱根人の育成を主眼とした取組を進めていく必要があります。

#### 基本方針

- ① 町立小・中学校において乳幼児とふれあう交流学習やボランティア活動を行います。

#### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
乳幼児等とふれあう機会の促進	町立小・中学校において、認定こども園、保育所、幼稚園との交流学習やボランティア活動を実施します。	学校教育課 (小・中学校)
思春期教室	思春期にある小・中学生に対し、一人ひとりが大切な存在である「命の大切さ」を伝え、心身の健全な成長に資することを目的とし、思春期教室を実施します。	子育て支援課 学校教育課

## 4-2 学校教育の充実

学校教育の充実にあたっては、箱根ミニマムや外国人講師の派遣等を通じて児童・生徒の学力の向上に努めるほか、研修を通じて教職員の資質の向上を図っています。

また、いじめや不登校への対応については、学校、家庭、教育相談センター、地域、関係機関等と連携を図りながら、児童・生徒の支援に取り組んでいます。

### 主要課題

- ❖ 就学児童を対象としたニーズ調査の町における子育ての環境や支援への満足度では、「低い」または「やや低い」と答えた割合が32.2%となっており、満足度の向上が課題となっています。
- ❖ いじめや不登校等の防止につながる関係機関と協力した専門的な支援が求められています。

### 基本方針

- ① 箱根ミニマムや箱根ハートフルプログラム等、町の特色あふれる教育を推進します。
- ② 学校公開やボランティア活動等を通じて、開かれた学校づくりを推進します。
- ③ いじめや不登校等、様々な問題に対応できる相談支援体制を整備します。

### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
生きる力を育む教育の推進	学習の基礎的知識・技能である漢字の書き取り・計算等を習得する「箱根ミニマム」及び学年ごとに最低限の必要知識を習得する「箱根ミニマム・チャレンジ」を実践します。	学校教育課
	町立小・中学校に外国人講師（ALT教員）を派遣し、総合的な学習の時間や特別活動等において、国際理解教育を推進します。	学校教育課
	小・中学生の英語力の向上を図るため、英語検定の検定料の補助を行います。	学校教育課
教育の内容・方法の充実	教職員の研修を充実し、教職員の資質の向上を図ります。	学校教育課
	部活動の指導者として、住民の参画を図ります。	学校教育課

事業名等	内容	担当課
開かれた学校づくり	学校運営協議会や学校評議員会等を活用し、住民参画による学校づくりを実践します。	学校教育課 (小・中学校)
	町立園・小・中学校において、学校公開を実施します。	学校教育課 (園・小・中学校)
	地域の方々にさまざまなかたちで学校ボランティア活動に協力してもらえよう、働きかけを行います。	学校教育課 (小・中学校)
心の教育の推進	町立園・小・中学校において、子どもたちの発達段階に応じて「自立」と「共生」の力を養う「箱根ハートフルプログラム」を実践します。	学校教育課 (園・小・中学校)
特別支援教育の推進	集団の中での学習が困難な児童・生徒に対し、コミュニケーション指導教室「スマイル」等を通じて、学習支援や心のケアを実施します。	学校教育課 (小・中学校)
いじめ、不登校等への対応	「箱根町いじめ防止基本方針」及び各町立学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、教育相談センター、地域、関係機関等と連携を図りながら、いじめの防止及び対策を行います。	学校教育課 (小・中学校)
	教育相談センターを中心に、学校、家庭、関係機関と連携を図りながら、専門の相談員による不登校の児童・生徒の支援等に取り組みます。	学校教育課

### 4-3 学校教育環境の充実

学校教育環境の充実にあたっては、子どもたちが安心・安全に教育を受けられるよう、順次、学校施設・設備の整備を進めています。また、地域や警察と連携を図り、登下校時の見守り体制や防犯対策の強化を図っています。

#### 主要課題

- ❖ 子どもの安全を守るという観点からの取組が求められています。
- ❖ 子どもが学習しやすい環境整備を推進していくことが重要です。

#### 基本方針

- ① 子どもたちの学習に必要な機器や設備の整備を行います。
- ② 関係機関や地域住民と連携した防犯対策を図ります。

#### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
学校施設・設備の整備	学校生活の安全を最優先に、学校施設の整備を図ります。	学校教育課
	学習活動に必要な機器など、教育設備の整備を図ります。	学校教育課
学校の安全対策の強化	警察、関係機関との連携を強化するとともに、地域住民の参画を得ながら、学校における防犯対策の強化を図ります。	学校教育課

## 4-4 家庭の教育力の向上

家庭の教育力の向上にあたっては、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において、家庭教育の重要性を周知しています。

また、育児プログラムや家庭教室講座の開催、参加促進等を通じて、家庭における教育力の向上を図っています。

### 主要課題

- ❖ 家庭内での教育力の向上を図るための取組を推進していくことが重要です。

### 基本方針

- ① 子ども・子育てに必要な学習機会の充実を図り、情報の提供や様々な講座の開催を行います。

### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
学習機会、情報提供	認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において、家庭教育の重要性を周知するとともに、相互の連携を強化します。	子育て支援課 学校教育課
	学校ごとにホームページを開設する等、さまざまな媒体や方法を活用し、子どもの教育、養育等に係る情報提供を推進します。	学校教育課
	《新規事業》 中学校3年生を対象に「箱根土曜塾」を開講し、高等学校入学試験の受験対策を行います。	学校教育課
家庭における育児力の向上に関する支援【再掲】	育児プログラムを用いた効果的なしつけ方法等の紹介や、親子のふれあいプログラムを通じた子育てスキルの向上支援等を通じて、家庭における育児力の向上を図ります。	子育て支援課
家庭教育講座の開催	家庭における子どもへの接し方、しつけの在り方とはどうあるべきか等について、保護者が学習できる家庭教育講座等の機会を提供し、家庭教育力の向上を図ります。	生涯学習課

## 4-5 地域の教育力の向上

地域の教育力の向上にあたっては、児童・生徒の地域行事への参加を促すとともに、地域住民が学校行事に参加する機会を設け、地域との連携・交流を促進しています。

また、地域におけるスポーツ活動やその他体験活動への参加を推進しています。

そのほか、子どもたちの地域活動が一層充実するよう、地域資源の活用を図っています。

### 主要課題

- ❖ 子育てを家庭だけではなく、地域が一体となって支援できるような取組が重要です。

### 基本方針

- ① 交流機会やスポーツ活動等を通じて、地域における教育力の向上を図ります。

### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
地域資源の活用	子どもたちがさまざまな体験活動や交流などを行えるよう、町の豊かな自然環境や文化財、観光関連も含めた各種施設などを活用します。	生涯学習課 学校教育課
地域におけるスポーツ 機会の充実	体育協会等の関係団体と連携し、地域におけるスポーツ機会を充実させるとともに、地域のスポーツ活動への子どもたちの参加を促進します。	生涯学習課
地域におけるその他 活動の促進	地域住民の協力のもと、子どもたちのさまざまな体験活動などを促進します。	生涯学習課 学校教育課
	青少年指導員等との連携を図ることで、地域の青少年の健全育成を促進します。	生涯学習課



## 4-6 健全育成の環境づくり

健全育成の環境づくりにあたっては、青少年関係団体、社会教育関係団体等、健全育成活動を推進しています。また、街頭パトロールによる有害環境の改善を図っています。

そのほか、町立小・中学校におけるモバイル端末の使い方の指導や、小田原市消費生活センターと連携した消費生活教育を通じて、子どもたちの健全な生活を促進しています。

### 主要課題

- ❖ 青少年育成会への参加人数が減少しており、新たな参加者の確保が課題です。
- ❖ スマートフォン等の普及に対応したモバイル端末の取り扱い方への対応が求められています。

### 基本方針

- ① 関係機関や地域住民と協力し、パトロール活動や健全育成につながる活動を行います。
- ② モバイル端末の使い方の指導や消費者相談等を行い、子どもたちがトラブルに巻き込まれないように努めます。

### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
健全育成活動の推進	青少年関係団体、社会教育関係団体等の活動を促進します。	生涯学習課
有害環境の改善	街頭パトロールなどの運動や、地域の商店や事業所等の協力により、地域の有害環境の改善を図ります。	生涯学習課
モバイル端末（携帯電話等）の使い方の指導	町立小・中学校において携帯電話やスマートフォンの正しい使い方について、関係機関等の協力により指導を実施します。	学校教育課 (小・中学校)
消費生活に関する啓発及び相談窓口の開設	子どもの消費者トラブルを防ぐため、小田原市消費生活センターと連携しながら、保護者をはじめ、消費生活に関する住民の知識と関心を高め、消費生活教育の充実を図ります。	総務防災課

## 基本目標5 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進

### 5-1 児童虐待防止対策の推進

児童虐待防止対策の推進にあたっては、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において情報提供を行い、保護者の子どもの命、人権に対する意識の向上を図っています。

また、代表者会議・実務者会議・ケース検討会議の開催、実務者会議における研修等の実施等、広域的な連携体制を強化しています。

#### 主要課題

- ❖ ニーズ調査において、子どもを虐待していると思うことが「ときどきある」と答えた割合は、未就学児童で23.7%、就学児童で17.8%となっており、虐待していると思ったときに誰かに相談「していない」と答えた割合は、未就学児童で27.8%、就学児童で22.2%となっています。相談事業の周知も含めた児童虐待に対する対策が課題です。

#### 基本方針

- ① 子どもや保護者に対して、命や人権に関する学習機会の提供や啓発活動を行います。
- ② 関係機関や専門家等と連携し、支援が必要な子どもたちへの支援を充実させます。

#### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
子どもの命、人権に対する意識の向上	認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において、保護者への人権意識の啓発を図ります。	子育て支援課 学校教育課
	子育てや家庭教育に係る学習機会を活用し、人権意識に関する講義を行うとともに、県主催の研修会等の情報提供を行い、人権意識の啓発を図ります。	子育て支援課 生涯学習課
	人権擁護委員と連携し、住民全体の人権意識の高揚を図ります。	福祉課
養育支援訪問【再掲】	保健師や助産師などが育児に関する助言・相談等を行い、育児不安等への対応を図ります。また、産後うつ等により家事が行えない家庭に対してヘルパーを派遣し、家事援助を実施します。	子育て支援課

事業名等	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	代表者会議・実務者会議・ケース検討会議の開催や実務者会議における研修等の実施により、広域的な連携を図りながら児童虐待の防止を図ります。	子育て支援課
こども宅食サービス事業【再掲】	夏期休暇、冬期休暇及び春期休暇中の平日に、昼間就労等の事情で子どもの見守りを必要としている離乳食完了後から中学生の子どもを持つ家庭を対象に、宅食サービスを実施します。	子育て支援課
産後ケアの充実【再掲】	産後ケア専門家を派遣し、産後間もない母親の育児サポートや家事サポートを行い、母親の育児能力の向上や心身の回復等を図ります。また、助産師による授乳相談や指導を行うほか、産後の回復のための支援を行います。	子育て支援課
子ども家庭総合支援拠点の運営【再掲】	要保護児童及び要支援児童等の進行管理及び乳幼児期から青少年期までつながる幅広い年齢の多様な課題に対応します。	子育て支援課
児童虐待防止の意識の向上	子どもを虐待から守るために、広報等により啓発を図るとともに、子ども・子育てに関する機関へポスター等を掲示し、児童虐待に対する理解を深めます。	子育て支援課

## 5-2 ひとり親家庭の支援の充実【自立促進計画】

ひとり親家庭の支援の充実にあたっては、民生委員・児童委員の日常的な活動の中で、ひとり親家庭の実態を把握し、必要に応じて生活支援サービスや就業支援、教育・保育施設、放課後児童クラブの入所等の選考の優遇措置を行っているほか、ひとり親家庭に対する相談対応、情報提供に努めています。

### 主要課題

- ❖ ひとり親家庭に対する就労支援をはじめとする様々な支援を関係機関と連携し、推進していくことが求められています。

### 基本方針

- ① 民生委員・児童委員や関係機関と連携し、ひとり親家庭への支援や相談体制の充実を図ります。

### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
ひとり親家庭に対する支援事業	民生委員・児童委員の活動により、ひとり親家庭の実態把握を図ります。	福祉課
	ひとり親家庭への生活支援サービスの充実を図ります。	子育て支援課
	公共職業安定所等の事業や研修を紹介し、ひとり親の就業支援を図ります。	子育て支援課
	教育・保育施設、放課後児童クラブの入所等の選考において、優遇措置を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭に対する相談、情報提供【再掲】	ひとり親家庭が抱えるさまざまな悩みについての相談体制を充実させます。	子育て支援課
	ひとり親家庭への支援サービス、制度についての情報提供を図ります。	子育て支援課

## 5-3 障がい児等への発達支援の充実

障がい児等への発達支援の充実にあたっては、新生児訪問や乳幼児健康診査などを通じて、障がいの予防及び早期発見・対応に努めています。また、認定こども園、保育所、幼稚園において、障がい児、発達支援を要する子どもの交流の機会を提供するとともに、子どもの個性に応じて必要とする支援を実施しています。

### 主要課題

- ❖ 関係機関が連携し、早期発見・対応につながる体制を整備することが求められています。
- ❖ 障がい児、発達支援を要する子どもを対象とした地域訓練会への参加を促進することが必要です。

### 基本方針

- ① 早期療育や早期支援の充実等を通じて、障がい児、発達支援を要する子どもに対する支援を充実させます。
- ② 障がいの早期発見・対応ができる環境を整備し、障がいのある子どもを支援します。
- ③ 専門家との連携等を通じて、様々な障がいへの対応が可能な相談支援体制を充実させます。

### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
障がいの予防、早期発見・対応	医療機関など関係機関との連携のもと、新生児訪問や乳幼児健康診査などを通じて、障がいの予防及び早期発見・対応を図ります。	子育て支援課
	「地域訓練会（なでしこ教室）」の周知を行い、参加を促進するとともに、障がい児、発達支援を要する子どもの療育を充実させます。	福祉課
障がい児保育・教育の充実	認定こども園、保育所、幼稚園において、障がい児、発達支援を要する子どもの交流を進めるとともに、必要とする支援を図ります。	子育て支援課 学校教育課
発達障がい等多様な障がいへの対応	保健事業や認定こども園、保育所、幼稚園を通じ発達障がい等の早期発見・対応に努めるとともに、専門家を派遣し、子どもの状況に応じた必要な支援を図ります。	子育て支援課 学校教育課

事業名等	内容	担当課
臨床発達心理士による園等への巡回相談	臨床発達心理士による巡回相談を認定こども園、保育所、幼稚園で実施し、子どもの発達に関する支援を行います。	子育て支援課 学校教育課
乳幼児健康診査の実施	育てにくい子どもの保護者を対象とした相談を行うことにより、保護者の気づきを促すとともに早期発見・早期療育につなげます。	子育て支援課



## 5-4 その他保護を必要とする子どもへの対策の充実【子どもの貧困対策法に基づく施策】

その他保護を必要とする子どもへの対策の充実にあたっては、経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対しては、就学に必要な費用の援助等を行っています。

また、長期休暇中に保護者が昼間就労しており昼食の用意ができない家庭の子どもに対しては、こども宅食サービス事業等の事業を通じて見守りを実施しています。

### 主要課題

- ❖ 生活困窮、養育困難の家庭に対して経済的な支援とともに、見守り等の様々な視点からの支援が必要です。

### 基本方針

- ① 生活困窮、養育困難の家庭に対する経済的な支援や見守り支援等を通じて、子どもの貧困対策を推進します。

### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
教育費及び教育に関する支援	経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等、就学に必要な費用を援助します。	学校教育課
	町立小・中学校へ通学する児童・生徒の通学費の全額並びに高等学校等へ通学する生徒の通学費の一部を補助し、負担軽減を図ります。 【再掲】	学校教育課
	奨学金制度により、高等学校や大学等への進学・通学費用を貸与し、就学を支援します。 【再掲】	学校教育課
	中学校3年生を対象に「箱根土曜塾」を開講し、高等学校入学試験の受験対策を行います。 【再掲】	学校教育課
放課後児童健全育成事業 保護者負担金の軽減	要保護世帯、準要保護世帯を対象に、利用料について負担軽減を図ります。	子育て支援課
こども宅食サービス事業 【再掲】	夏期休暇、冬期休暇及び春期休暇中の平日に、昼間就労等の事情で子どもの見守りを必要としている離乳食完了後から中学生の子どもを持つ家庭を対象に、宅食サービスを実施します。	子育て支援課



事業名等	内容	担当課
《新規事業》 幼児教育・保育料の 無償化【再掲】	子育て世帯の経済的負担の軽減等を図るため、0歳児から5歳児までの幼児教育・保育料を無償化します。	子育て支援課 学校教育課
《新規事業》 給食費の無償化【再掲】	認定こども園、保育所等では、0歳児から5歳児までの給食費を無償化します。	子育て支援課
ひとり親家庭に対する 支援事業【再掲】	公共職業安定所等の事業や研修を紹介し、ひとり親の就業支援を図ります。	子育て支援課





## 基本目標6 子育てを支援する生活環境の整備

### 6-1 子育てしやすい住環境づくり

子育てしやすい住環境づくりにあたっては、「箱根町公共賃貸住宅ストック総合活用計画」に基づき、維持・補修を行っているほか、町内に居住するための住宅を新築、購入、増改築等する場合の各種補助制度について、周知や利用の促進を図っています。

#### 主要課題

- ❖ 定住対策、少子化対策に向けては、子育て世代が子育てしやすい住環境を整備していく必要があります。

#### 基本方針

- ① 子育て世帯に対する暮らしやすい住宅及び住宅の新築・増改築等の支援を行います。

#### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
子育て世帯向けの住宅の供給	子育て世帯が暮らしやすい設備に配慮しながら、町営住宅の整備に努めます。	福祉課
居住環境の向上	総合的・計画的なまちづくり施策と連携を図り、少子化へ対応した住環境の整備を図ります。	都市整備課
住宅新築、増改築等の支援	人口の定着及び労働力の確保を図るために、町内に居住するための住宅を新築、購入、増改築等する場合の補給・補助金制度の周知を図ります。	企画課

## 6-2 安全な道路環境の整備

安全な道路環境の整備にあたっては、地域の要望を把握し、住民が安心・安全に道路を利用できるよう、計画的に道路や歩道の整備を行っています。国・県道については、国・県に要望を伝え、事業促進のため支援協力しています。

また、都市整備計画等を踏まえながら、交通安全施設の整備を図っています。

### 主要課題

- ❖ ニーズ調査の子育てを行っていて困ることでは、未就学児童、就学児童ともに「子どもが安全に通れる道路が少ない」が52.0%と最も多くなっており、安全な道路環境の整備が課題となっています。

### 基本方針

- ① 国や県、地権者と協力しながら、道路・歩道環境を整備します。

### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
道路・歩道等の整備	地権者の理解と協力を得ながら、計画的に道路・歩道の整備を図ります。	都市整備課
	既存駐車場の有効活用を図るとともに、民間の協力のもと、駐車場の確保を図ります。	都市整備課
	国・県道については、事業促進のための支援協力を行います。	都市整備課
交通安全施設の整備	地域の要望や都市整備計画等を踏まえながら、交通安全施設の整備を図ります。	総務防災課 都市整備課

## 6-3 子育てにやさしい町の環境の整備

子育てにやさしい町の環境の整備にあたっては「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共施設・公共交通機関等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めています。段差の解消や授乳室の設置、公衆トイレへのベビーチェア設置など、子育て世帯の利用に配慮した整備の充実と情報提供に努めています。

### 主要課題

- ❖ 公共施設の改修に合わせて、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。

### 基本方針

- ① 公共施設に授乳室やベビーチェアを設置する等、子育て世代が利用しやすい環境を整備します。

### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
公共施設・公共交通機関等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化	公共施設等における段差の解消や授乳室等の設置など、子育て世帯が利用しやすい施設・設備の整備に努めます。	関係各課
	公共施設や公衆トイレ等にベビーチェアを設置する等、子育て世代が利用しやすい環境を整備します。	関係各課
	バス、電車及び駅舎など公共交通の移動円滑化を促進するため、交通事業者への改善要望や必要に応じた支援協力を行います。	都市整備課
バリアフリー施設、ユニバーサルデザイン施設の情報提供	子育て世帯の利用に配慮した施設・設備の整備情報を町内・外に広く発信し、子育て環境の向上につなげます。	子育て支援課

## 基本目標7 子どもたちの安全の確保

### 7-1 交通安全活動の推進

交通安全活動の推進にあたっては、県と連携し、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において交通安全教育を実施しています。また、啓発パンフレットを配布する等、年代に応じた交通安全教育を推進しています。

そのほか、警察や関係機関等による交通安全運動を促進しています。

#### 主要課題

- ❖ 子どもが被害に遭う交通事故等が増加しており、様々な視点からの交通安全の推進が必要です。

#### 基本方針

- ① 県や国、学校等と連携しながら、子どもたちへの交通安全教育を推進します。
- ② 警察や関係機関と連携しながら交通安全環境を整備します。

#### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
交通安全教育	認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校における子どもたちへの交通安全教育を推進します。	子育て支援課 総務防災課 学校教育課
	さまざまな機会を活用しながら、啓発パンフレットを配布する等、年代等に応じた交通安全教育を推進します。	総務防災課
	交通安全にかかる指導者の確保に努めます。	総務防災課
	警察や関係機関等による交通安全運動を促進します。	総務防災課
	《新規事業》 認定こども園、保育所、幼稚園では、お散歩を通し、安全な歩行の仕方を指導します。	子育て支援課 学校教育課

## 7-2 防犯活動の推進

防犯活動の推進にあたっては、県や警察と連携し、防犯活動への住民の参画を促進するとともに、町内パトロールネットワークを構築するなど、地域の防犯体制・活動の促進に努めています。また、不審者情報や、県や警察の情報提供を受けた際には、住民に対して迅速に情報提供を行い、通学路の安全確保を図っています。

### 主要課題

- ❖ 就学児童を対象としたニーズ調査において子どもが事故や犯罪の被害に遭いそうになったことが「ある」と答えた割合は9.9%となっており、地域で連携した防犯対策の推進が求められています。

### 基本方針

- ① 警察や関係機関、地域と連携し、パトロール等の防犯活動を行います。

### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
防犯体制・活動の促進	警察をはじめとする関係機関との連携を図り、防犯活動への住民の参画を促進することで、地域住民が主体となる防犯体制の強化を図ります。	総務防災課
	庁内関係課、関係機関等の連携により、親子への防犯教室を開催します。	総務防災課
	町内のボランティアと連携し、町内パトロールネットワークを構築します。	子育て支援課
防犯に関する情報提供等	警察の情報等を有効に活用し、関係機関との連携強化を図ることにより、住民に対し、迅速な情報提供に努めます。	総務防災課
	不審者の出現などの情報について、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校等において共有するとともに、子ども、保護者への周知を図ります。	子育て支援課 学校教育課
	学校、保護者、道路管理者、警察等が連携して通学路を定期的に点検し、通学路の安全確保を図ります。	都市整備課 総務防災課 学校教育課

## 基本目標8 職業生活と家庭や地域での生活との両立の推進

### 8-1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の意識づくりにあたっては、「はこね男女共同参画推進プラン」に基づき、子育てへの男女共同参画につながる施策を展開しています。

#### 主要課題

- ❖ 男女共同参画に関する講演会やイベントの参加者数が少ないため、参加者数を増やしていくことが課題となっています。
- ❖ 未就学児童を対象としたニーズ調査では、母親が『フルタイムで就労している』と答えた割合が36.9%、『パート・アルバイト等で就労している』と答えた割合が34.2%となっており、就労と育児を両立する支援を行っていくことが必要です。

#### 基本方針

- ① 地域の事業所にワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や子育て支援に関する啓発を行います。
- ② 男性の子育て参画に関する各種講座やイベントを開催します。

#### 主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
事業所における子育て支援の促進	町民や企業への啓発を通じて、男女平等の視点に立った雇用環境の整備に努めます。	企画課 観光課
	企業との連携の強化及び各種表彰制度等を活用し、企業における子育て支援環境の促進に努めます。	企画課 観光課

事業名等	内容	担当課
子育てへの男性の参画促進	はこね男女共同参画推進プランに基づき、子育てへの男女共同参画につながる施策を展開します。	企画課
	男女共同参画に関する講演会等の内容の充実を図るとともに、参加者を増加させるための方法についても検討します。	企画課
	認定こども園、保育所、幼稚園では、行事等に父親の参加を促し、子どもとのふれあいや子育てする楽しさを伝え、子育ての意識を高揚を図ります。	子育て支援課 学校教育課
	妊娠期に出産や育児の教室を開催し、子育てを共有、協力する意識の醸成を図ります。	子育て支援課
地域活動への男女の参画促進	はこね男女共同参画推進プランにより、地域活動への男女共同参画の意識づくりを図ります。	企画課
働きたい女性への支援	子育て世帯に、インターネット上で簡単に求人情報を受信できる雇用確保支援事業について情報提供を行う等により、働きたい女性を支援します。	企画課



## 第5章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み

---





# 1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方を記載することとなっています。

本町の教育・保育提供区域は、次のとおり設定します。

《図表33 教育・保育提供区域》

区域	該当事業	考え方
町全域 (1区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 平日日中の教育・保育 (子ども・子育て支援給付)</li> <li>❖ 時間外保育事業(延長保育事業)</li> <li>❖ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)</li> <li>❖ 子育て短期支援事業</li> <li>❖ 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)</li> <li>❖ 一時預かり事業</li> <li>❖ 病児保育事業</li> <li>❖ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)</li> <li>❖ 利用者支援事業</li> <li>❖ 乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>❖ 養育支援訪問事業</li> <li>❖ 妊婦健康診査</li> </ul>	<p>事業の特性(特定の区域で対象者を分けない等)や施設整備の状況等を考慮し、町全域を1つの区域として、事業の実施内容を検討していきます。</p> <p>なお、平日日中の教育・保育(子ども・子育て支援給付)、時間外保育事業(延長保育事業)、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、町全域及び小学校区単位の利用ニーズも考慮しつつ、実施内容を検討していきます。</p>

## 2 子ども数の推計

計画期間の子ども数については、計画期間（令和2年～6年）の0～11歳について、過去5年の住民基本台帳人口を用いて、国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』で示された内容に従って、「コーホート変化率法\*」で推計を行いました。

《図表34 子ども数の推計》

（単位：人）

年齢	実績	推計					
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和2→6年増減
0	37	44	43	42	42	41	△ 3
1	39	35	42	41	40	40	5
2	42	39	35	42	41	40	1
3	48	44	40	36	43	42	△ 2
4	56	49	45	41	37	44	△ 5
5	46	57	50	47	42	38	△ 19
小計	268	268	255	249	245	245	△ 23
6	59	44	55	48	44	40	△ 4
7	55	58	43	53	47	43	△ 15
8	47	54	58	42	52	46	△ 8
9	53	47	54	58	43	53	6
10	73	53	47	54	58	44	△ 9
11	59	72	52	46	53	57	△ 15
小計	346	328	309	301	297	283	△ 45
合計	614	596	564	550	542	528	△ 68

年齢	実績	推計					
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和2→6年増減
0	37	44	43	42	42	41	△ 3
1～2	81	74	77	83	81	80	6
3～5	150	150	135	124	122	124	△ 26
6～8	161	156	156	143	143	129	△ 27
9～11	185	172	153	158	154	154	△ 18

※平成31年実績は4月1日現在の住民基本台帳

※「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

### 3 教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めま  
す。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業等の確保方  
策及び実施時期を設定します。

#### 3-1 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次  
のとおりです。

《図表35 平日日中の教育・保育》

認定区分		対象事業	事業概要	
1号	子どもが満3歳以上保育の必要なし	専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭 共働きで教育ニーズの強い（幼稚園等の利用）家庭	認定こども園及び幼稚園	認定こども園（保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施。
2号	子どもが満3歳以上保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園及び保育所	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。
3号	子どもが満3歳未満保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園及び保育所、地域型保育事業	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、上記と同様の対応。

### 3-2 量の見込みと確保方策等

平日日中の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業等の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

#### ① 1号認定（3歳以上保育の必要なし）

1号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）による確保方策等を次のとおり設定します。

《図表36 1号認定》

（単位：人）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	34	31	28	28	28
確保方策	120	120	120	120	120
特定教育・保育施設	120	120	120	120	120
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0

#### ② 2号認定（3歳以上保育の必要あり）

2号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）等による確保方策等を次のとおり設定します。

《図表37 2号認定》

（単位：人）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	103	92	85	83	85
幼児期の学校教育の 利用希望が強い	5	4	4	4	4
上記以外	98	88	81	79	81
確保方策	160	160	160	160	160
特定教育・保育施設	160	160	160	160	160
認可外保育施設	0	0	0	0	0

### ③ 3号認定（3歳未満保育の必要あり）

3号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）等による確保方策等を次のとおり設定します。

《図表38 3号認定》

《0歳》

（単位：人）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	15	15	15	15	15
確保方策	16	16	16	16	16
特定教育・保育施設	15	15	15	15	15
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	1	1	1	1	1

《1・2歳》

（単位：人）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	55	57	62	60	59
確保方策	77	77	77	77	77
特定教育・保育施設	72	72	72	72	72
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	5	5	5	5	5

### ④ 0～2歳児童の保育利用率

国から示された基本指針等に沿って、計画期間における0～2歳児童の保育利用率を次のとおり設定します。

《図表39 0～2歳児童の保育利用率》

（単位：人、％）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
推計児童人口（0～2歳）	118	120	125	123	121
保育所入所児童数（量の見込み）	70	72	77	75	74
保育利用率	59.3	60.0	61.6	61.0	61.2

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に沿って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

### 4-1 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

《図表40 地域子ども・子育て支援事業》

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	11時間等を超えて保育を行う事業。	0歳～就学前まで
2	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ等)	放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業。	1～6年生
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ（宿泊を伴う預かり）、トワイライトステイ（夕方から夜間の預かり）。	0～18歳
4	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。	0歳～就園前まで
5	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）。	3歳～就学前まで (幼稚園)
		認定こども園、保育所での一時預かり。	0歳～就学前まで
6	病児保育事業	病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業。	0歳～就学前まで 1～6年生
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス。	0歳～就学前まで 1～6年生

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
8	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。	0歳～就学前まで 1～6年生
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	0歳
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。	妊婦
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業※	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。	事業者
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業※	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。	事業者

※12及び13の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない。

## 4-2 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

### ① 時間外保育事業（延長保育事業）

11時間等の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を図る事業です。

なお、本町は計画期間中の当事業の実施は見込まず、夜間保育施設等と連携を図りつつ、ニーズに対応していきます。

《図表41 時間外保育事業（延長保育事業）》

（単位：人）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	6	6	5	5	5
確保方策	-	-	-	-	-





## ② 放課後児童健全育成事業

### ア 放課後児童クラブ

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。

《図表42 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）》

(単位：人)

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	70	64	61	58	58
小学1年生（6歳）	19	19	19	19	19
小学2年生（7歳）	19	17	17	17	17
小学3年生（8歳）	19	16	12	12	12
小学4年生（9歳）	4	9	8	6	6
小学5年生（10歳）	6	3	5	4	4
小学6年生（11歳）	3	0	0	0	0
確保方策	70	64	61	58	58
小学1年生（6歳）	19	19	19	19	19
小学2年生（7歳）	19	17	17	17	17
小学3年生（8歳）	19	16	12	12	12
小学4年生（9歳）	4	9	8	6	6
小学5年生（10歳）	6	3	5	4	4
小学6年生（11歳）	3	0	0	0	0

### イ 放課後子ども教室

放課後子ども教室は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する事業です。

《図表43 放課後子ども教室》

(単位：か所)

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
確保方策	1	1	1	1	1

### ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

なお、本町は計画期間中の当事業の実施は見込まず、今後とも町外施設の利用を紹介するなど、相談支援に努めます。

《図表44 子育て短期支援事業（ショートステイ）》

（単位：人日／年）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	-	-	-	-	-

### ④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子ども・子育て支援に関する講習等があります。

《図表45 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）》

（単位：人回／年）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	4,044	4,116	4,284	4,212	4,152
確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

## ⑤ 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

### ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

《図表46 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）》

（単位：人日／年）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	292	284	276	269	262
1号認定による利用	292	284	276	269	262
2号認定による利用	0	0	0	0	0
確保方策	292	284	276	269	262

### イ 保育所その他の場所での一時預かり

（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

《図表47 保育所その他の場所での一時預かり》

（単位：人日／年）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	102	100	98	96	94
確保方策	97	95	93	91	89
一時預かり事業	77	75	73	71	69
子育て援助活動支援事業	20	20	20	20	20
子育て短期支援事業	-	-	-	-	-

## ⑥ 病児保育事業

病児保育事業は、地域の児童が急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

なお、本町は、計画期間中の病児保育（病中の児童の保育）の実施は見込みませんが、病後児保育（病気回復期にある児童の保育）を実施することを想定します。

《図表48 病児保育事業》

（単位：人日／年）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	445	423	413	407	407
確保方策	445	423	413	407	407
病児保育事業	-	-	-	-	-
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	445	423	413	407	407

## ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の就学児童対象部分

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

《図表49 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）》

（単位：人日／年）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

### ⑧ 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要なときに支援が受けられる事業を行います。

《図表50 利用者支援事業》

(単位：か所)

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

### ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

《図表51 乳児家庭全戸訪問事業》

(単位：人)

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	44	43	42	42	41
確保方策	実施体制	2	2	2	2
	実施機関	町	町	町	町
	委託団体	-	-	-	-

## ⑩ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

《図表52 養育支援訪問事業》

(単位：人)

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み		10	10	10	10	10
確保 方策	実施体制	4	4	4	4	4
	実施機関	町	町	町	町	町
	委託団体	介護保険事業者（一部委託）				

## ⑪ 妊婦健康診査

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

《図表53 妊婦健康診査》

(単位：人)

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み		44 (440)	43 (430)	42 (420)	42 (420)	41 (410)
確保 方策	実施場所	医療機関				
	実施体制	委託				
	検査項目	県内統一検査項目				
	実施時期	随時				

※（ ）内は、利用回数10回（平成26年度から平成30年度の一人当たり利用回数平均9.56回をもとに設定）を人数に乗じて算出

## 5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園、保育所、幼稚園でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、引き続き認定こども園を通じて、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、町内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

## 6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

## 7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児、生活困窮・養育困難な家庭など、特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

## 8 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

## 第6章 計画の推進に向けて

---





## 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、町内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

## 2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、その進捗状況を毎年度点検・評価します。

点検・評価にあたっては、「箱根町子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果を町民へ公表します。

**資料編**

---

# 1 箱根町子ども・子育て会議条例

## (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条第2項第1号及び第2号において「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、箱根町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

## (組織等)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第3条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## (専門委員)

第4条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、町長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

## 2 箱根町子ども・子育て会議委員名簿（令和元年度）

順不同・敬称略

	所属機関	役職	氏名
1	小田原医師会	箱根班	土屋 眞
2	小田原児童相談所	所長	高須 正幸
3	小田原保健福祉事務所	保健福祉課長	中條 和子
4	小田原短期大学	教授	吉田 収
5	箱根町民生委員 児童委員協議会	主任児童委員	佐々木 匡子
6	箱根町立幼稚園・幼児学園・ 保育園保護者会連絡協議会	会長	菊川 鉄也
7	箱根町立小学校PTA	会長	蕪木 孝之
8	箱根町立小・中学校 PTA連絡協議会	会長 (箱中PTA)	松本 卓
9	箱根町園長会	園長代表	高緑 早苗
10	箱根町校長会	校長代表	平塚 広
11	認可外保育施設 (ふれんどぱーく)	園長	舘 伸人
12	一般公募	-	田村 治美
13	一般公募	-	岡野 恵美
14	箱根町教育委員会	教育次長	小野 英敏
15	箱根町福祉部	福祉部長	八木 美栄子

---

## 箱根町 第2次子ども・子育て支援事業計画

---

令和2年3月発行

箱根町福祉部子育て支援課

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256

TEL : 0460-85-9595

E-mail : [kosodate@town.hakone.kanagawa.jp](mailto:kosodate@town.hakone.kanagawa.jp)

箱根町ホームページ : <http://www.town.hakone.kanagawa.jp>



## 箱根町 第2次子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

箱根町福祉部子育て支援課

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256

TEL:0460-85-9595

E-mail:kosodate@town.hakone.kanagawa.jp

箱根町ホームページ <http://www.town.hakone.kanagawa.jp/>